



(号外)  
発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

- 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件 (法務九〇)
- 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件 (同九一)
- 平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件 (同九二)
- 登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示 (国土交通三九〇)

〔その他告示〕

- 平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件 (中央労働委一)
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 (農林水産七九七)
- 生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件 (同七九八)
- 肥料の登録が失効した件 (同七九九)

〔公 告〕

諸事項

- 裁判所  
破産、免責、再生関係  
地方公共団体  
教育職員免許状取上げ処分、行旅死  
亡人関係  
会社その他  
会社決算公告

五 五 九 九 六 五

法規的告示

○ 法務省告示第九十号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件 (平成二十三年法務省告示第三百六十七号) の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十二日

法務大臣 鈴木 馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第一 目的 この告示は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書十第一編第六節1又は2の規定に基づき平成二十年度から令和四年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したインドネシア人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和七年二月十八日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づく協定外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十三年度を実施される看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師国家試験」という。）、平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師国家試験」という。）、平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師国家試験」という。）、平成二十六年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師国家試験」という。）、平成二十七年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師国家試験」という。）、平成二十八年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師国家試験」という。）、平成二十九年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という。）、平成三十年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年度に実施される看護師国家試験（以下「令和二年度看護師国家試験」という。）、令和三年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という。）、令和四年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）、令和五年度に実施される看護師国家試験（以下「令和五年度看護師国家試験」という。）、令和六年度に実施される看護師国家試験（以下「令和六年度看護師国家試験」という。）、若しくは令和七年度に実施される看護師国家試験（以下「令和七年度看護師国家試験」という。）、又は平成二十四年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）、平成二十五年度に実施され</p>	<p>第一 目的 この告示は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書十第一編第六節1又は2の規定に基づき平成二十年度から令和三年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したインドネシア人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和七年二月十八日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づく協定外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十三年度を実施される看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師国家試験」という。）、平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師国家試験」という。）、平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師国家試験」という。）、平成二十六年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師国家試験」という。）、平成二十七年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師国家試験」という。）、平成二十八年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師国家試験」という。）、平成二十九年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師国家試験」という。）、平成三十年年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年度に実施される看護師国家試験（以下「令和二年度看護師国家試験」という。）、令和三年度に実施される看護師国家試験（以下「令和三年度看護師国家試験」という。）、令和四年度に実施される看護師国家試験（以下「令和四年度看護師国家試験」という。）、令和五年度に実施される看護師国家試験（以下「令和五年度看護師国家試験」という。）、若しくは令和六年度に実施される看護師国家試験（以下「令和六年度看護師国家試験」という。）、又は平成二十四年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）、平成二十五年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）、平成二十六年年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）、平成二十七年年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）、</p>



二 特例インドネシア人介護福祉士候補者 二の二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十六年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の九に掲げる平成二十七年入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十に掲げる平成二十八年入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成二十九年入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十二に掲げる平成三十年入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十三に掲げる令和元年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者又は二の十四に掲げる令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。

〔二の二の十三 略〕

二の十四 令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和二年度に本邦に入国したインドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき滞在が許可される期間内又はその期間を超えて本邦に滞在しながら令和六年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたもの及び当該変更を受けた者であつて、当該変更後の在留資格に伴う在留期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留期間の更新を受けたものをいう。

二の十五 令和三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和三年度に本邦に入国したインドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士試験を受験した者であつて、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

〔三の六 略〕

第三 〔略〕

第四 特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

〔一の四 略〕

五 二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとして

〔一の四 略〕

15 令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者 令和八年一月一日

〔略〕

二 特例インドネシア人介護福祉士候補者 二の二に掲げる平成二十年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十四年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の七に掲げる平成二十五年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十六年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の九に掲げる平成二十七年入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十に掲げる平成二十八年入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成二十九年入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十二に掲げる平成三十年入国特例インドネシア人介護福祉士候補者、二の十三に掲げる令和元年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者又は二の十四に掲げる令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。

〔二の二の十三 同上〕

二の十四 令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和二年度に本邦に入国したインドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき滞在が許可される期間内又はその期間を超えて本邦に滞在しながら令和六年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

〔号を加える。〕

〔三の六 同上〕

第三 〔同上〕

第四 特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

〔一の四 同上〕

五 二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとして

〔一の四 同上〕

15 〔号の細目を加える。〕

〔同上〕

28 令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和七年一月一日及び令和八年一月一日  
 27 略  
 26 略  
 25 略  
 24 略  
 23 略  
 22 略  
 21 略  
 20 略  
 19 略  
 18 略  
 17 略

29 令和三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和八年一月一日  
 一月一日  
 六 四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔1～14 略〕  
 令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者 令和七年十月一日

28 令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和六年十月一日及び令和七年十月一日  
 29 令和三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和七年十月一日

第五 特例としての在留資格の変更又は在留期間の更新の手続

一 第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者

27 令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和七年一月一日  
 26 同上  
 25 同上  
 24 同上  
 23 同上  
 22 同上  
 21 同上  
 20 同上  
 19 同上  
 18 同上  
 17 同上  
 16 同上

〔号の細目を加える。〕  
 六 四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔1～14 同上〕  
 〔号の細目を加える。〕

27 令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和六年十月一日  
 26 同上  
 25 同上  
 24 同上  
 23 同上  
 22 同上  
 21 同上  
 20 同上  
 19 同上  
 18 同上  
 17 同上  
 16 同上

〔号の細目を加える。〕

第五 特例としての在留資格の変更又は在留期間の更新の手続

一 第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者

は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受け、又は法第二十条に規定する在留期間の更新の手続（三の許可を受けた者を対象とするものに限る。）を経て、新たな在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

〔15〕略

15 令和四年度入国特例インドネシア人看護師候補者 令和七年度看護師国家試験

〔16〕略

〔17〕略

〔18〕略

〔19〕略

〔20〕略

〔21〕略

〔22〕略

〔23〕略

〔24〕略

〔25〕略

〔26〕略

〔27〕略

〔28〕略

〔29〕略

令和二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和七年度介護福祉士試験  
令和三年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者 令和七年度介護福祉士試験

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○法務省告示第九十一号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号の一部を次のように改正する。）

令和七年五月二十二日

法務大臣 鈴木 馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
第一 目的	この告示は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書八第一節第六節1(a)又は(b)の規定に基づき平成二十一年度から令和四年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したフィリピン人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン	この告示は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）の適用を受け、協定附属書八第一節第六節1(a)又は(b)の規定に基づき平成二十一年度から令和三年度までに本邦に入国して滞在が許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したフィリピン人の滞在期間について、平成二十三年三月十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（EPA）」に基づくインドネシア人、フィリピン

は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受け、又は法第二十条に規定する在留期間の更新の手続（三の許可を受けた者を対象とするものに限る。）を経て、新たな在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

〔15〕略

〔16〕略

〔17〕略

〔18〕略

〔19〕略

〔20〕略

〔21〕略

〔22〕略

〔23〕略

〔24〕略

〔25〕略

〔26〕略

〔27〕略

〔28〕略

〔29〕略

〔号の細目を加える。〕

〔号の細目を加える。〕

〔同上〕



第二 定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一 特例フィリピン人看護師候補者 一の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十二年入国特例フィリピン人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十三年入国特例フィリピン人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十六年入国特例フィリピン人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十七年入国特例フィリピン人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十八年入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十九年入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十一に掲げる平成三十年入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の十三に掲げる令和三年入国特例フィリピン人看護師候補者をいう。

〔一の二の十三 略〕

一の十四 令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和四年度に本邦に入国したフィリピン人看護師候補者のうち、協定附属書八第一節第六節1(a)の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であつて、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

二 特例フィリピン人介護福祉士候補者 二の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十二年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十三年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十五年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の七に掲げる平成二十六年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十七年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の九に掲げる平成二十八年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十に掲げる平成二十九年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成三十年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者又は二の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者又は二の十三に掲げる令和三年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。

〔二の二の十三 略〕

二の十四 令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和三年度に本邦に入国したフィリピン人就労介護福祉士候補者のうち、協定附属書八第一節第六節1(b)の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士試験を受験した者であつて、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

〔三の六 略〕

第三 略

第四 特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

〔一の四 略〕

第二 定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一 特例フィリピン人看護師候補者 一の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十二年入国特例フィリピン人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十三年入国特例フィリピン人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十六年入国特例フィリピン人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十七年入国特例フィリピン人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十八年入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十九年入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十一に掲げる平成三十年入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の十三に掲げる令和三年入国特例フィリピン人看護師候補者をいう。

〔一の二の十三 同上〕

〔号を加える。〕

二 特例フィリピン人介護福祉士候補者 二の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十二年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十三年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十五年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の七に掲げる平成二十六年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十七年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の九に掲げる平成二十八年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十に掲げる平成二十九年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成三十年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者又は二の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者又は二の十三に掲げる令和三年入国特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。

〔二の二の十三 同上〕

〔号を加える。〕

〔三の六 同上〕

第三 同上

第四 特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

〔一の四 同上〕

五 二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔1～12 略〕

13 令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和八年一月一日

- 14 略
- 15 略
- 16 略
- 17 略
- 18 略
- 19 略
- 20 略
- 21 略
- 22 略
- 23 略
- 24 略
- 25 略
- 26 令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和八年一月一日

六 四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔1～12 略〕

13 令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和七年十月一日

- 14 略
- 15 略
- 16 略
- 17 略
- 18 略
- 19 略
- 20 略
- 21 略
- 22 略
- 23 略
- 24 略
- 25 略
- 26 令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和七年十月一日

七 略

五 二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔1～12 同上〕

13 〔号の細目を加える。〕

- 14 同上
- 15 同上
- 16 同上
- 17 同上
- 18 同上
- 19 同上
- 20 同上
- 21 同上
- 22 同上
- 23 同上
- 24 同上

六 四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔1～12 同上〕

13 〔号の細目を加える。〕

- 14 同上
- 15 同上
- 16 同上
- 17 同上
- 18 同上
- 19 同上
- 20 同上
- 21 同上
- 22 同上
- 23 同上
- 24 同上

七 〔号の細目を加える。〕  
〔同上〕

<p>第一 目的</p> <p>この告示は、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡(以下「ベトナム交換公文」という。)1(a)又は(b)の規定に基づき平成二十六年から令和四年度に本邦に入国して滞りが許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したベトナム人の滞在期間について、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定(EPA)」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定(EPA)」に基づくイン</p>	<p>改正</p> <p>後</p>	<p>第五 特例としての在留資格の変更の手続</p> <p>一 第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするフィリピン人看護師候補者又はフィリピン人就労介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。</p> <p>〔15〕12 略</p> <p>〔13〕 令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者 令和七年度看護師国家試験</p> <p>〔14〕 略</p> <p>〔15〕 略</p> <p>〔16〕 略</p> <p>〔17〕 略</p> <p>〔18〕 略</p> <p>〔19〕 略</p> <p>〔20〕 略</p> <p>〔21〕 略</p> <p>〔22〕 略</p> <p>〔23〕 略</p> <p>〔24〕 略</p> <p>〔25〕 略</p> <p>〔26〕 令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者 令和七年度介護福祉士試験</p> <p>〔二〕四 略</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>○ 法務省告示第九十二号</p> <p>平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国に関する指針の特例を定める件(平成二十九年法務省告示第二百四十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和七年五月二十二日</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>
<p>第一 目的</p> <p>この告示は、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡(以下「ベトナム交換公文」という。)1(a)又は(b)の規定に基づき平成二十六年から令和三年度に本邦に入国して滞りが許可される期間内に看護師国家試験又は介護福祉士試験を受験したベトナム人の滞在期間について、平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定(EPA)」に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、平成三十一年二月二十二日閣議決定「経済連携協定(EPA)」に基づくイン</p>	<p>改正</p> <p>前</p>	<p>第五 特例としての在留資格の変更の手続</p> <p>一 第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするフィリピン人看護師候補者又はフィリピン人就労介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。</p> <p>〔15〕12 同上</p> <p>〔13〕 「号の細目を加える。」</p> <p>〔14〕 同上</p> <p>〔15〕 同上</p> <p>〔16〕 同上</p> <p>〔17〕 同上</p> <p>〔18〕 同上</p> <p>〔19〕 同上</p> <p>〔20〕 同上</p> <p>〔21〕 同上</p> <p>〔22〕 同上</p> <p>〔23〕 同上</p> <p>〔24〕 同上</p> <p>〔25〕 同上</p> <p>〔26〕 「号の細目を加える。」</p> <p>〔二〕四 同上</p> <p>法務大臣 鈴木 馨祐</p>

ドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和七年二月十八日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づくベトナム交換公文外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十九年に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年看護師国家試験」という。）、平成三十年に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年に実施される看護師国家試験（以下「令和二年看護師国家試験」という。）、令和三年に実施される看護師国家試験（以下「令和三年看護師国家試験」という。）、令和四年に実施される看護師国家試験（以下「令和四年看護師国家試験」という。）、令和五年に実施される看護師国家試験（以下「令和五年看護師国家試験」という。）、令和六年に実施される看護師国家試験（以下「令和六年看護師国家試験」という。）、若しくは令和七年度に実施される看護師国家試験（以下「令和七年度看護師国家試験」という。）、又は平成三十年に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年介護福祉士試験」という。）、令和三年に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年介護福祉士試験」という。）、令和四年に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年介護福祉士試験」という。）、令和五年に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年介護福祉士試験」という。）、令和六年に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年介護福祉士試験」という。）、若しくは令和七年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和七年度介護福祉士試験」という。）、を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二 定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一 特例ベトナム人看護師候補者 一の二に掲げる平成二十六年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十七年入国特例ベトナム人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十八年入国特例ベトナム人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十九年入国特例ベトナム人看護師候補者、一の六に掲げる平成三十年入国特例ベトナム人看護師候補者、一の七に掲げる令和元年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の八に掲げる令和二年入国特例ベトナム人看護師候補者、一の九に掲げる令和三年入国特例ベトナム人看護師候補者又は一の十に掲げる令和四年入国特例ベトナム人看護師候補者をいう。

「一の二」の九略

ドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について、令和三年二月十九日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は令和五年二月二十一日閣議決定「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づくベトナム交換公文外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十九年に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年看護師国家試験」という。）、平成三十年に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年看護師国家試験」という。）、令和元年度に実施される看護師国家試験（以下「令和元年度看護師国家試験」という。）、令和二年に実施される看護師国家試験（以下「令和二年看護師国家試験」という。）、令和三年に実施される看護師国家試験（以下「令和三年看護師国家試験」という。）、令和四年に実施される看護師国家試験（以下「令和四年看護師国家試験」という。）、令和五年に実施される看護師国家試験（以下「令和五年看護師国家試験」という。）、令和六年に実施される看護師国家試験（以下「令和六年看護師国家試験」という。）、又は平成三十年に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年介護福祉士試験」という。）、令和元年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和元年度介護福祉士試験」という。）、令和二年に実施される介護福祉士試験（以下「令和二年介護福祉士試験」という。）、令和三年に実施される介護福祉士試験（以下「令和三年介護福祉士試験」という。）、令和四年に実施される介護福祉士試験（以下「令和四年介護福祉士試験」という。）、令和五年に実施される介護福祉士試験（以下「令和五年介護福祉士試験」という。）、若しくは令和六年度に実施される介護福祉士試験（以下「令和六年度介護福祉士試験」という。）、を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二 定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一 特例ベトナム人看護師候補者 一の二に掲げる平成二十六年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十七年入国特例ベトナム人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十八年入国特例ベトナム人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十九年入国特例ベトナム人看護師候補者、一の六に掲げる平成三十年入国特例ベトナム人看護師候補者、一の七に掲げる令和元年度入国特例ベトナム人看護師候補者、一の八に掲げる令和二年入国特例ベトナム人看護師候補者又は一の九に掲げる令和三年入国特例ベトナム人看護師候補者をいう。

「一の二」の九 同上

一の十 令和四年度入国特例ベトナム人看護師候補者 令和四年度に本邦に入国したベトナム人看護師候補者のうち、ベトナム交換公文1(a)の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であつて、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

二 特例ベトナム人介護福祉士候補者 二の二に掲げる平成二十六年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十七年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十八年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十九年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成三十年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の七に掲げる令和元年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の八に掲げる令和二年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者又は二の九に掲げる令和三年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者をいう。

二の九 令和三年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者 令和三年度に本邦に入国したベトナム人就労介護福祉士候補者のうち、ベトナム交換公文1(b)の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士試験を受験した者であつて、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

〔三〇六 略〕

第三 〔略〕

第四 特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

〔一〇四 略〕

五 二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔一〇八 略〕

令和四年度入国特例ベトナム人看護師候補者 令和八年一月一日

〔略〕

令和三年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者 令和八年一月一日

六 四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔一〇八 略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

令和四年度入国特例ベトナム人看護師候補者 令和七年十月一日

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔号を加える。〕

二 特例ベトナム人介護福祉士候補者 二の二に掲げる平成二十六年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十七年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十八年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十九年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成三十年入国特例ベトナム人介護福祉士候補者、二の七に掲げる令和元年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者又は二の八に掲げる令和二年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者をいう。

二の二〇二の八 同上

〔号を加える。〕

〔三〇六 同上〕

第三 〔同上〕

第四 特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

〔一〇四 同上〕

五 二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔一〇八 同上〕

〔号の細目を加える。〕

〔同上〕

〔号の細目を加える。〕

六 四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関を通じて地方出入国在留管理局に報告することとしていること。

〔一〇八 同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔号の細目を加える。〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

<p>別表第五 練習船による実習の基準 (一) (略)</p>	<p>改正後</p>	<p>○国土交通省告示第三百九十号 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第五十七条第六号の規定に基づき、登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。 令和七年五月二十二日 登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示 登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分とをこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。</p> <p>17 令和三年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者 令和七年度介護福祉士試験 16 略 15 略 14 略 13 略 12 略 11 略 10 略 9 令和四年度入国特例ベトナム人看護師候補者 令和七年度看護師国家試験 〔一〇八 略〕</p> <p>〔二〇四 略〕</p>
<p>別表第五 練習船による実習の基準 (一) (略)</p>	<p>改正前</p>	<p>17 令和三年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者 令和七年度介護福祉士試験 16 略 15 略 14 略 13 略 12 略 11 略 10 略 9 令和四年度入国特例ベトナム人看護師候補者 令和七年度看護師国家試験 〔一〇八 略〕</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>〔号の細目を加える。〕</p> <p>15 同上 14 同上 13 同上 12 同上 11 同上 10 同上 9 同上</p> <p>〔号の細目を加える。〕</p> <p>〔一〇八 同上〕</p> <p>第五 特例としての在留資格の変更の手続 一 第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。</p> <p>〔一〇八 同上〕</p> <p>第七 〔同上〕</p> <p>第五 特例としての在留資格の変更の手続 一 第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。</p> <p>〔一〇八 同上〕</p> <p>第七 〔同上〕</p> <p>第五 特例としての在留資格の変更の手続 一 第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。</p> <p>〔一〇八 同上〕</p>

国土交通大臣 中野 洋昌

(二) 六級海技士（航海）第一種養成施設及び内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合

項目	六級海技士（航海）第一種養成施設の場合	内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合
練習船の設備	次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあつては、第三号及び第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。	次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあつては、第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。
（略）	（略）	（略）
実習科目	1 航海に関する科目 一 航海計器 使用法及び誤差測定 二 〃 三 〃 四 レーダー 五 音響測深機	1・2 （略）
（略）	（略）	（略）

備考

1 六級海技士（航海）第一種養成施設にあつては、ジャイロコンパスの使用法及び誤差測定に関する実習であつて、練習船による実習と同等であると認められるものを行う場合は、実習科目の項六級海技士（航海）第一種養成施設の場合の欄第一項第一号の規定にかかわらず、航海計器（ジャイロコンパスに限る。）に関する実習を行うことを要しない。

2 内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設にあつては、実習の期間の項に規定する期間のうち二月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関に関連する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること。）における実習であつて、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもって代えることができる。

(二) 六級海技士（航海）第一種養成施設及び内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合

項目	六級海技士（航海）第一種養成施設の場合	内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設の場合
練習船の設備	次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあつては、第三号及び第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。	次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあつては、第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。
（略）	（略）	（略）
実習科目	1 航海に関する科目 一 航海計器 使用法及び誤差測定 二 〃 三 〃 四 レーダー 五 音響測深機	1・2 （略）
（略）	（略）	（略）

備考

内燃機関六級海技士（機関）第一種養成施設にあつては、実習の期間の項に規定する期間のうち二月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関に関連する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること。）における実習であつて、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもって代えることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○中央労働委員会告示第一号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次の表のように改正する。

令和七年五月二十二日

中央労働委員会会長 荒木 尚志

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後	
(略)	勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者	(略)
	独立行政法人統計センター	経営審議役 部長 次長 参事 課長 監査室長 室長（監査室長を除く。） 財務企画監 副課長 課長代理（人事、労務又は経理の事務を担当する者に限る。） 人事、労務又は経理担当の係長	
支局	支局長 支局次長 課長 室長 企画調整官 作業調整官（溶解課及び貨幣第一課に置くものに限る。） 課長補佐（人事又は労務担当の者に限る。） 主事（人事又は労務担当の者に限る。） 庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に關し支局の職員の取締りをするもの	部長 研究所長 部次長 課長 首席監察官 首席監査官 契約・保有資産監理官 室長 監察官 監査官 企画調整官 情報公開調整官 課長補佐（秘書、人事、労務、財務又は監察担当の者に限る。） 主事（秘書、人事、労務又は法務担当の者に限る。） 人事又は労務担当の係員（企画に關する事務を行う者に限る。） 庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に關し本局の職員の取締りをするもの	独立行政法人造幣局
		改 正 前	
(略)	勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者	(略)
	独立行政法人統計センター	経営審議役 部長 次長 人口・消費統計編成調整官 経済統計編成調整官 参事 課長 統計データ高度化推進官 監査室長 室長（監査室長を除く。） 人事企画監 財務企画監 副課長 課長代理（人事、労務又は経理の事務を担当する者に限る。） 人事、労務又は経理担当の係長	
支局	支局長 支局次長 課長 室長 企画調整官 作業調整官（溶解課及び貨幣第一課に置くものに限る。） 専門官（人事又は労務担当の者に限る。） 主事（人事又は労務担当の者に限る。） 庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に關し支局の職員の取締りをするもの	部長 研究所長 部次長 課長 首席監察官 首席監査官 広報官 契約・保有資産監理官 研修所長 博物館長 室長 監察官 監査官 企画調整官 情報公開調整官 専門官（秘書、人事、労務、財務、又は監察担当の者に限る。） 主事（秘書、人事、労務又は法務担当の者に限る。） 人事又は労務担当の係員（企画に關する事務を行う者に限る。） 庁舎又は構内の警備に従事する者でその職務の執行に關し本局の職員の取締りをするもの	独立行政法人造幣局

○農林水産省告示第七百九十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年二月二十四日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年五月二十二日 農林水産大臣 江藤 拓

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が令和10年3月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第60414号	液状肥料	くみあい有機入り尿素高度液状複合肥料062号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第65817号	液状肥料	住友複合液体肥料ミネラップB（鉄添加）	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号
生第78288号	化成肥料	くみあいASU入り複合硝加燐安S082	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
生第84895号	化成肥料	マザー有機入り化成088	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第84908号	汚泥肥料	STO（サウストカチオーガニック）	南十勝農産加工農業協同組合連合会	北海道河西郡中札内村中札内西二線230番地3
生第84910号	汚泥肥料	広田発酵肥料	柏崎市上下水道局	新潟県柏崎市鏡町1番11号
生第91020号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料500特Z号	朝日アグリ株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第91022号	化成肥料	光苦土有機入り化成724号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第91024号	化成肥料	粒状さかな君	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地5
生第91037号	汚泥肥料	知多の肥料	株式会社知多環境研究所	愛知県常滑市小鈴谷字奥沢103番2
生第91039号	汚泥肥料	JAパワー2号	佐賀県農業協同組合	佐賀県佐賀市栄町3番32号
生第93226号	化成肥料	くみあい苦土・マンガン・ほう素・有機入り複合164号	朝日アグリ株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第93231号	液状肥料	有機入り液肥684	株式会社高村有機技研	東京都千代田区岩本町二丁目1番17号
生第93232号	液状肥料	153複合液肥1号	株式会社生科研	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地4
生第93236号	混合汚泥複合肥料	ゆうき855号	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐関船町宮下2番地の2
生第93237号	汚泥肥料	丹波篠山市混合汚泥肥料	丹波篠山市	兵庫県丹波篠山市北新町41番地
生第93238号	汚泥肥料	クリーンコンボ	庄内広域行政組合	山形県東田川郡三川町大字押切新田字茨谷地50番地
生第93239号	汚泥肥料	山食1号	株式会社山梨食肉流通センター	山梨県笛吹市石和町唐柏1028番地

生第93240号	汚泥肥料	かんとりースーパー佐賀	佐賀市上下水道局	佐賀県佐賀市若宮三丁目6番60号
生第102021号	液状肥料	スーパーアミノ30	西日本興産株式会社	大阪府大阪市東成区大今里四丁目23番18号
生第102038号	化成肥料	くみあい有機入り化成700号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁目3番1号
生第102039号	配合肥料	くみあい苦土マンガンほう素尿素入り複合硝加燐安S039号	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
生第102040号	配合肥料	エーコープ苦土マンガンほう素尿素入り複合硝加燐安S004号	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
生第102045号	汚泥肥料	鶴岡コンポスト	鶴岡市農業協同組合	山形県鶴岡市日吉町3番1号
生第102052号	化成肥料	高度化成OX358号	エムシー・ファーターイコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第102054号	化成肥料	高度化成OX1353号	エムシー・ファーターイコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第102055号	化成肥料	高度化成OX3684号	エムシー・ファーターイコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第102063号	液状肥料	K-664	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目6番8号
生第102064号	化成肥料	有機入り複合肥料605号	朝日アグリ株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第102066号	混合堆肥複合肥料	堆肥入り複合肥料888号	朝日アグリ株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第102070号	液状肥料	アミノアップ634α	荻崎産商株式会社	静岡県藤枝市志太一丁目2番12号
生第102079号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料8044	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第102082号	配合肥料	スミフレンド777号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町1番地
生第105171号	液状肥料	不二7-0-0	有限会社不二養土	長崎県大村市中里町390番地1
生第105177号	汚泥肥料	Ttk肥料1号	Ttkエンタープライズ株式会社	愛媛県今治市喜田村五丁目15番1号
生第107184号	熔成けい酸質肥料	ディーエムケイカル	株式会社エヌジェイ・エコサービス	福岡県北九州市戸畑区大字中原46番地59
生第107194号	化成肥料	有機入り化成肥料082	株式会社エフエスコポレーション	兵庫県尼崎市昭和南通三丁目26番地
輸第9314号	化成肥料	有機入り化成5-11-16	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番5号
輸第13609号	混合窒素肥料	ほう素入り硝酸石灰・硝安混合肥料	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
輸第13610号	副産肥料	27とうもろこし副産りん酸	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
輸第102043号	副産肥料	骨りん酸	グリーンコスモス株式会社	北海道苫小牧市新開町三丁目13番2号

外第105201号	配合肥料	NovAcid 6.5—23—23 + 7 CaO	FERTILIZERS & CHEMICALS LIMITED	イスラエル国ハイファ P.O.box 1428	生第102010号	化成肥料	マンガンほう素有機入り化成897特号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通3丁目26番地	
			ICL JAPAN株式会社 (国内管理人)	東京都文京区後楽二丁目2番22号	生第102013号	化成肥料	マンガンほう素有機入り化成897特号	株式会社ジェイ・ティ・エフ	兵庫県高砂市高砂町東宮町1038番地4	
		有効期間が令和10年3月25日となったもの			生第102035号	化成肥料	新東有機入りベレット特8号II	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番1	
	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所	生第102077号	化成肥料	くみあい苦土尿素入り複合磷加安040	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
	生第81475号	汚泥肥料	普通肥料温故知新	いちき串木野市・日置市衛生処理組合	鹿児島県いちき串木野市海瀬410番地1	生第102088号	成形複合肥料	くみあいほう素尿素有機入り粒状固形肥料S365	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3
	生第81476号	汚泥肥料	有機入り汚泥肥料1	富良野広域連合	北海道富良野市栄町18番20号	生第102090号	成形複合肥料	粒状固形肥料A820	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3
	生第81477号	汚泥肥料	pf北の土	株式会社バイオニアフーズ	北海道虻田郡京極町字京極138番1	生第102091号	成形複合肥料	くみあい有機入り粒状固形肥料S305	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3
	生第87927号	汚泥肥料	長岡1号	榛東村	群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1	生第102092号	化成肥料	くみあい化成肥料533	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3
	生第87930号	汚泥肥料	SOY—POWER ゆうき	株式会社京都庵	京都府福知山市三和町下川合37番地の4	生第102094号	成形複合肥料	粒状固形肥料B899号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3
	生第87931号	汚泥肥料	ぐんぐんもりちゃん	兵庫県朝来市	兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1	生第105096号	化成肥料	くみあい苦土ほう素尿素入り複合磷加安483号	協同肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町1丁目23番地
		有効期間が令和10年3月26日となったもの				生第105134号	化成肥料	中日本苦土入り高度化成S383	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市南中村区名駅5丁目23番12号
	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所	生第105168号	配合肥料	リーフアップN Ver 2.0	株式会社ミズホ生化学工業	岐阜県瑞浪市土岐町字南山8017番地の62
	輸第6347号	家庭園芸用複合肥料	ピーターズ15—11—29	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃1丁目1番94号	生第105170号	化成肥料	有機入り化成698号	東邦化成工業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号
	輸第6348号	家庭園芸用複合肥料	ピーターズ18—18—18	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃1丁目1番94号	生第105172号	液状肥料	液体微量要素複合肥料1号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地3
	輸第6349号	家庭園芸用複合肥料	ピーターズ30—10—10	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃1丁目1番94号	生第105173号	化成肥料	くみあい有機入り化成特022号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁目3番1号
		有効期間が令和13年3月24日となったもの				生第105174号	化成肥料	くみあい有機入り化成特933号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁目3番1号
	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所	生第105179号	化成肥料	YA高度化成005	有機アグロ株式会社	兵庫県加古川市別府町新野辺3062番地
	生第54840号	加工りん酸肥料	16.0粒状苦土過磷酸特号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10	生第105181号	配合肥料	リンカリ配合3号	株式会社東商	静岡県焼津市本中根350番地の1
	生第69404号	成形複合肥料	くみあい粒状固形肥料S136	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3	生第105182号	化成肥料	くみあい高度化成824号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3
	生第69405号	成形複合肥料	くみあい尿素入り粒状固形肥料545	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3	生第105185号	化成肥料	くみあい苦土・有機入り化成2062	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
	生第69406号	被覆複合肥料	被覆化成222	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10	生第105194号	化成肥料	高度化成F14—14—14	株式会社サトシ・エントープライズ	東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段靖苑ビル4階
	生第73817号	化成肥料	苦土入り硫加磷安9885	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号	生第105195号	化成肥料	化成肥料F8—8—8+1	株式会社サトシ・エントープライズ	東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段靖苑ビル4階
	生第93229号	成形複合肥料	茶用美緑S5126号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3					
	生第93242号	化成肥料	くみあい苦土マンガンほう素有機入り化成S777	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地					
	生第93245号	化成肥料	加磷硝安マジオリカブルー6号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号					

生第105197号	化成肥料	微量要素苦土入り化成200	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第81441号	被覆窒素肥料	42被覆尿素50号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第105198号	化成肥料	ミズホ化成444号	ミズホユーキ有限会社	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地	生第81442号	被覆窒素肥料	42被覆尿素70号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
輸第13612号	硝酸石灰	14.0硝酸カルシウム	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号	生第81443号	被覆窒素肥料	42被覆尿素100号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
輸第13613号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	UF38	日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目10番5号	生第81444号	被覆窒素肥料	42被覆尿素140号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
輸第105175号	化成肥料	イモ8-12-24Mg	グリーンコスモス株式会社	北海道苫小牧市新開町三丁目13番2号	生第81445号	被覆窒素肥料	42被覆尿素180号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
輸第105178号	加工苦土肥料	MS-55	啓和ファインマテリアル株式会社	岡山県備前市八木山830番地	生第81446号	被覆窒素肥料	42被覆尿素270号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
輸第105199号	化成肥料	けい酸入り化成肥料30号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	生第81448号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート40号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
輸第105204号	被覆窒素肥料	ECO SCU 35	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目8番2号	生第87895号	被覆窒素肥料	くみあい41.0被覆尿素エムコートS20H	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
外第244号	混合窒素肥料	UA22号	山東雲涛有機肥料有限公司	中華人民共和国山東省維坊市峽山区岬山街道済青高速峽山口向南1000米	生第87914号	液状肥料	エフゲン058液肥	株式会社扶相	北海道河西郡芽室町西2条5丁目2番地7
			雲涛有機株式会社(国内管理人)	京都府相楽郡和束町大字中小字平田13番地の1	生第87932号	化成肥料	マザー化成233-499	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
外第105176号	混合微量元素肥料	微量元素混合肥料Zn877	青島宇慧綠色工貿有限公司	中華人民共和国(山東)自由貿易試験区青島片区前湾保税港区莫斯科路38号(A)	生第87933号	化成肥料	化成肥料888号	東豊株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
			グリーンコスモス株式会社(国内管理人)	北海道苫小牧市新開町三丁目13番2号	生第87934号	化成肥料	高度化成444号	東豊株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
					生第87935号	化成肥料	高度化成484号	東豊株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
					生第87936号	化成肥料	高度化成48号	東豊株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
					生第87937号	化成肥料	高度化成NK606号	東豊株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
					輸第7758号	甲穀類質肥料粉末	3-2カニガラ	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
					輸第7759号	水酸化苦土肥料	マグピュアー55	谷商株式会社	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目6番9号
					輸第10825号	尿素	46.0 尿素	アグリタワー株式会社	東京都中央区勝どき六丁目3番2号3112
					輸第10826号	熔成りん肥	熔成りん肥19-15	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番5号
					輸第10827号	けい酸加里肥料	ケイ酸カリ2号	エスケー鉱産株式会社	愛知県名古屋市長和区檀溪通一丁目14番地の2
					輸第10828号	魚かす粉末	魚骨ミール2号	マルハニチロ株式会社	東京都江東区豊洲三丁目2番20号
					輸第10830号	わたみ油かす及びその粉末	黄色わたみ粕5-1.5-1.2	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番5号
					輸第10831号	配合肥料	有機入り配合肥料7-6-5	株式会社アーケテック	東京都品川区上大崎三丁目10番50号
					輸第10832号	配合肥料	有機入り配合肥料8-7-4	株式会社アーケテック	東京都品川区上大崎三丁目10番50号

有効期間が令和13年3月25日となったもの

登録番号 肥料の種類 肥料の名称

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第81432号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート30	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第81433号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート40	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第81434号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート50	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第81435号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第81436号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート100	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第81437号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート140	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第81438号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート180	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第81439号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート270	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第81440号	被覆窒素肥料	42被覆尿素40号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号

有効期間が令和13年3月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
輸第5254号	ほう酸塩肥料	48ほう酸塩肥料	共立マテリアル株式会社	愛知県名古屋港区築三町2丁目41番地
輸第6350号	硝酸アンモニア	34.0硝酸アンモニア	明京商事株式会社	東京都千代田区内神田一丁目14番6号

2 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第105418号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百一十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二十一日 農林水産大臣 江藤 拓

1 生産業者の住所の変更

登録番号 生第89436号、生第105437号、生第107409号、生第107410号

変更前 愛知県名古屋市中川区下之一色町字波花109番地

変更後 愛知県名古屋市中川区高畑一丁目52番地

2 肥料の名称の変更

登録番号 生第89131号

変更前 くみあいCDU・苦土・ほう素・尿素入り複合肥料026

変更後 くみあいCDU・苦土・ほう素入り複合肥料026

○農林水産省告示第105419号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百一十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二十一日 農林水産大臣 江藤 拓

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第93258号	混合りん酸肥料	くみあい粒状熔りん・鉱さい混合肥料1号	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地
生第107883号	汚泥肥料	ウルトラ・エックス YP	株式会社NEWGREEN SUPPLY	山形県鶴岡市湯野沢字畑田58番地

2 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）



記 録 簿

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第16号

新潟県糸魚川市大字須沢3543番地 ノーブル 式番館102号室

債務者 宮越 清

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 順子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
新潟地方裁判所高田支部

令和7年（フ）第1092号

大阪府豊中市原田元町2丁目9番4—203号

債務者 美容鍼灸院Haristellaこと 矢島 瑠偉

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森川 順
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第367号

大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目11番1号

債務者 北村 英夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 周一

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後2時

5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年（フ）第208号

北九州市八幡西区陣原2丁目15番6—608号、  
前住所北九州市門司区下馬寄3番6—404号

債務者 辻 守

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原田 徹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第268号

北九州市小倉北区泉台1丁目6番12号（102）

債務者 坂田 好太

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊池 研太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（フ）第7号

熊本県天草市牛深町3294番地4、前住所熊本  
県天草市牛深町3247番地

債務者 田中 宗志

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時10分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 浩一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
熊本地方裁判所天草支部

**令和7年(フ)第25号**

岩手県奥州市水沢字大町22番地  
債務者 高橋 玄平

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日高 拓郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
盛岡地方裁判所水沢支部

**令和7年(フ)第332号**

仙台市泉区館1丁目13番地の11  
債務者 今野 正伸

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 工藤 大樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月8日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第417号**

仙台市泉区鶴が丘1丁目47番地の21  
債務者 相澤 滯良

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 耕平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月8日午後1時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第28号**

福島市御山字田中29-10ニュー・マヤオーレ201、住民票上の住所福島市笹谷字藤蔵東6番地の6  
債務者 松崎 隆二

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川端 茂樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
福島地方裁判所

**令和7年(フ)第47号**

福島市太平寺字東ノ内22番地の2スペースイン大平寺203、従前の住所福島市桜木町12番13号  
債務者 木幡 昭太

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠田 智也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
福島地方裁判所

**令和6年(フ)第948号**

広島市中区宝町8番25-604号  
債務者 吉田 一貴

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 敏之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第162号**

広島市西区己斐上2丁目37番15-103号  
債務者 牛尾 匡位

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 要治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第280号**

広島市南区西霞町24番10号  
債務者 煙石 将博

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中元 僚子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第11号**

高知県香南市夜須町西山1337番地13、旧住所高知県安芸市土居557番地イ  
債務者 座安 信匡

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 櫛田 祐介

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
高知地方裁判所安芸支部破産係

**令和7年(フ)第22号**

福岡県田川郡糸田町4129番地1 10-4号  
債務者 山田 剛士

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福岡 亮介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
福岡地方裁判所田川支部

**令和7年(フ)第9号**

鹿児島県枕崎市塩屋北町216番地  
債務者 前山 貴子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

**令和7年(フ)第31号**

山形県米沢市舘山5丁目1番29号  
債務者 長谷川直紀

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東海林寛子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
山形地方裁判所米沢支部

**令和7年(フ)第15号**

山梨県南アルプス市藤田1560番地2 ヴィラ・クレストII 305号室  
債務者 内池 秀樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近藤 徹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第72号**

山梨県南アルプス市百々2944番地4、前住所山梨県西八代郡市川三郷町岩間4418番地23  
債務者 伊藤 卓

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清田 路子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第110号**

愛知県刈谷市東境町屋24番地1  
債務者 稲垣 昭司

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安藤 芳朗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第80号**

三重県津市久居桜が丘町1730番地180  
債務者 才口 衛

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北蘭 太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
津地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第126号**

滋賀県草津市南笠東1丁目16番60-3010号  
アートプラザ・ユエ、前住所滋賀県近江八幡市中小森町701番地(B-201号)  
債務者 藤井 宏行

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲田ますみ
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第275号**

神戸市垂水区狩口台5丁目15番304号  
債務者 坂木 早苗

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 世良 峻
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第289号**

神戸市兵庫区中道通6丁目3番11号  
債務者 トップサインこと 長澤 武夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀧澤 崇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第14号**

鹿児島県奄美市名瀬久里町19番18号  
債務者 要 末広

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 敏徳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

**令和7年(フ)第20号**

沖縄県南城市大里字稲嶺2249番地2 グラン  
デヴィラジジオ 106号室  
債務者 安仁屋勇希

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島田 考人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ)第205号**

大阪府岸和田市門前町1丁目4番10-107号  
債務者 森貞 巧

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小美野達之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第81号**

徳島県板野郡上板町七條字栗ノ木前30番地1  
債務者 藤井 圭

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 生長 拓也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
徳島地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第11号**

愛媛県今治市小泉4丁目6番55号 Sビル  
101号、前住所愛媛県今治市東鳥生町1丁目  
7番47号  
債務者 小原亮太郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々木達耶
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前11時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
松山地方裁判所今治支部

**令和7年(フ)第1384号**

神戸市北区京地2丁目16番地の7  
債務者 長谷川吉秀

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横手 章教
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1596号**

大阪府守口市外島町6番東2-1110号  
債務者 代 愛志

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鶴見 泰之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1801号**

大阪市西成区潮路1丁目6番27号 グラント  
ルチェ 705号  
債務者 竹内 秀樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池内 悠樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第202号**

大阪府阪南市尾崎町1丁目43番5号  
債務者 For Tuneこと 木造 豊

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉倉 邦樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第176号**

兵庫県姫路市山吹1丁目5番13号、従前の住  
所神戸市垂水区王居殿1丁目7番12号  
債務者 横川 海姫

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉谷 健一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第194号**

兵庫県加古川市別府町新野辺北町3丁目65番  
地の13  
債務者 大角 徹

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西川 弘康
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第50号**

広島県福山市春日町浦上2581番地3、旧住所  
兵庫県伊丹市荻野7丁目15番地 マトック荻  
野402号  
債務者 高橋 祐也

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田口 泰斗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(フ)第86号**

広島県福山市西新涯町1丁目23番15-101号、  
旧住民票上の住所広島県福山市大門町津之下  
336番地1、旧住所広島県福山市新涯町3丁  
目15番13-203号  
債務者 大馬 奎大

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片山 博矢
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(フ)第41号**

徳島県鳴門市瀬戸町明神字上本城85番地 小  
鳴門荘  
債務者 山口 英賛

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 正成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで  
徳島地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第39号**

岩手県花巻市西宮野目第6地割355番地 県  
営宮野目アパート1号棟126号

債務者 高橋 睦子

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神木 篤
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月8日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで  
盛岡地方裁判所花巻支部

**令和7年(フ)第40号**

岩手県北上市村崎野17地割69番地2 リ  
ヴェールタカハシB棟102号

債務者 吉田真喜子

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月8日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで  
盛岡地方裁判所花巻支部

**令和7年(フ)第174号**

兵庫県姫路市香寺町恒屋444番地1

債務者 常陰 恒

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森川 裕介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第196号**

千葉県市川市須和田1丁目7番8号

債務者 LIU BAIYANG 劉 柏楊

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤松 範夫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第417号**

埼玉県川口市南鳩ヶ谷5丁目6番4号 フレ  
アII 202号

債務者 橋本 純一

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小沢 剛司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第33号**

佐賀県唐津市八幡町638番地39 川添借家2  
号、前住所大阪市城東区新喜多2丁目3番21  
号

債務者 井上 祭

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永江竜之介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで  
佐賀地方裁判所唐津支部

**令和7年(フ)第87号**

熊本市南区川口町2577番地

債務者 山野 宏利

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福山 素士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第41号**

栃木県小山市美しが丘1丁目6番地15

債務者 原 千春

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山内 亮二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで  
宇都宮地方裁判所栃木支部

**令和7年(フ)第324号**

名古屋市西区幅下1丁目10番22号 G1ビル  
浅間町302号

債務者 鈴木 幸治

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井本 敬善
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第676号**

愛知県瀬戸市東米泉町59番地

債務者 山田ひとみ

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅野 康平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第166号**

熊本県菊池郡大津町大字新158番地2

ニューアラモードC棟 205号、前住所熊本  
県宇土市野鶴町1313番地1

債務者 内藤 祥吾

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高山 悦子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第148号**

静岡県伊東市荻471番地の788 グリーンヒル  
ズ202号

債務者 福田 勇輔

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田上 悠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(フ)第564号**

札幌市北区新琴似5条12丁目7番13号

債務者 伊藤 香菜(旧姓藤山)

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 沖田 尚
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第60号**

青森県弘前市大字取上5丁目16番地4

債務者 堀尾 竜太

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小笠原大記
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで  
青森地方裁判所弘前支部

**令和7年(フ)第215号**

神奈川県中郡大磯町大磯1492番地

債務者 小木曾貴博

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村松 謙
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第536号**

埼玉県久喜市上清久517番地7、旧住所埼玉  
県上尾市大字平塚1962番地4

債務者 佐溝 雅之

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉村 洋維
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第40号**

長野県上高井郡小布施町大字小布施1210番地29

債務者 関谷 啓次

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久田 道人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで  
長野地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第153号**

愛知県刈谷市半城土中町3丁目14番地10 レオネクストふたば102号

債務者 木下 康司

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丸山 浩平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第363号**

京都市伏見区深草西浦町1丁目10番地3 ロイヤル深草609号

債務者 井辻 智

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大西 洋至
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第83号**

佐賀県三養基郡基山町大字小倉281番地2  
レオパレスINOUE101号、前住所佐賀県三養基郡基山町大字小倉1079番地6 宮崎アパート2-C号

債務者 本山 史郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 隈 淳平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第50号**

北海道河東郡士幌町字士幌228番地 睦団地1号、住民票上の住所北海道河東郡士幌町字士幌幹西1線171番地12

債務者 柴田 真稔

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石王 大樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月7日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで  
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和7年(フ)第17号**

山口市大内矢田北6丁目3番3号 花咲美シェアハウス112号、前住所山口市巾尾480番地4

債務者 伊藤 久子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 洋一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで  
山口地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第91号**

金沢市畷田西4丁目66番地2 県営住宅5棟404号、住民票上の住所金沢市畷田西4丁目66番地2

債務者 藏 理香

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上野 花穂
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで  
金沢地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第18号**

秋田県山本郡三種町鯉川字下谷地40番地1

債務者 宮田 金利

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩崎 康宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午後3時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで  
秋田地方裁判所能代支部

**令和7年(フ)第62号**

熊本県菊池郡菊陽町大字原水1133番地10 サンビレッジフォーシーズンD 201号

債務者 藤本 昭子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 亮介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第25号**

島根県大田市久手町波根西2023番地1、住民票上の住所島根県大田市久手町刺鹿2439番地

債務者 高橋 憲生

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 智崇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで  
松江地方裁判所出雲支部

**令和7年(フ)第653号**

名古屋市北区大杉町6丁目105番地の6  
カーサナカシマ301号

債務者 石川 智英

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 輝征
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第325号**

京都市北区西賀茂榎ノ木町34番地2 大杉ハイツ209、前住所京都市北区上賀茂東後藤町46番地5

債務者 リフレ円町こと 堀川 和幸

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松尾 美幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第350号**

堺市南区晴美台1丁目29番10-101号

債務者 奥 勝子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 里村 洋平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第356号**

堺市中区深井清水町3537番地 コートビレッジ赤塚405号

債務者 鈴木 裕太

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下迫田浩司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第534号**

埼玉県戸田市下前1丁目7番7-104号

債務者 依田 修一

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 貞松 宏輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第17号**

福岡県直方市大字植木1579番地

債務者 富田 真弘

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀧脇 明裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで  
福岡地方裁判所直方支部

**令和7年(フ)第25号**

愛知県豊川市為当町椎木320番地 みかんとりんご101号、従前の住所愛知県豊川市御津町西方中道66番地1

債務者 白井鍼灸院こと 白井 則好

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 晴記
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年(フ)第327号**

堺市堺区南清水町1丁3番5-205号

債務者 能勢 愛美

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福下 大地
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第332号**

堺市北区新金岡町1丁2番18-101号

債務者 山口 英樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 別城 尚人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第1083号**

大阪市生野区小路東2丁目8番24号 グローパレス小路PartⅢ 105号室

債務者 大高 準

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岸 祐司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1084号**

大阪市生野区小路東2丁目8番24号 グローパレス小路PartⅢ 105号室

債務者 大高 美香

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岸 祐司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1733号**

大阪府和泉市はつが野2丁目2番5号

債務者 村原 忠実

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 瀬戸 崇史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第268号**

埼玉県春日部市八丁目325番地11

債務者 及川 智人

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井原 正則
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ)第84号**

広島県福山市大門町津之下336番地1

債務者 大馬 亜衣

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片山 博矢
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(フ)第85号**

広島県福山市大門町津之下336番地1

債務者 大馬 信哉

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片山 博矢
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(フ)第69号**

岩手県大船渡市立根町字川原75番地3

債務者 若狭 香輝

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷川博一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第50号**

栃木県小山市大字小山34番地 パークサイドタウンB棟、住所所東京都北区田端新町2丁目18番11-207号 DeLCCS TABATA

債務者 川村 健太

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤平 泰典
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで  
宇都宮地方裁判所栃木支部

**破産手続開始・破産手続廃止  
及び免責許可申立てに関する  
意見申述期間****令和6年(フ)第2427号**

札幌市豊平区美園9条2丁目3番26号 マリオンコート美園206号

債務者 小竹出純二

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和6年(フ)第2469号**

札幌市中央区南7条西10丁目1029番地9 Peererson S7W10-405号

債務者 一ノ宮彩衣

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第240号**

札幌市中央区北3条東2丁目2番地2 プライムアーバン北3条907号

債務者 若松 芽衣

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第275号**

札幌市手稲区西宮の沢4条2丁目1番56-201号

債務者 香高 航

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第335号**

札幌市白石区北郷1条8丁目7番16-202号

債務者 西口 篤志

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第362号**

札幌市厚別区もみじ台東2丁目18番3号  
債務者 佐藤 亜希

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第465号**

札幌市東区北9条東12丁目1番6号 マイステージ北極星205号  
債務者 長山 恵(旧姓小寺)

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第515号**

札幌市中央区南9条西6丁目1番17-402号  
債務者 寺島 昭雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第520号**

札幌市中央区南7条西13丁目3番17-307号  
債務者 鈴木 翔太

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第607号**

札幌市豊平区美園2条1丁目1番23-102号  
債務者 中島 麻実

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第654号**

札幌市豊平区福住1条1丁目5番1号 クラージュ福住II-305  
債務者 葛西さとみ

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第660号**

札幌市南区澄川2条5丁目2番3-408号  
債務者 竹村 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第50号**

釧路市春採4丁目28番9号 cosmos 203号  
債務者 中陳みゆき(旧姓根田)

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
釧路地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第65号**

釧路市桜ヶ岡5丁目19番27号  
債務者 秋田 朋恵(旧姓在原・石原)

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
釧路地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第106号**

群馬県佐波郡玉村町大字飯塚159番地8 フローラルコートII 203、旧住所群馬県前橋市茂木町133番地1 ハイツフレンドもてぎ103号  
債務者 高橋 舞美

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第52号**

千葉県山武郡横芝光町屋形5025番地3 テンダーヴィラ九十九里518号室  
債務者 菅野こずえ

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和7年(フ)第518号**

東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎西松原30番地28  
債務者 山川絵里加

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第594号**

東京都東村山市美住町2丁目24番地3 ピア美住9  
債務者 佐藤ルミ子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第146号**

静岡県沼津市旭町90番地 フジキャピタル201  
債務者 眞部一二三

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(フ)第155号**

静岡県三島市安久364番地の1 ふなんさん家、前住所静岡県三島市初音台7番地の23 レオパレスベンデュールI-204  
債務者 高木 紀彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(フ)第25号**

三重県多気郡多気町丹生4435番地3  
債務者 沼田 聖美

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
津地方裁判所松阪支部

**令和7年(フ)第237号**

大阪府河内長野市緑ヶ丘南町12番22号  
債務者 阪口 麻衣

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第280号**

大阪府高石市綾園6丁目22番32号  
債務者 高橋 早苗

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第300号**

堺市南区竹城台2丁目1番1-602号  
債務者 椎葉 忍

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第317号**

堺市西区山田2丁目94番地7 1棟806号  
債務者 山岡 悦夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第358号**

堺市中区深井中町915番地2 WAKOマンション303号  
債務者 坪江 貴生

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第359号**

堺市中区深井中町915番地2 WAKOマンション303号  
債務者 坪江 貴子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第117号**

盛岡市川目第13地割123番地4  
債務者 明戸 臣広

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第74号**

群馬県館林市花山町2番地の11  
債務者 伊藤 蓮

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
前橋地方裁判所太田支部

**令和7年(フ)第660号**

東京都国立市矢川3丁目22番地の32グランパリュウ-国立302  
債務者 高橋 祐

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第103号**

静岡県駿東郡清水町八幡76番地の5 メゾンド・プランタン 101、前住所静岡県沼津市大岡912番地の1 ウィンズ大岡101  
債務者 平瀬みゆき

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(フ)第104号**

静岡県浜松市中央区芳川町96番地 マルベリ-ハウス203  
債務者 乗富 将行

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第116号**

静岡県浜松市中央区舞阪町浜田342番地 レオパレストルネード舞阪309号室、前住所静岡県浜松市中央区若林町1864番地 キャンディウス102号  
債務者 鈴木 広巳

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第127号**

静岡県浜松市浜名区根堅1730番地の5 市営根堅団地2-14号  
債務者 高林 くら

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第133号**

静岡県浜松市中央区曳馬6丁目13番9-212号 サ-パス曳馬  
債務者 川崎 千裕

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和6年(フ)第122号**

岡山県津山市東一宮52番地1 オリオンパレス101  
債務者 井上 剛

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
岡山地方裁判所津山支部

**令和7年(フ)第76号**

香川県高松市福岡町1丁目9番8-302号  
コート福岡Ⅱ  
債務者 水田 並子

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年（フ）第45号**

北海道苫小牧市澄川町7丁目8番20号  
債務者 千葉 竜美

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
札幌地方裁判所苫小牧支部

**令和7年（フ）第46号**

北海道苫小牧市澄川町7丁目8番20号  
債務者 千葉美津子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
札幌地方裁判所苫小牧支部

**令和7年（フ）第312号**

仙台市泉区黒松3丁目12番9号 BAU黒松  
イースト205  
債務者 千葉 莉紗

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年（フ）第330号**

仙台市泉区旭丘堤1丁目19番23号  
債務者 星 知子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年（フ）第362号**

仙台市青葉区北山3丁目7番11号 ジュネス  
北山202、従前の住所大阪府守口市寺方本通  
1丁目3番30号  
債務者 竹内 良介

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年（フ）第57号**

秋田市高陽幸町2番43号 マンションユート  
ピア201号  
債務者 堀川 隆代

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
秋田地方裁判所民事第2部

**令和7年（フ）第66号**

秋田市浜田字館ノ丸172番地1 シルバー  
ピュア秋田205号、前住所秋田県潟上市天王  
字大長根1番地64  
債務者 伊藤 武雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
秋田地方裁判所民事第2部

**令和7年（フ）第83号**

茨城県筑西市海老ヶ島774番地6  
債務者 武井可奈江

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
水戸地方裁判所下妻支部

**令和7年（フ）第220号**

川崎市宮前区平2丁目19番64号 ベルヴェ  
デーレ宮前 202  
債務者 小貫 真美

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年（フ）第75号**

山梨県甲斐市万才226番地 レオパレス エ  
スポワール108  
債務者 穂坂 光章

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和7年（フ）第85号**

山梨県甲府市伊勢4丁目29番10号 メゾン・  
ド・シャルマンII 403  
債務者 雨宮 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和7年（フ）第22号**

山梨県南都留郡富士河口湖町小立5963番地  
県営河口湖小立団地3号館403号室  
債務者 小野田まゆみ

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
甲府地方裁判所都留支部破産係

**令和7年（フ）第103号**

岐阜市岩栄町2丁目33番地 (バレ岩戸  
303)、前住所岐阜市柳津町北塚3丁目93番地  
債務者 岩田 益美

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
岐阜地方裁判所

**令和7年（フ）第190号**

兵庫県姫路市坂田町92番地 コーポサンライ  
ズ205、従前の住所大阪府堺市東区日置荘西  
町1丁目30番28-202号  
債務者 渡辺 一也

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年（フ）第202号**

兵庫県赤穂市塩屋2126番地1 塩屋団地J-  
201  
債務者 宮本 寿也

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第203号**

兵庫県赤穂市塩屋2126番地1 塩屋団地J-201

債務者 宮本 幸枝

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第124号**

岡山市中区藤崎463、住民票上の住所岡山市南区並木町1丁目10番9号 ニコニコビル403

債務者 杉山 明文

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第181号**

岡山市北区辰巳18番地108 ラシェールB201

債務者 高野 麻衣

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第204号**

岡山市北区今6丁目14番10号 プレアール今303号

債務者 近澤 幸次

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第224号**

岡山県高梁市川上町胤敷1321番地

債務者 岩淵 貞利

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第13号**

高知県室戸市室津1635番地4

債務者 赤木 愛

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
高知地方裁判所安芸支部破産係

**令和7年(フ)第120号**

熊本市南区南高江5丁目1番56号 老人ホーム桜テラス

債務者 森川紀代子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第10号**

鹿児島県枕崎市塩屋北町216番地

債務者 前山 裕紀

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

**令和7年(フ)第49号**

鹿児島県鹿屋市横山町2286番地8

債務者 山根 良子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和7年(フ)第52号**

鹿児島県鹿屋市古江町612番地3

債務者 國本 一幸

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和7年(フ)第54号**

鹿児島県鹿屋市礼元1丁目23番63号 イースト・サンハイム201号

債務者 黒岩江津子(旧姓永峰・牧之瀬)

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで  
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和7年(フ)第56号**

青森県八戸市大字沢里字藤子18番地34

債務者 秋元 佳奈(旧姓後藤)

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和7年(フ)第24号**

秋田県大仙市神宮寺字館ノ北16番地19 コートステージ2-1

債務者 石黒 貢

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
秋田地方裁判所大曲支部

**令和7年(フ)第353号**

東京都青梅市裏宿町561番地の4

債務者 奥村 成彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第404号**

東京都八王子市元横山町3丁目18番19号グローバルハウス八王子II527号

債務者 森久保裕樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第459号**

横浜市泉区岡津町2631番地1 グリーンガーデン101号

債務者 滝川かおり(旧姓倉倉)

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第487号**

横浜市緑区長津田2丁目22番8号 ハートランド203

債務者 古川 和憲

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第614号**

横浜市南区大岡3丁目37番8号 ユナイト上大岡プラチーダE101

債務者 佐藤 佳夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第626号**

横浜市港南区野庭町629番地 野庭住宅3棟203号

債務者 沼田 邦彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第978号**

横浜市中区若葉町2丁目21番地 アイナレアピラ304号室

債務者 竹清 広海

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1031号**

横浜市港北区篠原東1丁目5番16号 エクセルヴィラ妙蓮寺204号

債務者 佐久間真理子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第115号**

岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志1190番地5

債務者 永田 貴義

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
岐阜地方裁判所御嵩支部

**令和7年(フ)第85号**

三重県四日市市坂部が丘5丁目1番地116  
ビレッジハウス坂部ヶ丘3ー505、前住所三重県いなべ市大安町大井田1500番地 青山寮437ー2号室

債務者 比嘉 宏之

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
津地方裁判所四日市支部破産係

**令和7年(フ)第99号**

三重県四日市市ときわ5丁目2番55号 シャルマンAー303

債務者 富永由美子

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
津地方裁判所四日市支部破産係

**令和7年(フ)第101号**

三重県四日市市泊小柳町5番22号

債務者 佐藤 慎也

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
津地方裁判所四日市支部破産係

**令和7年(フ)第86号**

大分県中津市沖代町2丁目4番35号 ヴィオレッテT・UーB201、前住所滋賀県湖南市下田2747番地(206号)

債務者 池田 一

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第94号**

滋賀県大津市野郷原1丁目4番3号 シャロム瀬田西406

債務者 高野 健太

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第150号**

兵庫県加古郡播磨町北本荘5丁目15番29号

債務者 和歌 栄彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第154号**

兵庫県加古郡播磨町古宮2丁目3番41号

債務者 長岡 清美

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第183号**

兵庫県姫路市勝原区宮田287番地3 姫路勝原鉄筋2号棟402号、従前の住所兵庫県姫路市広畑区本町1丁目9番地 コンフォートローヤルハイツ301号

債務者 竹中 博亮

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第198号**

兵庫県姫路市飾磨区中島935番地1 中安アパート6号室

債務者 保坂 保弘

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第205号**

兵庫県姫路市御立中6丁目2番8号

債務者 坂口のぞみ

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第81号**

和歌山県有田市宮原町新町298番地1 県営住宅宮原団地1号棟2階12号  
債務者 前嶋 利宣

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第84号**

和歌山市西庄509番地38、前住所和歌山市西庄509番地31  
債務者 長谷川由真(旧姓岩崎)

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第178号**

広島県東広島市黒瀬町宗近柳園955番地7  
債務者 菅本ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第345号**

広島市東区牛田本町4丁目2番1-304号京口ハイツ  
債務者 西本喜代美

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第362号**

広島市安佐南区八木3丁目3番15-304号  
債務者 太田 由紀

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第367号**

広島市安佐南区山本6丁目16番11-5号  
債務者 井伊亜希子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第373号**

広島県東広島市高屋町造賀980番地  
債務者 岡 雅嗣

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第7号**

愛媛県今治市唐子台東1丁目12番地13  
債務者 村井 瞳

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
松山地方裁判所今治支部

**令和7年(フ)第130号**

熊本市南区城南町さんさん1丁目11番地24  
アニメートヒル1 201号室  
債務者 奥田美都葵

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第12号**

大分県竹田市君ヶ園369番地、住民票上の住所大分県竹田市大字渡瀬572番地  
債務者 久良 正三

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

**令和7年(フ)第28号**

大分県中津市大字万田305番地2 モンパルク光橋C棟 102  
債務者 竹谷 啓子

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

**令和7年(フ)第15号**

宮城県日南市南郷町中村乙7101番地380  
債務者 樋口ゆみか

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
宮崎地方裁判所日南支部

**令和7年(フ)第24号**

鹿児島県奄美市名瀬小俣町11番21-302号  
債務者 久保 楓(旧姓岩越)

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

**令和7年(フ)第93号**

沖縄県那覇市宇小禄424番地2 藤浪荘403  
債務者 川添 栄

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ)第32号**

北海道小樽市銭函1丁目7番202号 ビレッジハウス銭函2号棟102号室  
債務者 平間 昭人

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
札幌地方裁判所小樽支部

**令和7年(フ)第31号**

宮城県柴田郡村田町大字村田字金谷32番地  
金谷住宅3-24号、前住所宮城県柴田郡村田町大字沼辺字元原前138番地1 TKコーポ沼辺A

- 債務者 渡邊 真由
- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
  - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
  - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
  - 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
仙台地方裁判所大河原支部

**令和6年(フ)第2097号**

東京都清瀬市中清戸3丁目425番地1 グラン  
メール103号  
債務者 重松 剛

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第126号**

東京都町田市金森1丁目27番6号メゾンドエ  
クセラ205  
債務者 岩佐 来愛

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第642号**

東京都昭島市上川原町2丁目23番13号第一小  
沢荘101号  
債務者 濱中 美奈(旧姓本間)

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第709号**

東京都三鷹市深大寺1丁目8番36号伸和荘7  
債務者 徳永三恵子(通称名桜木杏実)

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第71号**

長野県松本市大字里山辺1358番地1 レオパ  
レスポヌール山辺 112号室  
債務者 高畑留美加(旧姓大村)

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
長野地方裁判所松本支部

**令和7年(フ)第389号**

京都市伏見区醍醐大構町28番地3 サンフラ  
ワー醍醐301  
債務者 越間 文香

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第394号**

京都府八幡市男山八望1番地一C5-103  
債務者 濱田 美幸

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第421号**

京都市西京区大原野石作町256番地1 西山  
寮、前住所京都市右京区梅津東構町43番地  
5 アウルマンション203号室  
債務者 長尾 博一  
法定代理人成年後見人 田尻世津子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第436号**

京都府宇治市神明石塚77番地の62  
債務者 藤江 優愛

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第440号**

京都府向日市鶏冠井町山畑21番地の9 向日  
ヶ丘ハイツ B-102  
債務者 田中 伸幸

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第468号**

京都市南区上鳥羽南唐戸町103番地3  
債務者 北川 るみ(旧姓松本)

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1151号**

大阪府八尾市小阪合町3丁目8番27-403号  
債務者 池田満智子(旧姓東雲)

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1590号**

大阪市旭区新森2丁目2番17号 大樹ハイツ  
II 301  
債務者 宮道 武

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1613号**

大阪市生野区勝山南2丁目5番25号  
債務者 Hikaruこと康本光こと 康  
光

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1742号**

大阪府東大阪市長田中1丁目4番12-710号、  
前住所大阪府城東区諏訪4丁目14番5号 レ  
オパレス諏訪206  
債務者 中邑 友美

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1767号**

大阪市鶴見区諸口4丁目12番6-605号  
債務者 齋藤 容子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和 7 年 (フ) 第 1 7 9 8 号**

大阪府東大阪市御厨西ノ町 1 丁目 2 番 20 号  
債務者 江野村里加

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 9 日まで  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 1 8 0 5 号**

大阪市福島区鷺洲 5 丁目 12 番 2-344 号  
債務者 榎本 正樹

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 9 日まで  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 1 8 4 7 号**

大阪市福島区大開 4 丁目 1 番 1-618 号  
債務者 西田 ゆみ

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 9 日まで  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 1 8 5 6 号**

大阪府門真市千石西町 6 番 1 号 フォーユー  
門真なみはや、前住所大阪府門真市宮野町 7  
番 22 号  
債務者 小原美恵子

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 9 日まで  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 1 8 9 1 号**

大阪市平野区長吉長原東 2 丁目 7 番 13-410 号  
債務者 橋野 静夫

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 9 日まで  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 1 8 9 2 号**

大阪市平野区長吉長原東 2 丁目 7 番 13-410 号  
債務者 橋野 正子

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 9 日まで  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 1 9 0 0 号**

大阪市西成区萩之茶屋 1 丁目 13 番 4 号 マン  
ションエスカルゴ 302 号、前住所大阪府門  
真市野里町 15 番 26-403 号  
債務者 山田 智一

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 9 日まで  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 2 0 0 9 号**

大阪府八尾市刑部 4 丁目 308 番地  
債務者 桐谷 武子

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 9 日まで  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 3 5 3 号**

広島市佐伯区八幡 2 丁目 3 番 5 号  
債務者 緒方 真希 (旧姓阿羅田)

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 9 日まで  
広島地方裁判所民事第 4 部

**令和 7 年 (フ) 第 3 5 6 号**

広島市中区弥生町 3 番 19-202 号  
債務者 小中 駿

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 9 日まで  
広島地方裁判所民事第 4 部

**令和 7 年 (フ) 第 4 8 号**

沖縄県中頭郡北谷町字宮城 1 番地 479 アメ  
リカンマンション 201  
債務者 広本 侃汰

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 9 日まで  
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和 7 年 (フ) 第 9 0 号**

沖縄県中頭郡北谷町字桃原 3 番地 7  
債務者 豊里 明美 (旧姓国場)

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午後 5 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 9 日まで  
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和 7 年 (フ) 第 2 3 8 号**

千葉県流山市美原 1 丁目 1232 番地の 2 ベル  
クレール江戸川台 206  
債務者 須賀原奈津美

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 2 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 10 日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和 7 年 (フ) 第 2 7 8 号**

千葉県松戸市牧の原 2 丁目 1 番地 常盤平南  
部市営住宅 1 棟 204 号  
債務者 寺床 幸雄

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 2 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 10 日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和 7 年 (フ) 第 3 1 9 号**

千葉県野田市市山崎 1720 番地 グリュック・ラ  
ウム 201  
債務者 鈴木 拓也

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 2 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 10 日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和 7 年 (フ) 第 8 0 号**

石川県白山市宮永町 847 番地 1 市営相木住  
宅 17 号棟 402 号室  
債務者 橋川 俊司

- 1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 9 日午後 3 時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 10 日まで  
金沢地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第90号**

石川県野々市市御経塚5丁目42-19-25、住民票上の住所石川県白山市福留南1丁目143番地

債務者 清水 研二

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 金沢地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第27号**

山口県岩国市玖珂町4015番地1 111

債務者 中谷 次夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 山口地方裁判所岩国支部

**令和7年(フ)第29号**

山口県岩国市門前町2丁目37番9-303号荒田住宅B1棟

債務者 小佐井麻里

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 山口地方裁判所岩国支部

**令和7年(フ)第30号**

山口県岩国市中津町1丁目8番9-2号

債務者 江崎沙也加

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 山口地方裁判所岩国支部

**令和7年(フ)第123号**

佐賀市開成2丁目11番5号 杉町ハイツ201号

債務者 境 幸浩

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第52号**

熊本市東区健軍2丁目3-4 健軍神社参道レジデンス202号、住民票上の住所熊本県上益城郡山都町柚木787番地(前住所)埼玉県富士見市西みずほ台2丁目2番地11 フローレンスFG105

債務者 下田 春菜

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第129号**

熊本市西区田崎2丁目3番74-202号 田崎団地、転入前住所熊本県菊池郡大津町大字吹田1230番地90

債務者 吉良 悠希

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第150号**

熊本市北区植木町一木196番地5、転入前住所熊本市中央区黒髪3丁目9番23号 コーポフレンド 103

債務者 河本 徹

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第87号**

福島県郡山市富久山町八山田字土布池18番地

債務者 君島 俊光

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和7年(フ)第113号**

福島県郡山市富久山町福原字沼下46番地の11

債務者 熊倉 久美(旧姓戸井田)

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和7年(フ)第165号**

神戸市長田区日吉町3丁目1番38-702号

債務者 清水世子こと 孫 世子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第247号**

神戸市垂水区霞ヶ丘7丁目4番17-201号

債務者 鬼塚 純子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第322号**

神戸市垂水区名谷町850番地の1 エクシアパーム式番館401号、従前の住所神戸市垂水区東垂水町字流田712番地の1 市住6-102号

債務者 村上加代子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第328号**

神戸市長田区平和台町3丁目3番24-202号、従前の住所福岡県京都郡荻田町与原3丁目9番地8(スターロワイヤル小波瀬101号室)

債務者 宮崎奈美絵

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第25号**

福岡県直方市大字植木102番地6

債務者 井上 由美

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 福岡地方裁判所直方支部

**令和7年(フ)第130号**

佐賀市諸富町大字山領810番地3 エスティアム諸富201、前住所佐賀市諸富町大字徳富2044番地17

債務者 坂田 裕子

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第29号**

佐賀県唐津市西浜町2番22号  
債務者 中山 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで  
佐賀地方裁判所唐津支部

**令和7年(フ)第35号**

佐賀県唐津市原842-1 虹と海のホスピタル、住民票上の住所佐賀県伊万里市大坪町乙246番地4 アデレードヒルズ201

債務者 向山 克彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで  
佐賀地方裁判所唐津支部

**令和7年(フ)第62号**

青森県弘前市大字紺屋町257番地 石郷岡アパートB号、旧住所青森県南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字福清水1番地2

債務者 石田美由紀

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで  
青森地方裁判所弘前支部

**令和7年(フ)第75号**

熊本市北区清水亀井町4番2-407号  
債務者 田上美佐子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第199号**

熊本市南区出仲間8丁目9番15号 ソレイユ有田102

債務者 坂井 純子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第227号**

千葉県松戸市五香南2丁目23番地の10 矢島マンション101号

債務者 高橋 徹

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第260号**

千葉県鎌ヶ谷市北中沢2丁目7番1号(ウエスト・サンドB棟2号室)

債務者 江波戸清人

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第263号**

千葉県松戸市日暮1丁目15番地の17 グランビュー戸部201号

債務者 佐藤 幸夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第274号**

千葉県野田市山崎1658番地の2 ステラコート203

債務者 河原慎太郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第277号**

千葉県柏市柏1247番地26

債務者 福島 民子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第40号**

青森市西滝1丁目15番29号

債務者 鶴谷 大地

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで  
青森地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第56号**

青森市大字大野字片岡46番地16

債務者 奥崎恵美子

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで  
青森地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第79号**

青森市南佃2丁目21番3号 県営住宅3-1-2

債務者 田村 智徳

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで  
青森地方裁判所民事部破産係

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで  
青森地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第85号**

青森市岡造道1丁目4番22号

債務者 建部 広心

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで  
青森地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第179号**

神奈川県厚木市及川2丁目23番27号 サンリットエアリー102

債務者 石橋 純

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第18号**

松江市西忌部町555番地31  
債務者 高永 佳明

- 1 決定年月日時 令和7年5月9日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで  
松江地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第61号**

山口市宮野下2987番地17 メルヴェユ宮野101  
債務者 田村千加枝

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで  
山口地方裁判所民事部破産係

**破産手続廃止及び免責許可決定**

**令和6年(フ)第319号**

奈良県大和高田市昭和町8番12—506号 朝日プラザイーストウイング  
破産者 山寺 裕友

- 1 決定年月日 令和7年4月28日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和5年(フ)第282号**

奈良県天理市柳本町739番地1 ガーデンライフⅡ、破産手続開始決定時の住所奈良県北葛城郡河合町大字佐味田1575番地  
破産者 福田 光博

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和6年(フ)第358号**

山梨県甲府市飯田5丁目9番15号 パナハイツ増田202  
破産者 青柳 麻未

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和6年(フ)第2103号**

札幌市白石区中央2条1丁目3番4—205号  
破産者 岩本 真

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和6年(フ)第2462号**

札幌市豊平区西岡5条3丁目11番11号 カントリーハウスC号  
破産者 片山 凌太

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2号**

秋田県大館市比内町独鉦字独鉦143番地  
破産者 佐藤 定一

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
秋田地方裁判所大館支部

**令和6年(フ)第50号**

福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原341番地8 福島県からまつ荘、前住所福島県須賀川市寺田136番地  
破産者 中川 龍治

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所白河支部破産係

**令和6年(フ)第1222号**

福島県耶麻郡西会津町奥川大字飯里字中島1526番地1  
破産者 矢部 公則

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**令和7年(フ)第6号**

茨城県石岡市小見609番地  
破産者 高野 雅史

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和7年(フ)第9号**

茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷1343番地16 E1an102号室  
破産者 原 義志

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和6年(フ)第2832号**

神奈川県綾瀬市小園956番地9 原ハイツ206  
破産者 吉木隆一郎

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第415号**

岐阜市長良桜井町1丁目13番地2  
破産者 篠田 健市

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
岐阜地方裁判所

**令和5年(フ)第237号**

静岡県富士市伝法797番地の1 さくらプレイス201号、開始決定時の住所静岡県富士市伝法947番地の48  
破産者 豊田 健一

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所富士支部

**令和7年(フ)第2号**

静岡県富士市平垣本町4番20号 グランドール太田B—102号  
破産者 安藤 理沙

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所富士支部

**令和6年(フ)第5381号**

大阪府八尾市北木の本5丁目43番地の1 シャイニング参番館101号  
破産者 徳山電機こと HONG SANGTAE 洪 翔太

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第5382号**

大阪府八尾市北木の本5丁目43番地の1  
シャイニング参番館101号  
破産者 藤澤 雪絵

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第238号**

岡山県総社市南溝手391番地4  
破産者 鳥越 朱美

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和6年(フ)第869号**

北九州市若松区西畑町10番1号(星陵ハイッ  
102)  
破産者 松野 徳一

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和6年(フ)第149号**

宮崎県日向市大王町5丁目24番地 大王ハイ  
ッⅡ202号  
破産者 金丸 遼太

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所延岡支部

**令和6年(フ)第361号**

沖縄県那覇市字識名1280番地1 ラ・ファ  
ミーユ103  
破産者 金城 光郁

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和6年(フ)第437号**

静岡県伊豆市梅木515番地  
破産者 真田 靖

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和6年(フ)第3号**

和歌山県新宮市三輪崎3丁目15番1号  
破産者 峯本 静香

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
和歌山地方裁判所新宮支部

**令和6年(フ)第963号**

広島市中区西川口町8番10—102号  
破産者 大崎 良雄

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部

**令和6年(フ)第1040号**

広島県東広島市高屋町小谷1406番地296  
破産者 大島 昭三

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部

**令和6年(フ)第1242号**

広島市安佐南区東野2丁目22番40—2—204  
号  
破産者 渡部 勇太

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部

**令和6年(フ)第790号**

北九州市小倉北区足原1丁目3番25号(シ  
ティルーム足原105)、前住所福岡県遠賀郡水  
巻町吉田西4丁目3番18号  
破産者 桑原 慶太

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和6年(フ)第213号**

佐賀市大和町大字久池井847番地2 グリー  
ンハイッ1号  
破産者 銅座 一馬

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和6年(フ)第288号**

佐賀市久保泉町大字川久保795番地3、前住  
所佐賀県小城市三日月町織島3547番地 アト  
レ織島Ⅱ103号  
破産者 前田 直輝

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和6年(フ)第397号**

佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1505番地  
破産者 坂井 康幸

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第27号**

佐賀市駅前中央1丁目13番31—1101号ロー  
ール佐賀駅前ファーストステージ、前住所福岡  
市城南南区南片江5丁目2番4号 ヌベール  
ゾーン102号  
破産者 井本 眞穂

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和6年(フ)第300号**

長崎県長崎市本尾町32番31号  
破産者 中尾 美恵(旧姓内山)

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所民事部破産係

**令和6年(フ)第664号**

熊本市東区渡鹿8丁目2番2号 エクセレン  
ト85 404号、居所熊本県天草郡苓北町上津  
深江4448 西日本プラント工業株式会社 苓  
北寮  
破産者 白土 伸治

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第6号**

熊本市南区御幸木部1丁目1番1号 ホスピタルメントさくら西館、住民票上の住所熊本市中央区国府3丁目16番39号

破産者 平山 裕

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第16号**

熊本市東区神水本町25番11号 レークサイド神水603号

破産者 川田 尚史

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第72号**

熊本市北区池田3丁目17番53号 プリムローズ203号室

破産者 境脇 鉄平

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和6年(フ)第538号**

宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2825番地 恵比寿ガーデンⅡ103号

破産者 岩元 和久

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第33号**

宮崎県都城市吉尾町6212番地2 向新ビル1F

破産者 守部 圭一

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第34号**

宮崎市吉村町南田甲1109番地

破産者 守部 由美

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

**免責許可決定****令和7年(フ)第8号**

鹿児島県鹿屋市寿5丁目13番29号

破産者 中釜 浩司

- 1 決定年月日 令和7年4月30日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和7年(フ)第12号**

鹿児島県鹿屋市串良町細山田4410番地1

破産者 橋口ほのか

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和7年(フ)第15号**

鹿児島県鹿屋市東原町5964番地64

破産者 西 美佐子

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和6年(フ)第819号**

千葉県松戸市久保平賀256番地の26

破産者 新井 則男

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和6年(フ)第969号**

千葉県松戸市小金きよしヶ丘1丁目4番地の2 コーポ椿202号

破産者 小林 滯司

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和6年(フ)第979号**

千葉県我孫子市寿2丁目25番30-305号 大塚マンション

破産者 古村 悠介

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和6年(フ)第981号**

千葉県流山市野々下1丁目172番地の1 リヴェール・ヴィラ1-104

破産者 後藤 義啓

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第19号**

千葉県鎌ヶ谷市初富924番地885

破産者 今田 光一

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第20号**

千葉県鎌ヶ谷市初富924番地885

破産者 今田 和子

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第50号**

千葉県我孫子市根戸666番地の1 (105号)

北柏第1コーポ

破産者 相澤 俊也

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第51号**

千葉県松戸市牧の原2番地の37 牧の原公園住宅1街区7棟604号

破産者 小林 信章

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和7年(フ)第61号**

千葉県松戸市常盤平2丁目3番地の3 ドフィーヌときわ平2 201号、前住所埼玉県越谷市南越谷3丁目21番4号 プラザドゥ

ハーモニア211号

破産者 山田加弥乃

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和6年(フ)第213号**

奈良県香芝市別所53番地2、前住所京都府宇治市横島町本屋敷51番地1 グリーンタウン横島306棟107号

破産者 林 勝也

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和6年(フ)第304号**

奈良県香芝市鎌田355番地4 ロイヤルハイツ藤井301号

破産者 大塚 信義

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和6年(フ)第316号**

奈良県橿原市常盤町151番地の1 常盤マンション西棟101、前住所奈良県橿原市山之坊町28番地の7 ローズハイツ201号

破産者 豊留 孝一

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和7年(フ)第5号**

奈良県大和高田市大中東町1番30-1001号 大中東マンション

破産者 山下 瑠風

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和 7年 (フ) 第 1 9号**

鹿児島県鹿屋市横山町1989番地2 前田貸家  
3号棟  
破産者 内倉真奈美

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和 6年 (フ) 第 2 2 3 6号**

札幌市北区北35条西4丁目3番11-103号  
破産者 貴志 翔平 (旧姓石川)

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 6年 (フ) 第 2 3 2 0号**

札幌市豊平区月寒東1条7丁目4番29-102号  
破産者 久本 健太

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 6年 (フ) 第 2 3 8 8号**

札幌市北区北35条西7丁目1番25-307号  
破産者 名田 勝利

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 6年 (フ) 第 2 4 5 3号**

札幌市西区発寒8条14丁目516番地46 ハイ  
セレールフールド202号  
破産者 水谷 佳代

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 6年 (フ) 第 2 4 5 9号**

北海道石狩市花川南6条2丁目13番地 ノー  
スプリード201号  
破産者 三好 麻子

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 6年 (フ) 第 2 4 6 4号**

札幌市東区北30条東1丁目4番7-203号  
破産者 佐々木貴幸

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 7年 (フ) 第 5号**

札幌市手稲区西宮の沢4条3丁目4番3-  
103号  
破産者 野中 一正

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 7年 (フ) 第 1 8号**

札幌市中央区大通西26丁目2番10-321号  
破産者 佐藤久美子

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 7年 (フ) 第 4 2号**

札幌市南区真駒内本町7丁目3番16号 ヴィ  
ラ真駒内公園105号  
破産者 大友美恵子

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 7年 (フ) 第 4 7号**

札幌市中央区南7条西6丁目7番地16 第81  
松井ビル101号  
破産者 田崎 尚彰

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 7年 (フ) 第 5 6号**

北海道千歳市豊里2丁目11番11号  
破産者 田村 彪流

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 7年 (フ) 第 9 4号**

札幌市東区北28条東9丁目3番23号 N28コ  
ヤミバメス202号  
破産者 野長瀬真哉

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 7年 (フ) 第 9 9号**

札幌市東区北16条東1丁目3番25-110号  
破産者 木村 良幸

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 7年 (フ) 第 1 4 1号**

札幌市白石区南郷通8丁目南1番23号 パー  
クサイド南郷101号、申立時の住所札幌市白  
石区北郷2条14丁目3番23号 小松田ビル  
202号

- 破産者 木口 ゆき
- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
  - 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 7年 (フ) 第 1 7 8号**

札幌市中央区宮の森4条4丁目4番18-106  
号  
破産者 水野 恵

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 7年 (フ) 第 2 2 9号**

札幌市白石区菊水元町2条3丁目2番1号  
マンション大栄1号  
破産者 櫻庭 冷子

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第 4部

**令和 7年 (フ) 第 2 8号**

釧路市花園町4番5号  
破産者 秋林 正義  
法定代理人成年後見人 多田 委代

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
釧路地方裁判所民事部

**令和 7年 (フ) 第 3 1号**

釧路市星が浦北3丁目3番13号、前住所釧路  
市星が浦北1丁目2番28号 ハイツK I 202  
号室、釧路市中鶴野40番14号  
破産者 田口 恵美

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
釧路地方裁判所民事部

**令和 7年 (フ) 第 1 4 1号**

仙台市宮城野区東仙台2丁目3番7号 リー  
ベンス東仙台303  
破産者 山田 智也

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第 4 民事部破産係

**令和 7年 (フ) 第 1 9号**

山形県酒田市亀ヶ崎2丁目10番19号  
破産者 遠田 泰之

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
山形地方裁判所酒田支部

**令和 7年 (フ) 第 4 2号**

群馬県高崎市上佐野町786番地7、前住所群  
馬県高崎市上並榎町1009番地6 T A K A K  
E I - B A S E 107号  
破産者 小林 由美

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和 7年 (フ) 第 1 7 2号**

埼玉県和光市白子3-6-1 サンハイツ成増  
302号室、住民票上の住所埼玉県富士見市大  
字水子643番地7 サンダローリー103  
破産者 矢作 竜一

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所第 3 民事部破産係

**令和 7年 (フ) 第 2 1 2号**

さいたま市浦和区本太2丁目21番2号  
破産者 中里 康子

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所第 3 民事部破産係

**令和 7年 (フ) 第 2 1 9号**

さいたま市南区四谷3丁目6番5-101号  
破産者 石川沙都季

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所第 3 民事部破産係

**令和 7年 (フ) 第 2 2 2号**

さいたま市南区太田窪5丁目18番10-202号  
破産者 東後 雅子

- 1 決定年月日 令和 7年 5月 8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所第 3 民事部破産係

**令和7年(フ)第224号**埼玉県和光市新倉1丁目8番16号 プチメ  
ゾン8-101

破産者 稲吉 宏

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第236号**さいたま市緑区東浦和8丁目2番地42 メゾ  
ンソレイユII 102号室

破産者 長沼 憂樹

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第247号**さいたま市見沼区丸ヶ崎町53番地7 メゾン  
丸宮H102

破産者 三枝 麗楽

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第250号**さいたま市見沼区東大宮6丁目27番地5 ル  
ミエール202

破産者 長谷川 愛

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第269号**

埼玉県川口市芝樋ノ爪2丁目9番12号

破産者 小松久美子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第10号**埼玉県東松山市大字毛塚916番地7 フーリ  
エ2-205

破産者 渡辺 美香

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第19号**

埼玉県大里郡寄居町大字用土2543番地10

破産者 永瀬 翔

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第20号**

埼玉県大里郡寄居町大字用土2543番地10

破産者 永瀬 涼子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第37号**埼玉県本庄市銀座2丁目5番23号 レイン  
ポー本庄501破産者 関悦子ことSEKI IHARA M  
ATILDE ETUKOこと セキ イハ  
ラ マティルデ エツコ

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第38号**埼玉県熊谷市曙町5丁目104番地 熊谷曙町  
住宅1-408

破産者 蓮實 杏那

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和6年(フ)第780号**川崎市多摩区菅1丁目2番21号 米山ビル  
201

破産者 平川 直美

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和6年(フ)第855号**

川崎市川崎区浅田4丁目14番4号

破産者 片桐 一

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和6年(フ)第874号**

川崎市多摩区宿河原6丁目5番40-1号

破産者 久保田みく

- 1 決定年月日 令和7年5月8日

- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第11号**

川崎市中原区上新城2丁目7番19-604号

破産者 板谷 郁男

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第26号**

川崎市多摩区宿河原2丁目6番17-2号

破産者 笠原 里香(旧姓前田)

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第38号**川崎市幸区下平間1番地2 下平間住宅  
1-204

破産者 石垣真紀子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第50号**

川崎市幸区遠藤町32番地 パルハイム 5

破産者 成田 勝洋

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第65号**川崎市中原区上小田中3丁目27番30号 ホワ  
イトハイツ 203

破産者 最上 京子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第67号**川崎市川崎区浜町2丁目7番3-302号 プ  
ルージュNK

破産者 樋口 瑠

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第68号**川崎市宮前区有馬9丁目5番11号 ルミエー  
ル 105

破産者 星 政行

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第73号**

川崎市宮前区東有馬5丁目20番12-501号

破産者 上田 雄一

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第88号**川崎市宮前区有馬3丁目28番18号 メゾンア  
イリス 102

破産者 橋口 琳夏

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第93号**川崎市高津区千年336番地 グリーンハイツ  
101

破産者 佐藤賀代美

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第95号**川崎市川崎区桜本1丁目8番1号 サニーフ  
レンズ 302

破産者 白馬里咲子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第97号**川崎市麻生区上麻生5丁目45番46号 エクセ  
ルハイツ柿生B 112

破産者 菅 隼人

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第102号**

川崎市川崎区大島1丁目9番12号  
破産者 松本由美子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第103号**

川崎市宮前区平4丁目4番5-305号  
破産者 佐藤 大誠

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第108号**

川崎市中原区中丸子711番地10 エムイー中丸子 102  
破産者 佐藤 愛夢

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第111号**

川崎市川崎区池上町4番12号 第2コーポ木村 101  
破産者 松岡 楓(旧姓安藤・木村)

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第112号**

川崎市川崎区渡田新町1丁目2番3号 ハイッ原 101  
破産者 久保田幸男

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第117号**

川崎市高津区下作延2丁目7番21号 翠ハイッ 202  
破産者 谷内 昭彦

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第119号**

川崎市川崎区渡田山王町25番4号 シンエイビル 303  
破産者 小林 利明

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第122号**

川崎市幸区小倉4丁目26番1-107号 市営住宅  
破産者 川崎 義典

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第130号**

川崎市高津区下野毛1丁目6番19号 1F  
破産者 蟹山 直代

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和6年(フ)第512号**

岐阜県羽島市江吉良町1968番地1 (ミレニアムKN103号室)  
破産者 大野佐津子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
岐阜地方裁判所

**令和6年(フ)第94号**

岐阜県可児市広見1586番地3 マリーヴィラⅡ-4A  
破産者 紙田イサオこと KAMITA EDSON ISAO

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
岐阜地方裁判所御嵩支部

**令和6年(フ)第97号**

岐阜県可児市今渡1818番地2 タウンハイッ吉田203  
破産者 中井 みう

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
岐阜地方裁判所御嵩支部

**令和6年(フ)第98号**

岐阜県可児市今渡1719番地 レジデンス渡辺303  
破産者 丸野 五月

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
岐阜地方裁判所御嵩支部

**令和7年(フ)第220号**

愛知県知多郡武豊町大字富貴字新薄里147番地 ノーブルハイッⅢ102号  
破産者 石川 博章

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第230号**

名古屋市市中村区亀島2丁目17番1号 ゴールドサポート中村205号、従前の住所埼玉県蓮田市大字閨戸4117番地16  
破産者 山口 勝浩

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第235号**

愛知県海部郡大治町大字中島字大門先142番地の6  
破産者 麻谷 厚弥

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第291号**

名古屋市北区金城町3丁目3番地の6 アクシス金城町208号  
破産者 上條 慎二

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第310号**

名古屋市中区松原1丁目3番19号 ソレイユ松原401号  
破産者 三浦 海羽(旧姓大塚)

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第311号**

名古屋市昭和区花見通3丁目21番地 ベノート枳中303号、従前の住所名古屋市昭和区五軒家町8番地の1 リブローネ南山2A号  
破産者 安藤 昌

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第314号**

愛知県春日井市花長町2丁目9番地11 ハイッアイカ花長205号  
破産者 坪内 幸子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第315号**

名古屋市西区枇杷島1丁目1番1-611号 市営枇杷島荘  
破産者 門脇 怜

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第322号**

名古屋市中川区西伏屋3丁目201番地の4 ラブリーハウス3番館302号  
破産者 平田 実来

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第325号**

名古屋市緑区森の里1丁目94番地 森の里荘2棟1116号  
破産者 坂口 将太

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第329号**

愛知県常滑市多屋町1丁目45番地の1 ラフィネ多屋Ⅱ111号  
破産者 茶谷 歩佳

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第335号**

名古屋市守山区幸心2丁目705番地  
破産者 野倉 慎也

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第338号**

名古屋市中区中切町5丁目1番地 県営川中住宅3棟503号

破産者 大西 了

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第345号**

愛知県清須市西枇杷島町弁天52番地 リバーサイド52・103

破産者 森本 繁義

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第346号**

名古屋市中村区名駅南1丁目11番2号 中駒名駅南マンション903号

破産者 古田 芳恵

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第379号**

愛知県知多郡南知多町大字山海字間草112番地

破産者 鈴木佳余子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第427号**

名古屋市中区新栄2丁目27番18号 プレサンス新栄アーバンフロア1304号

破産者 井上智香子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年(フ)第1122号**

大阪府大阪狭山市西山台5丁目2番13-501号

破産者 濱崎 愛来

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和6年(フ)第1150号**

大阪府富田林市津々山台5丁目6番22号(101)

破産者 内垣 唯(旧姓新谷・山田)

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第19号**

堺市堺区山本町1丁20番地2 ソルブラーサ堺512号

破産者 寺尾 良貴

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第36号**

堺市西区鳳中町5丁153番地1 増田ビル302号

破産者 池内千恵子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第106号**

大阪府富田林市津々山台4丁目2番5-508号

破産者 西尾 愛

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第109号**

大阪府柏原市大県3丁目7番35号 光マンション109号

破産者 村田 一郎

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第117号**

大阪府松原市天美東6丁目17番10号

破産者 山口 雅也

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第120号**

堺市中区東山815番地2  
破産者 岡村 薫(旧姓阪口)

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第147号**

堺市東区西野358番地4  
破産者 原 肇

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第148号**

堺市東区西野358番地4  
破産者 原 裕香

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和6年(フ)第545号**

大阪府岸和田市下池田町1丁目18番8号 R I Z E岸和田下池田205号

破産者 池田 勝哉

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和6年(フ)第591号**

大阪府岸和田市作才町1256番地 エスポワール203号

破産者 大原 広希

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和6年(フ)第649号**

大阪府岸和田市上野町西27番21号  
破産者 金納鍼力店こと 金納 毅

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第8号**

大阪府泉大津市板原町2丁目8番22-202号  
破産者 藤原 彩果

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第52号**

大阪府泉大津市千原町1丁目1番5号 奥野ハイツB-103号

破産者 大坂 恵子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第56号**

大阪府岸和田市神須屋町1丁目1番4-206号

破産者 植松 静彦

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第57号**

大阪府岸和田市神須屋町1丁目1番4-206号

破産者 植松智恵子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第58号**

大阪府岸和田市磯上町6丁目14番29号  
破産者 田畑 将太

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第70号**

大阪府岸和田市別所町3丁目15番7-102号、住民票上の住所大阪府岸和田市西之内町11番5-102号

破産者 TAKEこと 小幡 貴裕

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第72号**

大阪府岸和田市磯上町2丁目10番15号  
破産者 笠松 裕史

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第74号**

大阪府和泉市池田下町1080番地の1-101  
破産者 土屋 初子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第75号**

大阪府岸和田市西大路町170番地の1 サンクレスト岸和田407号

破産者 瀧上 忠明

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第76号**

大阪府岸和田市西大路町170番地の1 サンクレスト岸和田407号

破産者 瀧上 麻美

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第79号**

大阪府岸和田市荒木町1丁目33番18-603号

破産者 橋本 菜実

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第80号**

大阪府岸和田市沼町5番19号サンプル古都206号

破産者 田中 京子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第84号**

大阪府泉南市りんくう南浜3番地の10

破産者 渡邊 道生

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和6年(フ)第45号**

兵庫県丹波市柏原町大新屋216番地 フジハイツB-202号

破産者 山内 勝也

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所柏原支部

**令和6年(フ)第49号**

兵庫県丹波篠山市池上609番地1 2棟505、  
前住所兵庫県丹波篠山市野中325番地1 201

破産者 栗林 辰行

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所柏原支部

**令和6年(フ)第672号**

兵庫県加古川市尾上町養田198番地の1  
ヒューゲルヴェストB-205号

破産者 伊藤 雅人

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和6年(フ)第673号**

兵庫県神崎郡神河町寺前153番地の6

破産者 川口 建築こと 川口 晃

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和6年(フ)第674号**

兵庫県神崎郡神河町寺前153番地の6

破産者 川口 恭子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第2号**

和歌山県御坊市塩屋町南塩屋419番地

破産者 松下 竜吾

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
和歌山地方裁判所御坊支部

**令和6年(フ)第12号**

島根県隠岐郡隠岐の島町中村416番地2

破産者 石川 隼也

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
松江地方裁判所西郷支部破産係

**令和7年(フ)第61号**

福岡県久留米市上津町1844番地2 フォーサイト上津Renatus315号、前住所福岡県久留米市梅満町1207番地1 オーシャン梅満303号

破産者 永吉 良子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和6年(フ)第62号**

福岡県大川市大字一木948番地1 Esteria1106号、前住所福岡県大川市大字大野島2256番地

破産者 本田 初美

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**令和7年(フ)第109号**

北九州市門司区大字柄杓田1320番地

破産者 岡田 直人

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第112号**

福岡県遠賀郡水巻町古賀2丁目2番1-303号

破産者 宮崎 有情

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第121号**

北九州市小倉北区魚町3丁目4番9-1305号、前住所北九州市小倉北区砂津2丁目6番21-403号

破産者 大平 正樹

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第6号**

大分県日田市大字日高1751番地56、前住所大分県日田市大字十二町251番地 コンフォールB207号

破産者 薬師寺菜摘

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大分地方裁判所日田支部

**令和7年(フ)第7号**

大分県玖珠郡玖珠町大字太田752番地

破産者 安永真太郎

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大分地方裁判所日田支部

**令和7年(フ)第8号**

大分県日田市南元町28番12号 諫山荘201号

破産者 松村麻早美

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大分地方裁判所日田支部

**令和7年(フ)第18号**

鹿児島県鹿屋市寿4丁目9番19号 レジデンス寿201号

破産者 平良祐紀子

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和6年(フ)第482号**

沖縄県那覇市字小禄1533番地5

破産者 大城 泰成

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和6年(フ)第485号**

沖縄県那覇市字小禄1490番地3 いずみマンション401

破産者 譜久里ゆかり

- 1 決定年月日 令和7年5月8日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ)第15号**

北海道小樽市豊川町3番7号

破産者 棚内 悠斗

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所小樽支部

**令和7年(フ)第18号**

代替住所A (旧住所 北海道小樽市花園3丁目4番21号 カーサフローラ104号室)

破産者 荒山 敦子(旧姓高島)

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所小樽支部

**令和6年(フ)第472号**

函館市万代町13番21号  
破産者 奥山 恵子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
函館地方裁判所

**令和7年(フ)第69号**

函館市港町3丁目10番1-606号 ロジェ港  
破産者 竹内 龍輝

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
函館地方裁判所

**令和7年(フ)第72号**

函館市金堀町7番8号 コーポ原2-102号  
破産者 米坂 盛一

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
函館地方裁判所

**令和7年(フ)第13号**

釧路市貝塚2丁目23番28号 カナディアン  
1999 101号  
破産者 木嶋 明美

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
釧路地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第23号**

青森県八戸市大字白銀町字雷26番地3 ド  
ミールJUN105号室  
破産者 下川原めぐみ

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和7年(フ)第16号**

盛岡市津志田21地割23番地20 モンパールい  
ずみ205号  
破産者 伊藤 茜

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第36号**

盛岡市門2丁目15番15号 ソレイユ203号  
破産者 武田 雅代

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第38号**

岩手県滝沢市室小路654番地11 ロイヤル  
ガーデンA201号  
破産者 内田 強

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第40号**

盛岡市みたち6丁目15番43号 アンリキャト  
ルD202号  
破産者 波紫 啓太

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第51号**

岩手県盛岡市北松園2丁目3番2号、開始決  
定時の住所盛岡市名須川町32番60-111号  
破産者 嘉倉 弥生

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第133号**

仙台市青葉区中山8丁目24番31号 プリ  
ヴェール中山D  
破産者 佐野 裕明

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第2号**

宮城県石巻市流留字一番園42番地3 ハート  
ランドながる101号  
破産者 亀谷 順一

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和7年(フ)第9号**

宮城県石巻市中里6丁目13番31号 市営中里  
六丁目復興住宅1-14号、前住所宮城県石巻  
市田道町2丁目1番6号 ピュアハウスII D  
号  
破産者 梶原 理恵

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和7年(フ)第14号**

仙台市青葉区双葉ヶ丘1丁目24番2号 アル  
コイリス双葉ヶ丘式番館2005、住民票上の住  
所宮城県石巻市鹿妻南3丁目6番22号  
破産者 田畑麻衣子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和7年(フ)第19号**

宮城県石巻市水押2丁目9番4-20号  
破産者 今野とき子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和7年(フ)第20号**

山形市青田南1番1-401号 市営アパート  
B  
破産者 道下 健太

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
山形地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第25号**

山形県寒河江市大字日田字五反72番地 ひが  
し団地1号棟105号室、前住所山形県西村山  
郡朝日町大字太郎852番地1  
破産者 長岡 智子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
山形地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第33号**

山形県天童市中里4丁目6番18号 グリーン  
ベルトB棟 202号  
破産者 黒田 清治

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
山形地方裁判所民事部

**令和6年(フ)第223号**

茨城県小美玉市羽鳥2654-27ハイツ光彩201  
号室、住民票上の住所茨城県小美玉市上玉里  
1795番地  
破産者 橋本 絹代(旧姓平山)

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和7年(フ)第37号**

茨城県石岡市北府中3丁目4番7号  
破産者 狩谷 祐飛

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和7年(フ)第49号**

茨城県小美玉市栗又四ヶ2434番地31  
破産者 伊藤 早苗

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和6年(フ)第404号**

群馬県吾妻郡中之条町大字四万4228番地 四  
万グランドホテル気付、旧住所和歌山県伊都  
郡高野町大字高野山35-1 福智院千手院寮  
7号  
破産者 七尾 誠太

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第42号**

群馬県前橋市富田町1688番地163  
破産者 斎藤 愛美

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第63号**

群馬県佐波郡玉村町大字上新田1662番地 茂  
木ハイツ203、旧住所群馬県佐波郡玉村町大  
字上飯島369番地1 大島住宅5号棟  
破産者 平方 文男

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第64号**

群馬県佐波郡玉村町大字上新田1662番地 茂木ハイツ203、旧住所群馬県佐波郡玉村町大字上飯島369番地 1 大島住宅5号棟

破産者 平方由香里

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和6年(フ)第103号**

千葉県大網白里市駒込1377番地1

破産者 藤波 重弘

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和6年(フ)第2470号**

横浜市瀬谷区阿久和西2丁目7番地6 ハイ  
ツ高陽202号室

破産者 柴岡 雅卓

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第2559号**

横浜市鶴見区駒岡4丁目21番18—303号

破産者 滝崎 来夢

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第2581号**

横浜市港北区新吉田東6丁目60番2—202号、  
申立時の住所横浜市都筑区池辺町3734番地2  
志田ハイムB—1

破産者 松田エルリンドアこと マツダ エルリ  
ンダ ナザレノ(MATSUDA ERLI  
NDA NAZARENO)

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第2781号**

横浜市保土ヶ谷区仏向町1037番地1 ビュー  
コート仏向1—1棟507号

破産者 関野世都子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第2838号**

神奈川県大和市桜森1丁目11番13号 ポナ  
ール302

破産者 成松 一也

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第2954号**

横浜市保土ヶ谷区新井町356番地 千丸台ハ  
イツ3棟309号

破産者 宮澤 成二

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第3045号**

横浜市瀬谷区阿久和西1丁目8番地 阿久和  
団地4棟422号

破産者 大串 隼太

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第3060号**

横浜市神奈川区三ツ沢下町12番3号 L i z  
三ツ沢102号

破産者 佐々木貞一

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第8号**

横浜市港南区最戸2丁目13番30号 藤井荘A  
号室

破産者 戸島 和樹

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第82号**

横浜市港北区新羽町1806番地 コーポ大倉山  
104

破産者 白石 豊

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第130号**

東京都町田市玉川学園7丁目27番10号 玉川  
学園アパート 201、開始決定時の住所横浜  
市西区藤棚町1丁目34番地1 クレールプラ  
ンシェ西横浜A棟101号

破産者 大原 誠人

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第137号**

横浜市都筑区東山田2丁目23番18号 サンク  
レストKAWADA 1—303号

破産者 伊藤 聖也

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第144号**

横浜市鶴見区上末吉1丁目28番17号 ユナイ  
ト末吉セントジョージ201

破産者 根岸 正俊

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第151号**

横浜市旭区柏町5番地1 エクセレント杉  
203

破産者 前原 陽子(旧姓藤井)

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第153号**

神奈川県海老名市東柏ヶ谷4丁目7番38号  
グループホームユメノワ海老名

破産者 長尾 拓馬

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第164号**

横浜市都筑区すみれが丘24番地1 シャルム  
すみれ201

破産者 柴崎 文

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第169号**

横浜市港南区港南2丁目9番16号 ブルーメ  
ゾン港南101

破産者 田浦 弘美

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第170号**

横浜市鶴見区東寺尾3丁目12番17号

破産者 吉永 章浩(旧姓名越)

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第184号**

神奈川県藤沢市遠藤942番地の11 ウィステ  
リアパレス301

破産者 西本 健二

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第196号**

横浜市港北区綱島東5丁目20番15号 コーポ  
プラム103

破産者 有馬由美子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第242号**

横浜市中区寿町3丁目11番地3 栄和荘532  
号

破産者 本間 高史

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第245号**

横浜市港北区綱島東2丁目7番44号 T—S  
TYLE 102

破産者 今野 成親

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第256号**

横浜市港南区上大岡東2丁目30番5号 グ  
リーンハイツ12

破産者 内尾 哲明

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第257号**

神奈川県藤沢市本町4丁目7番18-102号  
破産者 加藤 大嵩

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第270号**

横浜市青葉区田奈町46番地4 田園コーポラス205  
破産者 大類 紫苑

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第287号**

神奈川県大和市福田1272番地5  
破産者 薄井 寿幸

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第310号**

横浜市神奈川区神之木台29番13号 G・Aヒルズ大口横浜203号  
破産者 鈴木順姫こと 黄 順姫

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第314号**

横浜市戸塚区原宿1丁目53番8-201号  
破産者 宇佐見千代美

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第324号**

横浜市港北区大倉山4丁目37番14-403号  
破産者 間瀬さつき

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第337号**

横浜市南区大橋町2丁目36番地1 サンハイツ302  
破産者 内山 恭子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第348号**

横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘1丁目4番4-101号  
破産者 登尾 真弓

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第364号**

神奈川県茅ヶ崎市下町屋2丁目2番13号  
ルーナ・ヌエバ101  
破産者 嶋田 勇藏

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第365号**

神奈川県茅ヶ崎市下町屋2丁目2番13号  
ルーナ・ヌエバ101  
破産者 嶋田 靖子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第725号**

神奈川県厚木市鳶尾1丁目26番16号  
破産者 橋本 楓(旧姓竹ノ内)

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第13号**

新潟県三条市福島新田乙1662番地10  
破産者 田村 真悠

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所三条支部

**令和7年(フ)第16号**

新潟県加茂市駅前1番12-23号  
破産者 井上 順子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
新潟地方裁判所三条支部

**令和7年(フ)第26号**

富山県小矢部市城山町4番4号、開始決定時の住所富山県小矢部市泉町8番75号  
破産者 杉澤 信幸

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
富山地方裁判所高岡支部

**令和7年(フ)第6号**

石川県野々市市菅原町23番12号 県営11-5  
破産者 勢藤 久和

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
金沢地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第19号**

金沢市額新保3丁目202番地 グリシーナ105号、従前の住所金沢市泉野町4丁目13番40号  
破産者 敷村 晴代

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
金沢地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第25号**

金沢市中村町5番15号 山栄ハウス 10号、従前の住所金沢市小坂町北3番地6  
破産者 北川 園江

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
金沢地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第10号**

長野県松本市本庄1丁目16番8号  
破産者 中澤 君宣

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所松本支部

**令和6年(フ)第67号**

長野県伊那市美篤7164番地2 特別養護老人ホームみすず四恩の家  
破産者 有賀 聖宗

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所伊那支部

**令和7年(フ)第5号**

長野県駒ヶ根市赤穂11224番地1 塩沢マンション1号棟  
破産者 漆澤 諒

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所伊那支部

**令和7年(フ)第12号**

長野県駒ヶ根市赤穂13478番地1  
破産者 中山 譲二

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所伊那支部

**令和7年(フ)第13号**

長野県駒ヶ根市赤穂13478番地1  
破産者 中山 明子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
長野地方裁判所伊那支部

**令和7年(フ)第10号**

岐阜市東中島2丁目12番6号 (クレアル東中島 206号室)  
破産者 石原 桃花

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
岐阜地方裁判所

**令和7年(フ)第65号**

静岡県熱海市和田町13番26号 山田アパート201号室  
破産者 河口 美加

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和7年(フ)第20号**

愛知県岡崎市野畑町字堀ノ内5番地 ハウスエイト 2-B、前住所愛知県岡崎市上地2丁目18番地4 ヴィクトリアンズ岡崎301  
破産者 下地 修平

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第35号**

愛知県安城市大山町2丁目10番地9 シャンテオカダA-201  
破産者 大羽 璃沙(旧姓岡田)

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第73号**

愛知県安城市安城町亀山下11番地1 グローリアス安城南407、前住所愛知県西尾市一色町松木島中切148番地1

破産者 三原 真央

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第83号**

愛知県高浜市田戸町3丁目5番地15

破産者 夏目 弘二

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第84号**

愛知県高浜市湯山町4丁目9番地6 (ビレッジハウス高取2号棟302号室)

破産者 島エドワルドこと SHIMA ZAMUDIO EDUARDO ROGER

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第86号**

愛知県豊田市明川町向田1番地8、前住所愛知県刈谷市今川町山之神30 ビラールレシオエンテ206

破産者 鈴木 恵

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第87号**

愛知県刈谷市青山町2丁目160番地6 トリヴァン Fuji i 306号、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町西岡2236番地の3 アピタ魚住1-202号

破産者 服部 高志

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第93号**

愛知県岡崎市榎山町字北岡59番地3

破産者 今泉田鶴子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第94号**

愛知県岡崎市鴨田町字山畔1番地36 県営住宅 5-105、前住所愛知県刈谷市井ヶ谷町青木81番地 グレース井ヶ谷406号

破産者 黒田 節子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第99号**

愛知県豊田市寺部町3丁目38番地 ファミールA 102号

破産者 柏本 真咲

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第115号**

愛知県岡崎市大和町字西島64番地 エスポワール池端 105、前住所愛知県岡崎市渡町字西浦38番地1

破産者 平井 奈美(旧姓都築)

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第123号**

愛知県岡崎市井内町字北浦22番地 アヴニールドゥサンライズ 105

破産者 青山 文和

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第4号**

三重県松阪市井村町277番地1 養護老人ホーム百花苑

破産者 平野 満

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所松阪支部

**令和7年(フ)第14号**

三重県多気郡多気町五佐奈1652番地

破産者 坂川 孝

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所松阪支部

**令和6年(フ)第278号**

三重県四日市市城西町13番40号 コーポ城西102

破産者 高橋 和希

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所四日市支部破産係

**令和7年(フ)第25号**

三重県桑名市大字東野217番地4 エピナール-103、前住所三重県いなべ市北勢町其原758番地3 i-Room北勢 308

破産者 仲本 彰

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所四日市支部破産係

**令和7年(フ)第27号**

三重県三重郡菰野町大字千草6455番地3 菰野千草園

破産者 水谷 翔騎

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所四日市支部破産係

**令和7年(フ)第40号**

三重県桑名市大字和泉767番地1 レナージュ1F号室、住民票上の住所北海道天塩郡豊富町字上サロベツ西9線257番地

破産者 長谷地春男

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所四日市支部破産係

**令和7年(フ)第41号**

三重県四日市市西日野町1632番地1 エスペランサハイツ八幡D号、前住所三重県四日市市東日野町348番地1 シャトルムツミ304

破産者 藤谷 宏美

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
津地方裁判所四日市支部破産係

**令和6年(フ)第393号**

滋賀県守山市今宿1丁目9番38号

破産者 土出 和孝

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大津地方裁判所民事部

**令和6年(フ)第500号**

大津市坂本1丁目1番3号

破産者 宮本 正人

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第7号**

大津市本丸町6番10-307号

破産者 藤崎 真麻

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第32号**

滋賀県栗東市苅原152番地1 (201号) 株昭建寮内

破産者 渡邊 幸子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第36号**

滋賀県湖南市柑子袋769番地1

破産者 川口 大倫

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第9号**

京都府亀岡市篠町見晴5丁目19番11号

破産者 櫻井 雅仁

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所園部支部破産係

**令和7年(フ)第10号**

京都府亀岡市下矢田町東法楽寺54番地55、前住所京都府亀岡市三宅町110番地8 204号

破産者 古畑 樹理

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所園部支部破産係

**令和7年(フ)第14号**

京都府亀岡市大井町小金岐2丁目9番20号  
破産者 下浦 里美

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所園部支部破産係

**令和7年(フ)第19号**

京都府亀岡市篠町野条下川13番地4  
破産者 真下 香織

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
京都地方裁判所園部支部破産係

**令和6年(フ)第5534号**

大阪市此花区伝法2丁目2番2-210号  
破産者 山田 陽子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第6229号**

大阪市港区八幡屋2丁目4番10号 グランドールT 2A号  
破産者 吉田 浩一

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第185号**

大阪市北区黒崎町9番17号 VINTAGE-KITA 101号室  
破産者 五味 善信

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第203号**

大阪府守口市八雲西町1丁目16番11号、前住所大阪府守口市大庭町1丁目12番9号  
破産者 川畑 卓

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第249号**

大阪市東淀川区豊里3丁目7番27-206号  
破産者 小竹 俊昭

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第263号**

大阪市浪速区幸町1丁目3番13-407号  
破産者 寺西 沙織

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第356号**

大阪市旭区大宮4丁目22番15号 ジオナ大宮306  
破産者 小田部 幸子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第367号**

大阪市此花区西島1丁目3番1-207号  
破産者 中次 俊哉

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第374号**

大阪市住之江区南港中2丁目3番12-413号、前住所大阪市城東区古市3丁目8番8-1302号  
破産者 武村 孝子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第391号**

大阪市住之江区西住之江3丁目14番25号 Fmaison SQUARE I番館 302  
破産者 橋本 明仁

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第423号**

大阪府寝屋川市三井が丘5丁目7番108-301号  
破産者 栗本ふみ代

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第448号**

大阪市大正区三軒家東5丁目8番16号 ユーメゾン51 102号  
破産者 谷崎 公紀

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第480号**

大阪市西成区萩之茶屋1丁目11番2-801号  
破産者 的場 弘美

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第483号**

大阪府東大阪市永和2丁目7番30号 救護施設フローラ、前住所大阪府茨木市宮元町6番1号 宮元7番館 210号  
破産者 高橋 幸恵

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第522号**

大阪市東淀川区大道南3丁目10番18号 清和ハイツ 205号  
破産者 若林 信雄

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第523号**

大阪府東大阪市瓜生堂1丁目14番13-213号  
破産者 松井 寿子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第533号**

大阪府八尾市天王寺屋6丁目59番地 医療法人清心会 八尾こころのホスピタル、住民票上の住所大阪府八尾市南小阪合町5丁目1番26号 西川ハイツ203号  
破産者 片岡 正行

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第545号**

大阪市平野区加美北8丁目19番3-407号  
破産者 松井 裕子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第595号**

大阪市住之江区北島2丁目7番15号  
破産者 岡田 正一

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第596号**

大阪市住之江区北島2丁目7番15号  
破産者 岡田 孝子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第602号**

大阪府八尾市竹濑東1丁目322番地  
破産者 上杉 京子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第610号**

大阪府門真市石原町36番14号 メゾン・アン302号  
破産者 樋口 幸子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第613号**

大阪市平野区瓜破2丁目1番58号 エステートゲン 306号、前住所大阪市平野区瓜破1丁目2-15-302  
破産者 岡 里美

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和 7 年 (フ) 第 6 4 7 号**

大阪市淀川区新高 5 丁目 11 番 11 号 シェイ  
ネ新高 201 号  
破産者 土井 由

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 6 6 1 号**

大阪市港区磯路 1 丁目 1 番 7 号 灘浜ビル  
302 号  
破産者 石川 昌夫

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 6 9 1 号**

大阪市住吉区山之内 5 丁目 3 番 60 号  
破産者 宮嶋 勝

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 7 2 3 号**

大阪市西成区橋 1 丁目 3 番 14 号 ハイッさく  
ら 104 号  
破産者 松本 俊明

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 7 4 8 号**

大阪市天王寺区上本町 5 丁目 4 番 22 号 L u  
f t 702 号  
破産者 本城あゆみ (旧姓犬丸)

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 7 8 5 号**

大阪市西成区天下茶屋北 1 丁目 3 番 19 号 ひ  
きふね  
破産者 富永 民世

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 7 年 (フ) 第 8 1 0 号**

大阪府茨木市橋の内 1 丁目 5 番 6 号 P A L  
M S 201 号、前住所大阪府吹田市岸部中 1  
丁目 21 番 17-306 号  
破産者 繁田 良真

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第 6 民事部

**令和 6 年 (フ) 第 1 4 1 号**

鳥取県米子市目久美町 26-4-105、住民票  
上の住所滋賀県大津市下阪本四丁目 14 番 15-  
106 号  
破産者 藤久保真美香 (旧姓出口)

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
鳥取地方裁判所米子支部

**令和 7 年 (フ) 第 1 7 号**

鳥取県西伯郡南部町宮前 204 番地 4、旧住所  
大阪府大阪市淀川区野中 2 丁目 8 番 40 号  
ドエル野中 601 号  
破産者 新井 聡

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
鳥取地方裁判所米子支部

**令和 7 年 (フ) 第 2 号**

山口県下関市東大和町 1 丁目 3 番 1-514 号  
柴田方、前住所山口県山陽小野田市大字東高  
泊 454 番 2 地  
破産者 ナチュラルヘルス k u m i k o こと  
人見久美子

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
山口地方裁判所下関支部破産係

**令和 7 年 (フ) 第 2 4 号**

山口県下関市神田町 2 丁目 2 番 6-401 号  
鳳幸マンション  
破産者 浅野 大介

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
山口地方裁判所下関支部破産係

**令和 7 年 (フ) 第 2 7 号**

徳島県板野郡藍住町奥野字前川 2 番地 2  
破産者 佐野真由美

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
徳島地方裁判所民事部

**令和 6 年 (フ) 第 3 5 4 号**

香川県高松市飯田町 1247 番地 1 レオパレス  
高月 204  
破産者 藤田 理央

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和 7 年 (フ) 第 3 2 号**

愛媛県松山市西石井 6 丁目 14 番 13 号 S u n  
コーポ 102 号  
破産者 砂入 元士

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
松山地方裁判所民事部

**令和 7 年 (フ) 第 3 6 号**

愛媛県伊予市下吾川 731 番地 リミエール藤  
本 202 号  
破産者 藤岡 美鈴

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
松山地方裁判所民事部

**令和 7 年 (フ) 第 1 4 号**

愛媛県宇和島市寄松甲 334 番地 7、旧住所愛  
媛県八幡浜市保内町川之石 13 番耕地 57 番地  
破産者 宮本 春彦

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
松山地方裁判所宇和島支部

**令和 7 年 (フ) 第 6 5 号**

福岡県久留米市藤山町 757 番地 1  
破産者 岩 友紀

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和 7 年 (フ) 第 2 号**

佐賀県唐津市千代田町 2109 番地 22 アメイ  
ズ 唐津城内橋 205 号  
破産者 竹下 実由

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所唐津支部

**令和 7 年 (フ) 第 2 6 号**

長崎県長崎市新戸町 3 丁目 5 番 13 号  
破産者 山中 健豊

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所民事部破産係

**令和 7 年 (フ) 第 2 8 号**

長崎県長崎市上小島 2 丁目 10 番 20 号 森田ア  
パート 201 号  
破産者 中村 泉

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所民事部破産係

**令和 7 年 (フ) 第 3 3 号**

長崎県長崎市竹の久保町 10 番 12 号  
破産者 田上美和子

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所民事部破産係

**令和 7 年 (フ) 第 6 号**

長崎県島原市湊新地町 429 番地 溝田ハイッ  
101、前住所長崎県南島原市南有馬町甲 711 番  
地 4  
破産者 石川 淳

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所島原支部破産係

**令和 7 年 (フ) 第 1 0 号**

長崎県南島原市有家町原尾 1242 番地 2  
破産者 末吉 高

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所島原支部破産係

**令和 7 年 (フ) 第 7 号**

熊本県玉名郡和水町下津原 1217 番地 1、前住  
所熊本県玉名郡和水町原口 550 番地 5  
破産者 石原 倫末

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所玉名支部

**令和 7 年 (フ) 第 1 1 号**

熊本県玉名郡長洲町大字長洲 241 番地 町営  
住宅井樋内団地 7 棟 2 号  
破産者 門川 優夢

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
熊本地方裁判所玉名支部

**令和 6 年 (フ) 第 5 9 号**

宮崎県串間市大字大納 3100 番地  
破産者 肥田 稔

- 1 決定年月日 令和 7 年 5 月 9 日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第28号

宮崎県日向市大字日知屋16263番地 県営住宅日知屋東団地5棟11号

破産者 温水すえ子

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第29号

宮崎県日向市曾根町3丁目129番地 きりもどき

破産者 川村 眞

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第3号

鹿児島県奄美市名瀬久里町4番12号、前住所鹿児島県奄美市名瀬伊津部町7番4号

破産者 朝 智仁

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和7年(フ)第5号

鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町2番地9、前住所兵庫県神戸市兵庫区三川口町1丁目1番9-1203号

破産者 吉田あかね(旧姓林)

- 1 決定年月日 令和7年5月9日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

小規模個人再生による再生計画認可

令和6年(再イ)第7号

秋田県由利本荘市石脇字田尻野9番地43

再生債務者 小山内貴広

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日  
秋田地方裁判所本荘支部再生係

令和6年(再イ)第95号

埼玉県所沢市小手指南5丁目18番地の14

再生債務者 齋藤 啓仁

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日  
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第20号

沖縄県うるま市字田場309番地1 川原団地3-404

再生債務者 名嘉山美鈴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月2日  
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和6年(再イ)第15号

北海道歌志内市字文珠98番地1 文珠西歌団地K58-2-3

再生債務者 穀山 晋

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日  
札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和6年(再イ)第10号

青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原326番地9

再生債務者 小山内和彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日  
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和6年(再イ)第45号

宮崎県児湯郡高鍋町大字上江84番地10

再生債務者 後藤 亮介

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日  
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和6年(再イ)第31号

北海道旭川市春光台2条4丁目11番12号

再生債務者 佐藤 研一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日 旭川地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第26号

福島県双葉郡富岡町小浜755番地2 ハイ

ヒールド104号

再生債務者 原田 政廣

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月1日  
福島地方裁判所いわき支部

令和6年(再イ)第110号

埼玉県飯能市大字岩沢23番地9

再生債務者 伊藤奈津紀(旧姓石正)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月7日  
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(再イ)第500号

東京都大田区久が原3-34-10-301

再生債務者 入江 直行

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月7日  
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第86号

東京都町田市小山町1199番地7

再生債務者 吉留 涼

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(再イ)第122号

京都府八幡市男山金振23番地15 ヴォレ

メール 206号室

再生債務者 中里 勉

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日  
京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第33号

大阪府茨木市若園町37番25号 ロアジュール西

口 303号

再生債務者 川口 悦子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月7日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(再イ)第84号**

栃木県宇都宮市陽南2丁目4番31号  
再生債務者 駒場 大助

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月2日  
宇都宮地方裁判所第1民事部

**令和7年(再イ)第2号**

栃木県宇都宮市瑞穂2丁目19番地13  
再生債務者 本間菜穂美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月2日  
宇都宮地方裁判所第1民事部

**令和6年(再イ)第67号**

埼玉県越谷市大字平方338番地2  
再生債務者 菅野 真一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月7日  
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和6年(再イ)第83号**

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸4丁目16番6号  
再生債務者 尾關 晃充

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月7日  
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和6年(再イ)第36号**

千葉県印西市西の原4丁目5番地34  
再生債務者 奥 隆司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月2日 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和6年(再イ)第111号**

東京都府中市矢崎町2丁目17番地の5  
再生債務者 香川 淳

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和6年(再イ)第39号**

石川県河北郡内灘町字アカシア1丁目152番地1  
再生債務者 出口 貴斗

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日 金沢地方裁判所民事部

**令和6年(再イ)第82号**

静岡県駿河区有東3丁目12番18-1号  
再生債務者 吉永 渉

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第118号**

岡山市北区高柳西町7番55号 プレジデント高柳203号  
再生債務者 八田 将希

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月7日  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第6号**

岡山市中区平井3丁目996番地36  
再生債務者 丹羽 勝裕

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月7日  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和6年(再イ)第26号**

大分県由布市挾間町北方128番地14  
再生債務者 河井 義隆

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月7日  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和6年(再イ)第52号**

秋田市桜台1丁目5番1号  
再生債務者 沖田 尚也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日  
秋田地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第197号**

埼玉県鴻巣市広田3266番地8  
再生債務者 南 弘一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月7日  
さいたま地方裁判所第3民事部

**令和6年(再イ)第50号**

三重県四日市市広永町647番地136  
再生債務者 水谷 真也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日 津地方裁判所四日市支部

**令和6年(再イ)第46号**

岡山県倉敷市連島町連島1174番地155  
再生債務者 仙波萬里こと 宋 玉順

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日 岡山地方裁判所倉敷支部

**令和7年(再イ)第3号**

栃木県宇都宮市宝木町2丁目1111番地99  
再生債務者 坂本 瞳

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月7日  
宇都宮地方裁判所第1民事部

**令和6年(再イ)第39号**

千葉県佐倉市城内町250番地23  
再生債務者 田崎 満

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月7日 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和6年(再イ)第187号**

名古屋市昭和区出口町3丁目47番地 ウェリス桜山503号  
再生債務者 森本 清忠

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月7日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第40号**

千葉県佐倉市上志津1807番地38 イッツア  
ネックス202

再生債務者 田村 京介

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(再イ)第4号**

三重県四日市市中部5番14号 ドル・タワー  
ルみなみまち205

再生債務者 糸瀬 憲

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日 津地方裁判所四日市支部

**令和7年(再イ)第7号**

三重県いなべ市員弁町畑新田700番地1 シ  
ティリパータウン Ⅲ

再生債務者 梶本恵美子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日 津地方裁判所四日市支部

**令和6年(再イ)第7号**

鳥取県倉吉市南昭和町8番地フォーブルアイ  
303

再生債務者 谷本ゆかり

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日 鳥取地方裁判所倉吉支部

**令和6年(再イ)第68号**

広島県東広島市西条町御園宇7206番地7 サ  
ニーバレス渡邊204号

再生債務者 三宅 浩司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

広島地方裁判所民事第4部

**令和6年(再イ)第32号**

香川県高松市香南町由佐170番地2

再生債務者 竹内 一馬

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和6年(再イ)第373号**

東京都江東区森下5-11-9

再生債務者 清水 辰巳

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(再イ)第13号**

新潟県燕市五千石4439番地21

再生債務者 玉澤 伸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月9日 新潟地方裁判所三条支部

**令和7年(再イ)第1号**

兵庫県たつの市揖保川町野田256番地5

再生債務者 奈須真里奈

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月9日

神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

**令和6年(再イ)第219号**

横浜市都筑区中川中央1丁目5番4-306号

再生債務者 今野 哲哉

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和6年(再イ)第42号**

兵庫県明石市魚住町清水617番地の19

再生債務者 吉野 恭平

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

神戸地方裁判所明石支部再生係

**令和6年(再イ)第193号**

札幌市豊平区中の島1条10丁目10番8号

再生債務者 佐藤 一也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月9日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和5年(再イ)第240号**

神奈川県茅ヶ崎市松浪2丁目9番15-29号

再生債務者 中野 友輔

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和6年(再イ)第39号**

和歌山県海南市藤白178番地19

再生債務者 原 良行

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和6年(再イ)第51号**

和歌山県伊都郡高野町高野山293 櫻池院(住  
民票上の住所)長野県飯田市南信濃和田1116

番地

再生債務者 大山 正峰

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和6年(再イ)第5号**

福岡県田川郡福智町赤池544番地33

再生債務者 葛西 建治

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日 福岡地方裁判所田川支部

**令和6年(再イ)第136号**

北九州市八幡西区清納2丁目4番22号

再生債務者 白木 宏幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和6年(再イ)第129号**

大阪府富田林市清水町3番7-607号  
再生債務者 勝山せ津子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和6年(再イ)第74号**

熊本県宇土市入地町185番地7  
再生債務者 右田 由美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和6年(再イ)第86号**

千葉県柏市大井934番地2 9-204号  
再生債務者 袴田 真吾

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月7日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和6年(再イ)第103号**

千葉県野田市つつみ野2丁目5番地の12  
再生債務者 後藤 広樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月7日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和6年(再イ)第451号**

東京都国分寺市本町2-12-6 第7千代鶴ビル 912

再生債務者 塩口 達也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(再イ)第245号**

神奈川県高座郡寒川町一之宮2丁目9番1号  
再生債務者 重本 高宏

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月9日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和6年(再口)第5号**

熊本市西区花園6丁目43番1号  
再生債務者 高木 健二

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和6年(再イ)第187号**

札幌市南区真駒内南町3丁目1番15-701号  
再生債務者 竹本 和貴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月9日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和6年(再イ)第128号**

東京都八王子市小宮町951番地8  
再生債務者 坂田 大育

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月9日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和6年(再イ)第137号**

東京都町田市本町田1544番地28  
再生債務者 児玉 裕一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月9日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和6年(再イ)第67号**

静岡県伊東市十足620番地の93  
再生債務者 土屋きよみ

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和6年(再イ)第103号**

北九州市小倉南区高野1丁目2番10-102号  
再生債務者 藤川 和美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年4月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月9日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和6年(再イ)第17号**

山形県酒田市緑ヶ丘2丁目8番地の25  
再生債務者 長谷川健太

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

山形地方裁判所酒田支部

**令和7年(再イ)第1号**

山形県酒田市光ヶ丘4丁目21番15号 光ヶ丘マンション23号

再生債務者 酒井 優

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

山形地方裁判所酒田支部

**令和6年(再イ)第195号**

千葉県船橋市習志野5丁目3番8-305号  
再生債務者 早坂 博文

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和6年(再イ)第487号**

東京都東村山市美住町1-6-70  
再生債務者 阿部 慎也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月8日

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(再イ)第27号**

香川県高松市新田町甲2679番地15  
再生債務者 小野 直文

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年5月9日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(再イ)第7号**

北九州市小倉南区蒲生3丁目3番36号  
再生債務者 久保 香奈

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月9日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和6年(再イ)第55号**

佐賀県鳥栖市本鳥栖町569番地1 エアリー  
ハウス204

再生債務者 権藤 清

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和6年(再イ)第490号**

東京都渋谷区西原3-17-12-103

再生債務者 白鳥 巧史

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(再イ)第46号**

神奈川県秦野市曾屋734番地の6

再生債務者 石井 辰弥

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月9日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和7年(再イ)第5号**

神奈川県平塚市東中原2丁目24番26-206号  
V I L L A 湘南

再生債務者 工藤 大宙

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月9日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和6年(再イ)第60号**

静岡県伊東市八幡野1216番地の47

再生債務者 内藤 佳久

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和6年(再イ)第24号**

函館市西栲梗町835番地59

再生債務者 吉田 辰也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月9日

函館地方裁判所

**令和7年(再イ)第2号**

栃木県那須塩原市下厚崎89番地24チェルシー  
D-202号

再生債務者 金原 優花

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

宇都宮地方裁判所大田原支部

**令和6年(再イ)第83号**

川崎市多摩区中野島4丁目17番7-212号

セザール登戸

再生債務者 宮崎 宏幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和6年(再イ)第336号**

愛知県北名古屋市西之保青野東108番地  
再生債務者 小山 真世

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第346号**

愛知県北名古屋市九之坪松馬場12番地

再生債務者 伊藤 慎介

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第356号**

名古屋市港区高木町2丁目31番地 ベルラ  
フィネ101号

再生債務者 竹田 直紀

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第358号**

名古屋市瑞穂区土市町1丁目7番地の1 ロ  
ワヴェール瑞穂3B号

再生債務者 大橋 洋

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第12号**

大阪市淀川区十三東1丁目10番22-503号  
再生債務者 太田 翔子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第47号**

大阪府豊中市寺内2丁目2番13-502号

再生債務者 黒木 佑亮

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月8日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(再イ)第115号**

兵庫県高砂市米田町米田989番地の1 ネオ  
ハイツ高砂302号

再生債務者 桑口 和久

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月9日

神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(再イ)第2号**

兵庫県西脇市野村町511番地の5

再生債務者 辻野 要

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年5月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年5月9日

神戸地方裁判所社支部

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第1項の規定により次の教育職員免許状の取上げ処分を行った。

令和7年5月22日 長崎県教育委員会

1 氏名 上原 俊泰、本籍地 鹿児島県

(1) 高等学校教諭一種免許状（公民）

免許状の番号 令6高一種第5号

授与年月日 令和6年9月1日

授与権者 長崎県教育委員会

(2) 高等学校助教諭免許状（地理歴史）

免許状の番号 令6高助第19号

授与年月日 令和6年4月1日

授与権者 長崎県教育委員会

(3) 高等学校助教諭免許状（公民）

免許状の番号 令6高助第20号

授与年月日 令和6年4月1日

授与権者 長崎県教育委員会

2 取上げ処分年月日 令和7年5月1日

3 取上げの事由 教育職員免許法第11条第1項

（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

行旅死七人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳から90歳、男性、身長156センチメートル、体格普通、青色ジャンパー、黒色半袖Tシャツ、灰色ジーンズ、黒色ジャージズボン

上記の者は、令和6年8月11日午後5時45分頃、埼玉県和光市新倉7丁目16番新河岸川南側河川敷内で死亡しているのを発見されたもので、身元不明のため火葬に付し、遺骨は火葬を執り行った葬祭業者にて保管してあります。心当たりの方は当市福祉部生活支援課まで申し出てください。

令和7年5月22日

埼玉県 和光市長 柴崎 光子

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

札幌市中央区北七条西二十七丁目三番一七号

北海道アスパラガス株式会社

代表清算人 鈴木 基

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

札幌市白石区米里三条二丁目五番三五号

株式会社京成

代表清算人 池田 智博

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

札幌市西区八軒二条西二丁目六番一七号

有限会社権

ハイムエイト二〇三号

清算人 竹内 純子

解散公告

当社は、令和七年五月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

北海道札幌市中央区伏見一丁目一番一号F

二〇二 合同会社ソマティックジャパン

清算人 弁護士 鈴木 麻子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

岩手県陸前高田市竹駒町字相川一五番地一

特定非営利活動法人教育サポーターズひ

たかみ

清算人 坂井ふき子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

茨城県つくば市天久保二丁目六番地四八

いづみ

清算人 塚本 一也

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

埼玉県北足立郡伊奈町学園二丁目一二九番地

有限会社半沢工務店

清算人 半沢 真

解散公告

当社は、令和七年四月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

千葉県八千代市八千代台南一丁目七番四

棟ビル二階

株式会社王景コーポレーション

代表清算人 王 景

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

千葉県成田市並木町一四二番地三三

有限会社トムソーヤ

清算人 松本 毅

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

千葉県我孫子市つくし野七丁目二三番六号

有限会社冠夢堂システムズ

清算人 山田 一彦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都世田谷区喜多見五丁目一九番二

株式会社雄心

代表清算人 坂本有佳理

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都目黒区自由が丘一丁目二三番三

有限会社エヌワイエム

清算人 野澤 裕

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一―二〇  
R Bソーラーケープ合同会社  
清算人 栗国 正樹

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一―二〇  
R Bソーラーケープホールディングス  
一般社団法人 代表清算人 栗国 正樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都渋谷区代々木二丁目三六番一ウイン  
ベル代々木五〇四号  
エクセラ出版株式会社  
代表清算人 坂牧 健一

解散公告

当社は、令和七年五月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号新宿第七葉山ビル三階  
株式会社ハレキナ・リレーション  
代表清算人 黒田 弘国

解散公告

当社は、令和七年四月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都千代田区神田淡路町一丁目五番地  
ビプリオス株式会社  
代表清算人 中富 芳春

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都世田谷区等々力四丁目一三番二〇号  
株式会社ポ  
代表清算人 塚原 佳弘

解散公告

当社は、令和七年五月七日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニユー  
オータニビジネスコート一〇階  
株式会社セーフティ・サービス  
代表清算人 棚橋 章紀

解散公告

当社は令和六年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー一八階  
BEYOND LIMITEDS合同会社  
清算人 デーヴィッド・チピン・リュウ

解散公告

当社は令和七年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都新宿区神楽坂六丁目八番地文悠ビル  
B-1 OASEジャパン合同会社  
清算人 クリストファー・ライト

解散公告

当社は、解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内  
Discoverry7合同会社  
清算人 ワタナベ・マーク・ユウゾウ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都台東区千束四丁目一七番八号  
株式会社ウエスト  
代表清算人 西山 市郎

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都中央区銀座一―一―二四N&EBL  
D七階  
合同会社GM2  
清算人 金本 知之

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都千代田区神田錦町三丁目五番地一  
公益財団法人徳田財団  
代表清算人 松本 敏朗

解散公告

当社は、令和七年五月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都渋谷区南平台町一番九号  
GSフォース株式会社  
代表清算人 小西 亮介

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都小金井市中町四丁目二番一八号  
株式会社エム・エス・アイ  
代表清算人 石原 秀登

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク  
ヒルズ仙石山森タワー四十階  
日比谷アライアンス特定目的会社

代表清算人 長尾 誠

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都葛飾区東金町四丁目二五番九号  
株式会社東京クリエティブ・イー・ディー

代表清算人 浅井 明子

解散公告

当社は、令和六年十二月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都江戸川区東小岩六一二一六一一  
御国山株式会社

代表清算人 鄭 麗 金

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都中央区銀座一丁目六番一〇号士志田ビルディング3F  
一般社団法人Biribi

代表清算人 中村 武

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都墨田区亀沢二丁目一六番五号  
高陽印刷株式会社

代表清算人 内藤 篤樹

解散公告

当社は、令和七年五月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

東京都港区麻布台二丁目二番一〇号  
有限会社アースリビング

清算人 河野 典子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂三丁目二〇番四三三三〇三号  
株式会社サンテイ

代表清算人 鎌田 敏光

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

神奈川県厚木市宮の里四丁目一番三一四〇二号  
免震ハウス株式会社

代表清算人 石原 哲哉

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

神奈川県茅ヶ崎市秋園八一七番地一〇  
ポート・ダグラス株式会社

代表清算人 大高 誠

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

神奈川県茅ヶ崎市円蔵二丁目一五番三〇号  
株式会社鈴木建築

代表清算人 鈴木 靖彦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

川崎市多摩区菅五丁目一〇番四一〇号  
有限会社ニツト神奈川

清算人 富澤 勝利

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

神奈川県横浜市中央区吉浜町一番地二  
パークスクエア横浜一〇二二号室  
株式会社みんなの樹

代表清算人 植野 洋平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十二日

神奈川県横浜市緑区西八朔町二〇二  
アイテック株式会社

代表清算人 金子 淳一

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十二日

横浜市西区北幸二丁目一〇番二七号東武立野ビル一階  
株式会社リーガルホーム

代表清算人 山口 広樹

解散公告

当法人は、令和六年九月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年五月二十二日

神奈川県横浜市旭区白根町八六〇番地六  
特定非営利活動法人資源リサイクルの会

清算人 小塚 豪

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

神奈川県横浜市西区高島町一丁目二一五横濱ゲートタワー3F1R一八

代表清算人 シェパード・ステファーン・ジョセフィン

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

横浜市青葉区新石川四丁目一一番地五たまプラーザスカイマンション一〇七

代表清算人 萩原理香子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

富山県富山市黒崎六六 EXPC 吟画珍堂

代表清算人 川原淳一郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

長野県茅野市豊平六八九一フルール梨ノ木一〇二

代表清算人 佐藤 颯太

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

長野県松本市大字島立二六五番地二

有限会社あさひトレーディング

代表清算人 深澤多恵子

解散公告

当社は、令和七年五月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪一三三

信成化工有限会社

代表清算人 萩原うらら

解散公告

当社は、令和六年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

愛知県海部郡大治町大字長牧字中道一三九番地

有限会社立建

代表清算人 立山フミエ

解散公告

当社は、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

愛知県豊田市柿本町四丁目一〇番地一

有限会社豊越運送

代表清算人 柴田 博克

解散公告

当社は、令和六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

愛知県大府市梶田町二丁目八八番地の一

株式会社コンティニュー

代表清算人 大坪 康徳

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

滋賀県高島市安曇川町北船木一八一二番地一

株式会社甚太郎

代表清算人 駒井 良嗣

解散公告

当法人は、令和七年五月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

大阪府都島区都島北通一丁目四番二一

一般社団法人日本バンディ連盟

代表清算人 志水 隆一

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

大阪府豊中市熊野町三丁目一三番八号

有限会社豊中金型製作所

代表清算人 露口 利男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

大阪府貝塚市半田三丁目一三番一

協和製鋼株式会社

代表清算人 川崎 俊弘

解散公告

当社は、令和七年五月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

大阪市天王寺区夕陽丘四番二号 Metro Porte 四天王寺前夕陽ヶ丘Ⅲ 一 二 号 室

世宗合同会社

清算人 朱 明超

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

兵庫県西宮市高木東町三一番二〇一七〇九号

有限会社白くまカンパニー

清算人 佐藤 貢

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

兵庫県加古郡稲美町加古三八二番地の七五

株式会社新生工業所

代表清算人 田中 寿一

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

奈良県吉野郡下市町大字新住一四一番地の一

株式会社小川組

代表清算人 小川 富大

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

鳥取県西伯郡大山町名和五三四番地

ハルト建設株式会社

代表清算人 橋本 栄子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

島根県出雲市高松町一三三一番地一

島根ルート配送株式会社

代表清算人 田淵 敬二

解散公告

当法人は、令和六年十二月十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

岡山市北区青江一丁目一六番六号アピタシ

オンあおえ西棟一〇六号

一般社団法人おもてなし葬司会者育成検査

定協会 代表清算人 岡野 裕子

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

岡山県井原市青野町一三三五番地

一般社団法人未来野良

代表清算人 山元 一作

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

岡山市南区福富東二丁目二〇番六号

合同会社 Z E Z E

清算人 加藤 嘉輝

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

広島県尾道市御調町大山田七〇七番地の二

有限会社ヤマト鉄工

清算人 定仲 和恵

解散公告

当社は、令和七年五月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

山口県岩国市周東町下久原六〇三番地一三

株式会社周冷サービス

代表清算人 平原 寛之

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

愛媛県四国中央市三島中央三丁目一四番一

有限会社森食品店

清算人 森 隆志

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

福岡県築上郡築上町大字椎田八九一番地三

東九州コミュニティー放送株式会社

代表清算人 福田みどり

解散公告

当社は、令和七年四月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

北九州市小倉北区足原一丁目一番一 一 号

株式会社有森工業本店

代表清算人 有森 貞美

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

福岡県久留米市原古賀町二五番地の 一 一

西友建装株式会社

代表清算人 伊藤 康紘

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日  
佐賀県小城市三日月町長神田二一〇番地一  
有限会社小城小型運送  
清算人 荒谷 一茂

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日  
長崎県対馬市厳原町宮谷一五〇番地二  
鈴商株式会社  
代表清算人 鈴木 順三

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日  
長崎県大村市諏訪一丁目七四六番地二一  
有限会社アグリ  
清算人 坂本 輝代

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日  
長崎県白木町一八番八号  
有限会社長崎速記センター  
清算人 石川 裕子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日  
大分県中津市大字万田二五六番地  
特定非営利活動法人中津みどり会  
清算人 安部 久春

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日  
鹿児島県薩摩川内市永利町二九三九番地  
特定非営利活動法人薩摩川内市精神保健福祉促進の会  
清算人 相良 秋徳

解散公告

当社は、令和七年四月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日  
沖縄県沖縄市泡瀬二丁目二五番七号  
有限会社久米工業  
清算人 久米 節子

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日  
沖縄県那覇市首里桃原町二丁目四七番地  
合同会社プライムゾーン  
清算人 松茂良義武

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年四月二十五日開催の臨時総会の決議により同年四月二十六日付で解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日  
富山県富山市下奥井二丁目三番地大和薬品工業株式会社内  
大和薬品工業労働組合  
清算人 花岡明日香

解散公告(第一回)

当法人は、令和六年二月二十九日開催の臨時社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和六年十月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日  
鳥取県倉吉市伊木二〇一番地六  
医療法人松田医院  
清算人 松田 光郎

解散公告(第二回)

当土地改良区は、令和七年四月二十二日岐阜県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年五月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日  
岐阜県恵那市長島町正家二丁目一番地一  
清算法人えな土地改良区  
代表清算人 伊藤 常光

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年三月二十六日佐賀地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日  
九州鳥栖・芯鏡法律事務所  
清算人 尾関 大雅

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年三月一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日  
北海道沙流郡日高町富川西二丁目五番三号  
医療法人社団小川医院  
清算人 小川 秀海

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年三月三十一日茨城県日立市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年五月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

土地区画整理法第四十七条の二第一項の規定により公告します。

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年三月三十一日茨城県日立市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年五月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

土地区画整理法第四十七条の二第一項の規定により公告します。

令和七年五月二十二日  
茨城県日立市神峰町二丁目九番七号 八千代ビル二〇一号  
日立市諏訪台土地区画整理組合  
清算人代表 安 英行

第38期決算公告

令和7年5月22日

新潟県上越市藤巻9番18号

ShinEtsu 信越建設株式会社

代表取締役 関口 幸治

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	906,745
	固定資産	37,740
	合	944,485
負債純資産及び部	流動負債	470,376
	固定負債	11,914
	合	482,290
純資産	462,195	
資本	20,000	
利益剰余金	442,195	
利益剰余金	5,600	
利益剰余金	436,595	
利益剰余金	(65,141)	
合	944,485	

解散公告 (第三回)

当土地改良区は、令和七年三月二十七日、香川県知事に認可を受け解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

香川県小豆郡土庄町淵崎甲一四〇〇番地二 小豆郡土庄町土地改良区 代表清算人 森 正俊

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年三月二十一日沖縄県知事の認可を受け解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十二日

沖縄県宜野湾市喜友名一丁目二番二〇号 学校法人シオン学園 清算人 関根 路代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道河東郡音更町宝来仲町北一丁目一〇番地一三、最後の住所北海道帯広市西七条南六丁目一番地四ライフシッブテア帯広 被相続人 亡 諏訪 健三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

北海道帯広市西十六条南二十七丁目一番地一 相続財産清算人 司法書士 神谷 芳昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区伏古六条五丁目一番、最後の住所札幌市南区川沿十三条二丁目一番 三八号愛全病院 被相続人 亡 渡辺 朝雪

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

札幌市中央区北一条西十丁目一番地二五 U D札幌北一条ビル六階 桶谷法律事務所 相続財産清算人 弁護士 椎木 仁美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市緑町二丁目九番、最後の住所北海道苫小牧市緑町二丁目九番一八〇三号 被相続人 亡 西木 円

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

事務所北海道苫小牧市表町三丁目二番一三 号王子不動産第二ビル五階岡田法律事務所 相続財産清算人 弁護士 岡田 秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市明徳町三丁目三二五番地五九五、最後の住所北海道苫小牧市明徳町三丁目八番一〇号 被相続人 亡 永浦 幹子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

事務所北海道苫小牧市表町三丁目二番一三 号王子不動産第二ビル五階岡田法律事務所 相続財産清算人 弁護士 岡田 秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋四丁目二番、最後の住所北海道天塩郡幌延町字幌延一五番地四 北星園 被相続人 亡 中山 明夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

北海道稚内市大黒三丁目五番八号マキノ第3ビル三階 稚内ひまわり基金法律事務所 相続財産清算人 弁護士 池田 慎介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市末崎町字大田三五番地、最後の住所岩手県大船渡市末崎町字平林八七番地一 被相続人 亡 菅野 富夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

岩手県陸前高田市高田町字館の沖三〇三番地一アバツセたかた内 弁護士法人空と海 そららみ法律事務所陸前高田事務所 相続財産清算人 弁護士 富谷 耕作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県坂東市岩井三二八二番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 中村 哲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

茨城県古河市常盤町三番一号コーポサンプ レッチェ二〇三 渡良瀬法律事務所 相続財産清算人 弁護士 飯田 大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県結城郡八千代町大字菅谷一九六番地、最後の住所茨城県古河市諸川二五六九番地一六 被相続人 亡 稲村喜一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

事務所茨城県結城郡八千代町菅谷一一七八番地一 相続財産清算人 司法書士 太田 亮介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県さくら市松山九〇〇番地、最後の住所栃木県さくら市松山一〇七〇番地三 被相続人 亡 上野 哲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

栃木県宇都宮市中戸祭一丁目一四番一五号 弁護士法人松本直樹法律事務所 相続財産清算人 弁護士 松本 直樹

第19期決算公告

令和7年5月22日

東京都港区海岸一丁目2番20号 株式会社トリステージ 代表取締役 桂多海

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目 (Category), 金額 (Amount), 科目 (Category), 金額 (Amount). Rows include 流動資産 (Current Assets), 固定資産 (Fixed Assets), 負債 (Liabilities), and 純資産 (Equity).

資産合計 10,373,572 負債・純資産合計 10,373,572

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市築瀬町一〇八六番地、最後の住所栃木県宇都宮市東増田一丁目一〇番一号 被相続人 亡 佐藤 昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

栃木県宇都宮市下戸祭一丁目二番四号赤羽ハイツ一階 八幡山法律事務所 相続財産清算人 弁護士 服部 有

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市栄町三四番地、最後の住所群馬県高崎市中居町四丁目九番地一六 被相続人 亡 峰村 光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

群馬県前橋市大手町三丁目四番一五号内田武法律事務所 相続財産清算人 弁護士 三橋惠一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大字西方二九四八番地二、最後の住所埼玉県さいたま市南区関一丁目一番二号ブランドール中浦和三〇六 被相続人 亡 小島 香里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町四一六六一一〇二〇コスト・タワー浦和A棟 弁護士松本合同法律事務所 相続財産清算人 弁護士 大西真里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市緑区大字間宮五九四番地、最後の住所埼玉県さいたま市緑区大字間宮五七五番地五 被相続人 亡 原田 幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

埼玉県川口市鳩ヶ谷本町一三一一五鳩ヶ谷本町商店街振興組合会館一階大熊三奈子法律事務所 相続財産清算人 弁護士 大熊三奈子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市下京区油小路通綾小路下る風早町五八四番地、最後の住所埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目六番一三〇〇四号 被相続人 亡 辻 伸也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

事務所埼玉県志木市本町六一七一六本町ビル一階B志木本町法律事務所 相続財産清算人 弁護士 高田 慎二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区荻窪一丁目四九番、最後の住所東京都立川市上砂町五丁目七六番地の四 特別養護老人ホーム砂川園 被相続人 亡 奥山 佑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビル三階 弁護士法人福澤法律事務所 相続財産清算人 弁護士 福澤 武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区東砂八丁目二二二〇番地、最後の住所東京都江東区東砂八丁目九番一七号 被相続人 亡 富田 勝久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

事務所東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市市川口町一六七四番地四の住所東京都八王子市市川口町一六七四番地四 被相続人 亡 百瀬 進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

事務所東京都港区西新橋二丁目一八番一五号 弁護士ビル二号館四〇五号室 西野・中山 法律事務所 相続財産清算人 弁護士 中山 素子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区南台一丁目四五八番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区陽光台四丁目二六番一五号 被相続人 亡 鈴木 一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

神奈川県相模原市南区相模大野五丁目一七番三号 司法書士田中等事務所 相続財産清算人 司法書士 田中 等

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市平清水六六九番地一、最後の住所新潟県佐渡市浜田一四〇番地一 歌代の里 被相続人 亡 本間 ツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

事務所新潟県佐渡市河原田諏訪町八〇番地 四 新潟交通佐和田ビル四階 佐渡かんぞう法律事務所 相続財産清算人 弁護士 傳田真梨絵

第42期決算公告

令和7年5月22日

東京都東村山市久米川町五丁目33番地24

株式会社ヤマザキ 代表取締役 山崎 正

貸借対照表の要旨 (令和6年5月31日現在) (単位：千円)

Table with 4 columns: 科目 (Category), 金額 (Amount), 目録 (Details), 金額 (Amount). Rows include 流動資産 (Current Assets), 固定資産 (Fixed Assets), 負債 (Liabilities), and 純資産 (Equity).

令和七年五月二十二日

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡朝日町南保三七六八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 道用 貫之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

富山県下新川郡入善町桐山八九番地一四

相続財産清算人 板倉 雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県菊川市牛湫六九一番地、最後の住所静岡県菊川市牛湫六九一番地

被相続人 亡 内田 金敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

静岡県掛川市南一丁目六番地一五 キヨミズキャンパスD号室 北川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 北川 直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市井上町四丁目一八五番地、最後の住所愛知県豊田市井上町四丁目一八五番地

被相続人 亡 田中 寿彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

愛知県豊田市神田町一丁目一番地一西山地

産ビル二階とのも法律事務所

相続財産清算人 弁護士 土面 尋志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市曲尺手町一八番地、最後の住所大阪府高石市東羽衣七丁目二番一〇号

被相続人 亡 賛 直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

大阪府中央区道修町一丁目六番七号JMFビル北浜01 九階

相続財産清算人 弁護士 宇都宮一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市倭文土井七四番地、最後の住所兵庫県洲本市宇原二二七一番地二

被相続人 亡 寺谷佳江子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

神戸市中央区中町通二丁目三番二号 三共神戸ツインビル八階 フローラ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高本 直彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県紀の川市西川原六八九番地、最後の住所奈良市帝塚山三丁目七番一〇号

被相続人 亡 戸根三重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

奈良市西大寺南町八番三三三号 奈良商工会議所会館一階弁護士法人ナラハ 奈良法律事務所

相続財産清算人 市ノ木山朋矩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市和歌浦中三丁目一〇八番地、最後の住所和歌山県和歌山市和歌浦中二丁目一〇番三〇号

被相続人 亡 玉出千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

和歌山市六番丁二四番地二ツセイ和歌山ビル九階 松原・沖本法律事務所

相続財産清算人 弁護士 沖本 易子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市斐川町神水一〇九四番地、最後の住所島根県出雲市斐川町神水一〇九四番地

被相続人 亡 樋野 道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

島根県出雲市今市町八六九番地七信和ビル二階 錦織法律事務所

相続財産清算人 弁護士 錦織 正二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県小松島市中郷町字泉前一四四番地、最後の住所徳島県小松島市日開野町字加々ミ松九一番地の一 養護老人ホーム松寿園

被相続人 亡 森内 要

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十二日

徳島市南前川町四丁目三番地ピラ・フェニックス城ノ内一〇一

相続財産清算人 司法書士 八木 道一

第45期決算公告

令和7年5月22日

千葉県成田市東和田618番1

株式会社エービン

代表取締役会長 藤倉 鉄男

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

Table with 4 columns: 科, 目, 金額(千円), 合計. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債).

第6期決算公告

令和7年5月22日

栃木県栃木市今泉町二丁目13番26号

株式会社ビーエス

代表取締役 清水 澄男

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

Table with 4 columns: 科, 目, 金額(千円), 合計. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債).

第4期決算公告

令和7年5月22日

宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-40

株式会社レポルカ

代表取締役 濱松 典郎

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

Table with 4 columns: 科, 目, 金額(千円), 合計. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債).

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県さぬき市津田町鶴羽七七三番地、最後の住所香川県高松市多肥上町九七番地九

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年五月二十二日 高松市西内町三番七号 森ビル三階 渡辺光夫法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍愛媛県西条市安用一六六番地、最後の住所愛媛県西条市喜多川三七八番地一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年八月一日までに請求の申出をして下さい。

令和七年五月二十二日 愛媛県伊予市灘町一六九番地 相続財産清算人 若林 忠正

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍佐賀県神埼市千代田町下板九八一番地、最後の住所佐賀県三養基郡基山町大字園部二三〇七番地一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年五月二十二日 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目五番一五号 モードビル六階 甘利法律事務所

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年五月二十二日 事務所鹿児島県曾於市大隅町岩川五六六九番地一オリーブ司法書士事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍鹿児島県薩摩川内市東郷町斧淵三一〇二番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市犬迫町五四〇七番地二ひまわり園

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

令和七年五月二十二日 事務所鹿児島県薩摩川内市鳥追町一三番一八号川内駅前SENビル二階さつま中央司法書士事務所

所有者不明土地管理人による供託公告 非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

- 一 対象土地 群馬県安中市板鼻字稲荷木一三七八番二
二 供託所 前橋地方裁判所高崎支部
三 供託番号 令和六年度金第三三三三三三三三
四 供託金額 五三三九八〇円

令和七年五月二十二日 群馬県高崎市栄町三番一〇一高崎パナースビル五階 杉本法律事務所

所有者不明土地管理人 杉本 真樹

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

住所 東京都世田谷区等々力二丁目二三番一七二〇二号
生年月日 昭和四十年十二月七日
供託所 さいたま地方裁判所

不在者財産管理人による供託公告 家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 梶原連太郎
従来の住所 大阪府河内長野市市町七二五番地の二〇
(住民票上の住所) 岐阜県土岐市妻木町一六四番地の三

供託所 大阪府法務局堺支局
供託番号 令和七年度金第五十七号
宅地建物取引業保証協会 併済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。
公益社団法人不動産保証協会 (以下「保証協会」という。)の社員である下記のとおり、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する保証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、保証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担保は同人に返還されます。

令和七年五月二十二日
東京千代田区紀尾井町3番30号
公益社団法人不動産保証協会

Table with columns: 年度番号, 商号又は名称, 免許番号, 代表社員, 主たる事務所所在地, 営業保証金相当額

供託金額 七〇五、二五七円

四 供託金額 七〇五、二五七円
五 裁判所 大阪家庭裁判所堺支部
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和五年(家)第四二四三三三三
令和七年五月二十二日
大阪府中央区今橋二丁目二番二番二番南都銀行
大阪北浜ビル五階

不在者財産管理人 弁護士 市川 裕子
無縁墳墓等改葬公告
墓地管理費複数年未納の墓の改葬を行います。
墓地使用者等、死亡者の縁故者、権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までに申し出ない場合は、無縁仏として改葬しますのでご承知ください。

令和七年五月二十二日
一 墳墓等所在地 東京都足立区舎人五一一一五
二 墳墓等の名称 宗教法人西門寺別院安楽院舎人メモリアル

一 死亡者の本籍及び氏名 東京都杉並区下井草 中山嘉子、東京都江戸川区中央 押尾トヨ子
二 改葬を行うおととする者 東京都足立区舎人 二一一一四 宗教法人西門寺

代表社員 (代表者の)氏名
主たる事務所 所在地
営業保証金 相当額
東京千代田区紀尾井 1000万円

LEVVECH 調整特事第一
Yフアン下4 号合同会社
236号
LEVVECH 調整特事第一
Yフアン下4 号合同会社
236号
代表社員 (代表者の)氏名
主たる事務所 所在地
営業保証金 相当額
東京千代田区紀尾井 1000万円

令7不保332	LEVECH Yファンド11 号合同会社	関東特事第 268号	代表社員 一般社団法 人LEVE CHY11号 職務執行者 福田武司	東京都千代田区紀尾井 町3-8	1000万円	令7不保351	株式会社デュ アルタップア セットマネジ メント	東京都知事 (1)111654	代表取締役 白井貴弘	東京都中央区日本橋久 松町4-7	1000万円
令7不保333	LEVECH Yファンド12 号合同会社	関東特事第 269号	代表社員 一般社団法 人LEVE CHY12号 職務執行者 福田武司	東京都千代田区紀尾井 町3-8	1000万円	令7不保352	合同会社アト リ	神奈川県知事 (2)30676	代表社員 朝部芳史	神奈川県相模原市南区 東林間7-13-53	1000万円
令7不保334	有限会社ヤギ コーポレーシ ョン	宮城県知事 (5)4756	代表取締役 八木正美	宮城県塩竈市新浜町 1-6-11	1000万円	令7不保353	株式会社ビオ トラスト	岐阜県知事 (1)5292	代表取締役 森井範子	岐阜県岐阜市熊野町20	1000万円
令7不保335	株式会社木林 森	山形県知事 (2)2508	代表取締役 工藤慶味	山形県西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙557-5	1000万円	令7不保354	フェイスクリ エーション	静岡県知事 (2)13769	伊藤和夫	静岡県浜松市中央区恒 武町161-1	1000万円
令7不保336	株式会社I・ Grand・ Home	埼玉県知事 (3)22103	代表取締役 山田智生	埼玉県越谷市大沢3- 23-6	1000万円	令7不保355	パートナーズ ・コンサル ティング株式 会社	愛知県知事 (2)22895	代表取締役 妻鳥美保	愛知県名古屋市中区栄 5-26-39	1000万円
令7不保337	株式会社エク レア	埼玉県知事 (2)23768	代表取締役 用水千佳	埼玉県さいたま市南区 別所6-13-5	1000万円	令7不保356	MUマネジメ ント株式会社	愛知県知事 (2)24179	代表取締役 有馬正純	愛知県名古屋市中区葵 2-12-8	1000万円
令7不保338	株式会社関東 広興	千葉県知事 (2)16808	代表取締役 澤田雅彦	千葉県習志野市実籾 2-12-45	1000万円	令7不保357	エステイトビ シユウ株式会 社	愛知県知事 (1)24392	代表取締役 保坂昌宏	愛知県春日井市小野町 1-128	1000万円
令7不保339	株式会社エス プリ	東京都知事 (4)84944	代表取締役 野澤幸男	東京都武蔵野市吉祥寺 南町2-8-6	1000万円	令7不保358	明日香不動産	大阪府知事 (6)46268	玉井恵美子	大阪府大阪市此花区高 見1-4-52	1000万円
令7不保340	イディア・イ ンターナショ ナル株式会社	東京都知事 (3)91705	代表取締役 増戸秀一	東京都渋谷区代官山町 8-11	1000万円	令7不保359	末広ハウジン グ	大阪府知事 (7)43332	末永康啓	大阪府寝屋川市高宮栄 町25-23	1000万円
令7不保341	株式会社友彩 不動産相談事 務所	東京都知事 (3)96861	代表取締役 廣田隆之	東京都世田谷区代田 3-31-5	1000万円	令7不保360	株式会社リー ベントコーポ レーション	大阪府知事 (3)55310	代表取締役 伊藤照正	大阪府大阪市中央区本 町橋6-19	1000万円
令7不保342	BIGSTA FF株式会社	東京都知事 (2)99714	代表取締役 立本佳人	東京都大田区東雪谷 4-13-10	1000万円	令7不保361	株式会社オリ エントホール ディングス	大阪府知事 (2)60961	代表取締役 佐藤和子	大阪府堺市堺区南旅籠 町東1丁1-32	1000万円
令7不保343	コーヨーホー ルディングス 株式会社	東京都知事 (2)101280	代表取締役 郷宗廣	東京都渋谷区宇田川町 1-12	1000万円	令7不保362	a t	大阪府知事 (1)61669	林光一	大阪府大阪市阿倍野区 美章園2-27-12	1000万円
令7不保344	株式会社ソル ディア	東京都知事 (2)102949	代表取締役 田口貴志	東京都豊島区上池袋 1-11-8	1000万円	令7不保363	株式会社マッ クストレード	大阪府知事 (1)62199	代表取締役 山口具広	大阪府大阪市北区長柄 中1-5-7	1000万円
令7不保345	株式会社ハウ スクリエイト	東京都知事 (2)104318	代表取締役 高橋政則	東京都中央区日本橋富 沢町2-18	1000万円	令7不保364	FRONTL INE株式会 社	大阪府知事 (1)64456	代表取締役 田中信次	大阪府大阪市中央区平 野町2-2-7	1000万円
令7不保346	株式会社アセ ットセレクト	東京都知事 (1)105344	代表取締役 清水時生	東京都港区西麻布2- 7-2	1000万円	令7不保365	JOIN株式 会社	奈良県知事 (3)4108	代表取締役 伊藤良彦	奈良県橿原市上品寺町 81-3	1000万円
令7不保347	株式会社NS Jコーポレー ション	東京都知事 (1)107549	代表取締役 森岡翔	東京都港区赤坂2- 16-6	1000万円	令7不保366	有限会社鈴屋 商事	広島県知事 (8)7598	代表取締役 細川博幸	広島県広島市東区温品 3-35-9	1000万円
令7不保348	合同会社わた し	東京都知事 (1)110928	代表社員 杉浦俊介	東京都足立区小台2- 17-11	1000万円	令7不保367	株式会 社 シー・ケイシ ステム	広島県知事 (1)11490	代表取締役 小田原浩三	広島県広島市中区東白 島町3-13	1000万円
令7不保349	株式会社大地	東京都知事 (1)111016	代表取締役 白崎佐知	東京都板橋区富士見町 6-17	1000万円	令7不保368	ホームテック 株式会社	福岡県知事 (3)16691	代表取締役 小笠原良安	福岡県福岡市東区二又 瀬新町14-20	1000万円
令7不保350	株式会社Tr ustEst ate	東京都知事 (1)111140	代表取締役 庄司芳則	東京都中野区東中野 1-59-9	1000万円	令7不保369	株式会社AZ 建築コンサル タント	福岡県知事 (3)17363	代表取締役 吹原一雄	福岡県福岡市東区馬出 4-5-22	1000万円
						令7不保370	株式会社キャ ニオン	佐賀県知事 (1)2566	代表取締役 三瀬智徳	佐賀県小城市三日月町 道辺1432-3	1000万円
						令7不保371	株式会社柴田 産業	大分県知事 (2)3210	代表取締役 成迫教史	大分県大分市大字荏隈 754-54	1000万円

第19期決算公告

令和7年5月22日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目30番10号
株式会社エイシンプランナーズ
代表取締役 真田 大介
貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

第4期決算公告

令和7年5月22日
東京都港区赤坂九丁目7番2号
株式会社アムリンク
代表取締役社長 平田 晋三
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

第8期決算公告

令和7年5月22日
東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
Age of Learning Japan Services株式会社
代表取締役 シヤノン・カステラーニ
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(円). Rows include 資産部 (流動資産, 合計) and 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

第15期決算公告

令和7年5月22日
東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地11
エナジー・ソリューションズ株式会社
貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 賞与引当金, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

第36期決算公告

令和7年5月22日
東京都豊島区南大塚三丁目43番1号
シェアードシステム株式会社
代表取締役社長 青木 誠治
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

第41期決算公告

令和7年5月22日
東京都板橋区大山東町25番13号
株式会社ビッグ・イー
代表取締役 打海 直也
貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(百万円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

第7期決算公告

令和7年5月22日
東京都中央区築地四丁目4番12号
株式会社スキャンデックス
代表取締役社長 横関 直樹
貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(百万円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

第11期決算公告

令和7年5月22日
東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号
ロジェ・ヴィヴィエ・ジャパン株式会社
代表取締役 ジュゼッペ・カヴァッロ
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

第25期決算公告

令和7年5月22日
東京都渋谷区神宮前一丁目5番8号
トッズ・ジャパン株式会社
代表取締役 ジュゼッペ・カヴァッロ
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

決算公告

令和7年5月22日
東京都東村山市久米川町五丁目33番地24
山崎教育システム株式会社
代表取締役 山崎 正
貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

第5期決算公告

令和7年5月22日
東京都港区海岸一丁目2番20号
株式会社トライステージメディア
代表取締役 与倉 政彦
貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

第3期決算公告

令和7年5月22日
東京都港区海岸一丁目2番20号
株式会社ストリートホールディングス
代表取締役 海本 桂多
貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及びのび部 (流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 合計).

**第2期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 東京都新宿区西新宿六丁目11番3号  
 Dタワー西新宿  
**Trek Labs Japan株式会社**  
 代表取締役 ケン・サン  
**貸借対照表の要旨**  
 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	198,582
	固定資産	300
	<b>資産合計</b>	<b>198,882</b>
負債及び純資産部	流動負債	179,991
	固定負債	42,240
	株主資本	△23,349
	資本剰余金	25,000
	利益剰余金	△48,349
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△48,349 (12,552)
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>198,882</b>

**第6期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 東京都港区南麻布四丁目5番48号  
**リバイバルキャピタル株式会社**  
 代表取締役 越智 貴也  
**貸借対照表の要旨**(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)	
資産部	流動資産	929,350	
	固定資産	7	
	<b>合計</b>	<b>929,357</b>	
負債及び純資産部	流動負債	603,512	
	固定負債	120,000	
	株主資本	205,844	
	資本剰余金	100,000	
	資本準備金	100,000	
	利益剰余金	100,000	
	利益準備金	5,844	
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	5,844 (3,695)	
		<b>合計</b>	<b>929,357</b>

**第10期決算公告** 令和7年5月22日  
 東京都港区海岸一丁目2番20号  
**株式会社日本百貨店**  
 代表取締役 浮ヶ谷 祥  
**貸借対照表の要旨**(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	249,112
	固定資産	57,311
	<b>合計</b>	<b>306,423</b>
負債及び純資産部	流動負債	265,823
	固定負債	5,611
	(退職給付引当金)	(4,733)
	株主資本	34,988
	資本剰余金	91,500
	資本準備金	91,500
	利益剰余金	91,500
	利益準備金	△148,011
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△148,011 (7,661)
		<b>合計</b>

**第56期決算公告** 令和7年3月31日  
 神奈川県藤沢市遠藤203番地15  
**デノラ・ベルメレック株式会社**  
 代表取締役 大倉 誠  
**貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資産部	流動資産	17,153
	固定資産	8,734
	<b>合計</b>	<b>25,888</b>
負債及び純資産部	流動負債	10,749
	固定負債	860
	株主資本	14,281
	資本剰余金	90
	利益剰余金	18,195
	利益準備金	23
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	18,173 (3,070)
	自己株式 評価・換算差額等	△4,004 △3
	<b>合計</b>	<b>25,888</b>

**第5期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号  
 東京倶楽部ビルディング11階  
**LOGOS Japan株式会社**  
 代表取締役 スチュアート・ギブソン  
**貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	2,318
	固定資産	1,284
	<b>合計</b>	<b>3,603</b>
負債及び純資産部	流動負債	129,383
	固定負債	△125,779
	株主資本	68,562
	資本剰余金	67,562
	資本準備金	67,562
	利益剰余金	△261,904
	利益準備金	△261,904
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	(67,793)
	<b>合計</b>	<b>3,603</b>

**第25期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 東京都中央区日本橋小舟町4番1号  
 伊場仙ビル7F  
**アドラン・ネットワークス株式会社**  
 代表取締役 ステファン・エップナー  
**貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	121,858
	固定資産	5,117
	<b>合計</b>	<b>126,976</b>
負債及び純資産部	流動負債	25,625
	有給休暇引当金	784
	株主資本	101,350
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	71,350
	利益準備金	71,350
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(2,497)
	<b>合計</b>	<b>126,976</b>

**第75期決算公告** 令和7年5月21日  
 愛知県稲沢市奥田酒伊町1番地  
**株式会社サイナゴヤ**  
 代表取締役 角野 和夫  
**貸借対照表の要旨**(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	1,320,274
	固定資産	1,710,309
	<b>合計</b>	<b>3,030,583</b>
負債及び純資産部	流動負債	900,898
	固定負債	50,344
	株主資本	2,054,084
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	220,000
	利益剰余金	1,784,084
	利益準備金	67,500
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	1,716,584 (96,909)
評価・換算差額等	25,257	
	<b>合計</b>	<b>3,030,583</b>

**第3期決算公告** 令和7年5月19日  
 石川県加賀市大聖寺八間道65番地  
 かが交流プラザさくら2階  
**株式会社加賀ふるさとでんき**  
 代表取締役 奥 真司  
**貸借対照表の要旨**(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	63,126
	固定資産	116
	<b>合計</b>	<b>63,512</b>
負債及び純資産部	流動負債	58,023
	固定負債	—
	株主資本	5,489
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	489
	利益剰余金	489
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	(115)
	<b>合計</b>	<b>63,512</b>

**決算公告**  
 令和7年5月22日  
 神奈川県横浜市南区南仲通4-40-403室  
**フォモ・ジャパン株式会社**  
 代表取締役 福田 明宏  
**貸借対照表の要旨**(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(円)
資産部	流動資産	129,855,767
	固定資産	1,064,588
	<b>資産合計</b>	<b>130,920,355</b>
負債及び純資産部	流動負債	42,895,599
	株主資本	88,024,756
	資本剰余金	136,000,000
	資本準備金	80,000,000
	利益剰余金	80,000,000
	利益準備金	△127,975,244
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△127,975,244 (28,911,206)
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>130,920,355</b>

**第37期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 大阪市中央区農人橋一丁目1番22号  
**大江ビルサービズ株式会社**  
 代表取締役社長 田中 莞二  
**貸借対照表の要旨**  
 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	110,503
	固定資産	909
	<b>合計</b>	<b>111,413</b>
負債及び純資産部	流動負債	39,387
	株主資本	72,025
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	62,025
	利益準備金	2,510
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	59,515 (3,428)
		<b>合計</b>

**第34期決算公告** 令和7年5月22日  
 滋賀県大上郡多賀町中川原字大久保  
 491-3  
**株式会社ベストローネ**  
 代表取締役 田中 仁史  
**貸借対照表の要旨**(令和7年2月20日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	3,448,804
	固定資産	2,825,849
	<b>合計</b>	<b>6,274,653</b>
負債及び純資産部	流動負債	935,007
	固定負債	120,457
	株主資本	5,219,189
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	5,169,189
	利益準備金	1,400
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	5,167,789 (547,769)
		<b>合計</b>

**第55期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 滋賀県彦根市犬方町790番地  
**株式会社ナショナルメンテナン**  
 代表取締役 池田 浩也  
**貸借対照表の要旨**(令和7年2月20日現在)

科	目	金額(百万円)
資産部	流動資産	3,437
	固定資産	1,016
	<b>合計</b>	<b>4,453</b>
負債及び純資産部	流動負債	1,270
	固定負債	384
	株主資本	2,798
	資本剰余金	20
	利益剰余金	2,778
	利益準備金	5
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	2,773 (453)
	<b>合計</b>	<b>4,453</b>

**第50期決算公告** 令和7年5月22日  
大阪府茨木市横江2丁目7番52号  
**株式会社アルティーフーズ**  
代表取締役社長 貴田 朗  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(百万円)
資産の産部	流動資産	2,506
	固定資産	2,023
	<b>資産合計</b>	<b>4,530</b>
負債及びのび部	流動負債	8,717
	固定負債	1,963
	<b>負債合計</b>	<b>10,680</b>
株主資本及びのび部	株主資本	△ 6,150
	資本剰余金	100
	利益剰余金	△ 6,250
	その他利益剰余金	△ 6,250
	(うち当期純利益)	(64)
	<b>純資産合計</b>	<b>△ 6,150</b>
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>4,530</b>

**第8期決算公告**  
令和7年3月31日  
大阪府守口市本町2-5-18  
守口C I Dビル4階  
**株式会社C I O**  
代表取締役 中橋 翔大  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(百万円)
資産の産部	流動資産	2,695
	固定資産	281
	<b>合計</b>	<b>2,976</b>
負債及びのび部	流動負債	1,894
	固定負債	959
	株主資本	121
	資本剰余金	10
	利益剰余金	111
	その他利益剰余金	111
	(うち当期純損失)	(133)
	<b>合計</b>	<b>2,976</b>

**第32期決算公告**  
令和7年5月21日  
大阪府摂津市東別府4-9-9  
**株式会社ダイキンサンライズ摂津**  
代表取締役 澁谷 栄作  
貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	1,257,569
	固定資産	1,135,852
	<b>合計</b>	<b>2,393,420</b>
負債及びのび部	流動負債	295,189
	固定負債	336,735
	株主資本	1,761,497
	資本剰余金	249,555
	利益剰余金	1,511,942
	その他利益剰余金	1,511,942
	(うち当期純利益)	(868,267)
	<b>合計</b>	<b>2,393,420</b>

**第15期決算公告** 令和7年4月19日  
東京都日野市日野本町7-12-1  
市民陸上競技場内  
**一般社団法人日野市体育協会**  
代表理事 中澤 洋  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	12,042
	固定資産	—
	<b>合計</b>	<b>12,042</b>
負債及びのび部	流動負債	70
	固定負債	—
	<b>負債合計</b>	<b>70</b>
正味財産及びのび部	基本正味財産	—
	一般正味財産	11,972
	<b>正味財産合計</b>	<b>11,972</b>
	<b>合計</b>	<b>12,042</b>

**第43期決算公告**  
令和7年5月22日  
大分市西大道二丁目3番8号  
**株式会社フォレストサービス**  
代表取締役 内田 耕治  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	1,162,659
	固定資産	215,875
	<b>合計</b>	<b>1,378,534</b>
負債及びのび部	流動負債	91,359
	固定負債	1,733
	株主資本	1,285,441
	資本剰余金	99,000
	利益剰余金	10,000
	利益準備金	1,176,441
	利益剰余金	24,750
	その他利益剰余金	1,151,691
	(うち当期純利益)	(20,439)
	<b>合計</b>	<b>1,378,534</b>

**第2期決算公告**  
令和7年5月22日  
福岡市中央区大名二丁目6番50号  
**株式会社グランドビジョン**  
代表取締役 中尾賢一郎  
貸借対照表の要旨  
(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	122,161
	固定資産	133,757
	<b>合計</b>	<b>255,919</b>
負債及びのび部	流動負債	293,905
	固定負債	△37,986
	株主資本	100
	資本剰余金	△38,086
	利益剰余金	△38,086
	その他利益剰余金	△38,086
	(うち当期純損失)	(32,734)
	<b>合計</b>	<b>255,919</b>

**第4期決算公告** 令和7年3月31日  
東京都港区赤坂9丁目7番1号  
ミッドタウンタワー18階  
**Miraki株式会社**  
代表取締役 佐藤 恭平  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	436,320
	固定資産	1,612
	<b>合計</b>	<b>437,932</b>
負債及びのび部	流動負債	191,764
	固定負債	246,167
	株主資本	90,000
	資本剰余金	500,000
	利益剰余金	500,000
	資本準備金	△343,833
	利益剰余金	△343,833
	その他利益剰余金	△343,833
	(うち当期純損失)	(249,876)
	<b>合計</b>	<b>437,932</b>

**第3期決算公告** 令和7年4月25日  
東京都港区赤坂9丁目7番1号  
ミッドタウンタワー18階  
**Gainsight株式会社**  
代表取締役 絹村 悠  
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	319,875
	固定資産	1,908
	<b>合計</b>	<b>321,783</b>
負債及びのび部	流動負債	142,079
	固定負債	739,604
	株主資本	△559,901
	資本剰余金	250
	利益剰余金	250
	資本準備金	250
	利益剰余金	△560,401
	その他利益剰余金	△560,401
	(うち当期純損失)	(20,615)
	<b>合計</b>	<b>321,783</b>

**第28期決算公告**  
令和7年5月22日  
広島市西区商工センター二丁目3番1号  
**公益財団法人泉美術館**  
理事長 山西 道子  
貸借対照表の要旨  
(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	4,147
	固定資産	55,984,174
	<b>合計</b>	<b>55,988,321</b>
負債及びのび部	流動負債	4,294
	固定負債	4,294
	<b>負債合計</b>	<b>4,294</b>
指定正味財産及びのび部	指定正味財産	55,842,437
	一般正味財産	141,589
	<b>正味財産合計</b>	<b>55,984,027</b>
	<b>合計</b>	<b>55,988,321</b>

**第7期決算公告**  
令和7年5月22日  
東京都中央区日本橋三丁目9番1号  
日本橋三丁目スクエア11階  
**シジョンジャパン株式会社**  
代表取締役  
ブラシャント・レディ・ゴンディパーリ  
貸借対照表の要旨  
(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	32,021,210
	固定資産	120,070
	<b>資産合計</b>	<b>32,141,280</b>
負債及びのび部	流動負債	6,211,829
	固定負債	25,929,451
	株主資本	10,000,000
	資本剰余金	15,929,451
	利益剰余金	15,929,451
	その他利益剰余金	(21,992,949)
	(うち当期純利益)	(21,992,949)
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>32,141,280</b>

**第8期決算公告**  
令和7年5月22日  
東京都中央区日本橋三丁目9番1号  
日本橋三丁目スクエア11階  
**ハベ・ジャパン株式会社**  
代表取締役 周 寒 盛  
貸借対照表の要旨  
(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	15,769,441
	固定資産	—
	<b>資産合計</b>	<b>15,769,441</b>
負債及びのび部	流動負債	76,648
	固定負債	15,692,793
	株主資本	9,000,000
	資本剰余金	6,692,793
	利益剰余金	6,692,793
	その他利益剰余金	(15,782)
	(うち当期純利益)	(15,782)
	<b>負債・純資産合計</b>	<b>15,769,441</b>

**第22期決算公告** 令和7年5月22日  
東京都中央区日本橋二丁目16番11号  
日本橋セントラルスクエア  
**日本センステック株式会社**  
代表取締役 アンキット・クリン  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(円)
資産の産部	流動資産	432,768,566
	固定資産	14,996,000
	<b>合計</b>	<b>447,764,566</b>
負債及びのび部	流動負債	88,072,144
	固定負債	7,338,749
	(退職給付引当金)	(7,338,749)
	株主資本	352,353,673
	資本剰余金	10,000,000
	利益剰余金	342,353,673
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	339,853,673
	(うち当期純利益)	(22,206,308)
	<b>合計</b>	<b>447,764,566</b>

第39期決算公告

2025年5月21日

東京都中央区日本橋大伝馬町2番7号  
日精プラスチック株式会社  
代表取締役 白尾 利一

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

Table with 2 columns: 資産の部 (Assets) and 負債及び純資産の部 (Liabilities and Equity). Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 利益準備金, 其他利益剰余金, うち当期純利益, and 資産合計.

決算公告

令和7年5月22日

東京都港区芝公園二丁目6番3号  
DSM株式会社  
代表取締役 丸山 和則

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 2 columns: 科目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 其他利益剰余金, うち当期純利益, and 資産合計.

決算公告

令和7年5月22日

東京都港区三田一丁目4番28号  
株式会社ブレンボ・ジャパン  
代表取締役 アレクサンダー グラマティコフ

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:円)

Table with 2 columns: 科目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 退職給付引当金, 株主資本, 資本剰余金, 其他資本剰余金, 利益剰余金, 利益準備金, 其他利益剰余金, うち当期純利益, and 資産合計.

第22期決算公告

2025年5月22日

東京都豊島区北大塚一丁目12番15号  
ウエルシアパートナーズ株式会社  
代表取締役 西 陽一

貸借対照表の要旨 (2025年2月28日現在) (単位:千円)

Table with 2 columns: 科目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 退職給付引当金, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 其他資本剰余金, 利益剰余金, 其他利益剰余金, うち当期純損失, and 資産合計.

第62期決算公告

令和7年5月22日

大阪府茨木市宮島2丁目1番20号  
中山運送株式会社  
代表取締役社長 桑波田吉広

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

Table with 2 columns: 科目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 其他資本剰余金, 利益剰余金, 其他利益剰余金, うち当期純利益, and 資産合計.

第3期決算公告

令和7年5月22日

横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号  
クイーンズタワーC棟8階  
株式会社メディプラス  
代表取締役社長 松本 竜馬

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 2 columns: 科目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 固定資産, 繰延資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 其他利益剰余金, うち当期純利益, and 資産合計.

第49期決算公告

令和7年3月31日

静岡県富士市蓼原336番地  
キャリアエンジニアリング株式会社  
代表取締役 政本 努

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 2 columns: 科目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 繰延資産, 流動負債, 固定負債, 退職給付引当金, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 其他資本剰余金, 利益剰余金, 利益準備金, 其他利益剰余金, うち当期純損失, and 資産合計.

第20期決算公告

令和7年5月22日

東京都世田谷区下馬六丁目29番3号  
株式会社東光園K・S・Hホールディングス  
代表取締役 田丸 敬三

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

Table with 2 columns: 科目 (Item) and 金額 (Amount). Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 利益準備金, 其他利益剰余金, うち当期純利益, and 資産合計.

第18期決算公告

2025年5月22日 愛知県名古屋市中川区好本町二丁目2番地
H A W E ジャパン株式会社
代表取締役社長 安田 尚生

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 資産合計, 負債・純資産合計.

第67期決算公告

令和7年5月22日 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
武田テバ薬品株式会社
代表取締役 豊原 善弘

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 賞与引当金, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 資産合計, 負債・純資産合計.

第9期決算公告

令和7年5月22日 東京都中央区日本橋三丁目9番1号
日本橋三丁目スクエア11階
Gallup Japan株式会社
代表取締役 ケネス・アンダーセン

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(円), 科目. Rows include 流動資産, 固定資産, 資産合計, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 負債・純資産合計.

第28期決算公告

令和7年5月22日 川崎市川崎区田辺新田1番1号
富士・フォイトハイドロ株式会社
代表取締役 山口雄一郎

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 賞与引当金, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 資産合計, 負債・純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 令和5年10月1日) (至 令和6年9月30日) (単位:千円)

Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 売上高, 売上原価, 売上総利益, 販売費及び一般管理費, 営業利益, 営業外収益, 営業外費用, 経常利益, 特別損失, 税引前当期純利益, 法人税, 法人税等調整額, 当期純利益.

第23期決算公告

令和7年5月22日 東京都文京区後楽二丁目3番28号
株式会社アイカム
代表取締役社長 松永 竜生

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 科目. Rows include 流動資産, 固定資産, 資産合計, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 負債・純資産合計.

第16期決算公告

2025年5月22日 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオンマーケティング株式会社
代表取締役 伊藤 秀樹

貸借対照表の要旨 (2025年2月28日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 賞与引当金, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 資産合計, 負債・純資産合計.

損益計算書の要旨

(2024年3月1日から) (2025年2月28日まで) (単位:千円)

Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 営業収益, 営業原価, 売上総利益, 販売費及び一般管理費, 営業利益, 営業外収益, 営業外費用, 経常利益, 税引前当期純利益, 法人税, 法人税等調整額, 当期純利益.

第37期決算公告

令和7年5月22日 東京都千代田区神田神保町二丁目17番
丸善プラネット株式会社
代表取締役 安平 進

貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 科目. Rows include 流動資産, 固定資産, 資産合計, 流動負債, 株主資本, 資本剰余金, 利益剰余金, 負債・純資産合計.

(仮称)かごしま郡山風力発電事業環境影響評価書提出前住民説明会開催のお知らせ
(仮称)かごしま郡山風力発電事業環境影響評価書提出前住民説明会開催のお知らせ
(仮称)かごしま郡山風力発電事業環境影響評価書提出前住民説明会開催のお知らせ

第76期決算公告

令和7年5月22日
広島市南区東雲二丁目14番6号
塩田工業株式会社
代表取締役 松井 朋広

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円)
Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 合計).

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)確定した最終事業年度はありませぬ。
(乙)左記のとおりです。
(甲)塩田ホールディングス株式会社
(乙)塩田工業株式会社
代表取締役 松井 朋広

第14期決算公告 令和7年5月22日
東京都千代田区神田神保町二丁目17番
丸善出版株式会社
代表取締役 池田 和博

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円)
Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 合計).

第5期決算公告

2025年5月22日
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
丸の内トラストタワー本館5階
RWE Supply & Trading Japan株式会社
代表取締役 フランククレツィヒ

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在) (単位:千円)
Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額
Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債及び純資産の部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 利益剰余金, 純資産合計).

損益計算書の要旨
(自 2024年1月1日)
(至 2024年12月31日)
(単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額
Rows include 営業収益, 営業費用, 営業外収益, 営業外費用, 経常利益, 引当金, 法人税, 法人税等調整額, 当期純利益.

第7期決算公告 令和7年3月27日
東京都港区赤坂9丁目7番1号
ブラックライン株式会社
代表取締役 宮崎 盛光

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円)
Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 新株予約権, 合計).

第46期決算公告

令和7年5月22日
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
武田テバファーマ株式会社
代表取締役 豊原 善弘

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)
Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額
Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債及び純資産の部 (流動負債, 賞与引当金, 固定負債, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 純資産合計).

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額
Rows include 売上高, 売上総利益, 売上費, 営業利益, 営業外収益, 営業外費用, 経常利益, 引当金, 法人税, 法人税等調整額, 当期純利益.

第15期決算公告
令和7年4月7日
東京都新宿区納戸町40番地1
株式会社丸善リサーチサービス
代表取締役 五味 英隆

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円)
Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 純資産合計).

第7期決算公告

令和7年5月22日
埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼447番地
株式会社TANAKAホールディングス
代表取締役 田中 亮圭

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円)
Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 純資産合計).

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を九億千三百五十三万千一百一十円減少し〇円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年五月二十二日
埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼四四七番地
株式会社TANAKAホールディングス
代表取締役 田中 亮圭

第37期決算公告 令和7年3月31日
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
山王パークタワー25階
株式会社ラザードフレール
代表取締役 秋山 健太

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円)
Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 投資その他の資産, 繰延資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 株主資本, 剰余金, 純資産合計).



決算公告

令和7年5月22日
神奈川県相模原市中央区矢部三丁目18番4号201号

株式会社Hop.j
代表取締役 片桐 結唯

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 合計).

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。
(甲)株式会社Hop.j
(乙)株式会社Hop.j
代表取締役 片桐 結唯
代表取締役 片桐 結唯

第2期決算公告

令和7年3月27日
東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
E S R 38特定目的会社

取締役 藍原 博也

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 合計).

決算公告

令和7年5月22日
名古屋市熱田区中出町二丁目19番地の1

株式会社アツタ紙工
代表取締役 西田 太四郎

貸借対照表の要旨

(令和6年7月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 合計).

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千三百万円減少することに致しました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年5月22日
名古屋市熱田区中出町二丁目一九番地の1
株式会社アツタ紙工
代表取締役 西田 太四郎

第2期決算公告

令和7年3月27日
東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
E S R 39特定目的会社

取締役 藍原 博也

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 合計).

第44期決算公告

令和7年5月22日
岡山市北区内山下二丁目8番14号

株式会社二子不動産
代表取締役 松下 浩仁

貸借対照表の要旨 (令和6年8月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 合計).

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。
(甲)株式会社二子不動産
(乙)株式会社二子不動産
代表取締役 松下 浩仁
代表取締役 松下 浩仁

第31期決算公告

令和7年5月22日
東京都中央区八丁堀三丁目27番10号
株式会社デジタル・メディア・ラボ

代表取締役社長 鈴木 啓起

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 合計).

第3期決算公告

令和7年3月27日
東京都港区浜松町一丁目20番10号
ライオネス浜松町506号室
E S R 26特定目的会社
取締役 藍原 博也

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 特定資産, 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 純資産合計, 負債・純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日) (単位:千円)

Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 営業収益, 営業費用, 営業外収益, 営業外費用, 経常損失, 当期純損失, 法人税, 住民税及び事業税, 当期純損失.

第30期決算公告

令和7年5月22日
東京都中央区八丁堀三丁目27番10号
加賀ソルネット株式会社

代表取締役社長 熊部 光洋

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 合計).

**第37期決算公告** 令和7年5月22日  
 東京都千代田区神田松永町20番地  
**加賀テック株式会社**  
 代表取締役社長 稲垣 勝紀  
**貸借対照表の要旨**(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	2,125,351
固定資産	292,579
合 計	<b>2,417,932</b>
負債純資産及び部	
流動負債	1,079,391
固定負債	133,951
株主資本	1,038,593
資本剰余金	60,000
利益剰余金	33,725
利益準備金	944,868
その他利益剰余金	11,274
(うち当期純利益)	933,593
評価・換算差額等	(223,694)
合 計	<b>2,417,932</b>

**第3期決算公告**  
 令和7年3月27日  
 東京都港区浜松町一丁目20番10号  
 ライオネス浜松町506号室  
**E S R 28特定目的会社**  
 取締役 藍原 博也

**損益計算書の要旨**  
 (自 令和6年1月1日  
 至 令和6年12月31日)  
 (単位：千円)

**貸借対照表の要旨**  
 (令和6年12月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
その他資産	58,367	流動負債	43,402
流動資産	58,282	負債合計	<b>43,402</b>
繰延資産	84	社員資本	14,964
資産合計	<b>58,367</b>	特定資本金	5,000
		優先資本金	38,000
		剰余金	△28,035
		当期未処理損失	28,035
		純資産合計	<b>14,964</b>
		負債・純資産合計	<b>58,367</b>

科 目	金 額
営業収益	10,291,492
営業費用	10,149,724
営業利益	141,768
営業外収益	242
営業外費用	28
経常利益	141,983
税引前当期純利益	141,983
法人税、住民税及び事業税	180
当期純利益	141,803

**第18期決算公告** 令和7年5月22日  
 東京都中央区八丁堀三丁目27番10号  
**加賀アミューズメント株式会社**  
 代表取締役社長 増澤 武敏  
**貸借対照表の要旨**  
 (令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	4,051,641
固定資産	238,100
合 計	<b>4,289,741</b>
負債純資産及び部	
流動負債	3,436,885
固定負債	53,615
株主資本	798,794
資本剰余金	50,000
利益剰余金	748,794
利益準備金	12,500
その他利益剰余金	736,294
(うち当期純利益)	(238,833)
評価・換算差額等	445
合 計	<b>4,289,741</b>

**第3期決算公告**  
 令和7年2月27日  
 東京都港区浜松町一丁目20番10号  
 ライオネス浜松町506号室  
**E S R 29特定目的会社**  
 取締役 藍原 博也

**損益計算書の要旨**  
 (自 令和6年1月1日  
 至 令和6年12月31日)  
 (単位：千円)

**貸借対照表の要旨**  
 (令和6年12月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
その他資産	70,437	流動負債	2,354
流動資産	70,348	負債合計	<b>2,354</b>
繰延資産	89	社員資本	68,082
資産合計	<b>70,437</b>	特定資本金	5,000
		優先資本金	16,000
		剰余金	47,082
		当期未処分利益	47,082
		純資産合計	<b>68,082</b>
		負債・純資産合計	<b>70,437</b>

科 目	金 額
営業収益	21,442,518
営業費用	21,204,158
営業利益	238,359
営業外収益	231
営業外費用	29
経常利益	238,561
税引前当期純利益	238,561
法人税、住民税及び事業税	2,353
当期純利益	236,207

**第28期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 東京都千代田区神田松永町20番地  
**株式会社エー・ディーデバイス**  
 代表取締役社長 徳永 英生  
**貸借対照表の要旨**(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	4,748,280
固定資産	555,980
合 計	<b>5,304,260</b>
負債純資産及び部	
流動負債	2,957,244
固定負債	325,355
株主資本	1,937,394
資本剰余金	301,200
利益剰余金	1,636,194
利益準備金	75,300
その他利益剰余金	1,560,894
(うち当期純利益)	(86,188)
評価・換算差額等	84,265
合 計	<b>5,304,260</b>

**第3期決算公告**  
 令和7年3月27日  
 東京都港区浜松町一丁目20番10号  
 ライオネス浜松町506号室  
**E S R 31特定目的会社**  
 取締役 藍原 博也

**損益計算書の要旨**  
 (自 令和6年1月1日  
 至 令和6年12月31日)  
 (単位：千円)

**貸借対照表の要旨**  
 (令和6年12月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特定資産	45,994,635	流動負債	90,137
固定資産	45,994,635	固定負債	30,600,000
その他資産	10,943,428	負債合計	<b>30,690,137</b>
流動資産	10,657,166	社員資本	26,247,926
繰延資産	245,512	特定資本金	5,000
資産合計	<b>56,938,063</b>	優先資本金	26,300,000
		剰余金	△57,073
		当期未処理損失	57,073
		純資産合計	<b>26,247,926</b>
		負債・純資産合計	<b>56,938,063</b>

科 目	金 額
営業収益	—
営業費用	29,683
営業損失	29,683
営業外収益	0
営業外費用	22,697
経常損失	52,381
税引前当期純損失	52,381
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	53,591

**第73期決算公告** 令和7年5月22日  
 東京都墨田区太平四丁目5番15号  
**加賀テクノサービス株式会社**  
 代表取締役社長 葛西 賢雄  
**貸借対照表の要旨**(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	2,563,618
固定資産	215,924
合 計	<b>2,779,543</b>
負債純資産及び部	
流動負債	1,610,213
固定負債	81,349
株主資本	1,053,353
資本剰余金	42,000
利益剰余金	1,011,353
利益準備金	10,500
その他利益剰余金	1,000,853
(うち当期純利益)	(287,324)
評価・換算差額等	34,627
合 計	<b>2,779,543</b>

**第3期決算公告**  
 令和7年3月27日  
 東京都港区浜松町一丁目20番10号  
 ライオネス浜松町506号室  
**E S R 32特定目的会社**  
 取締役 藍原 博也

**損益計算書の要旨**  
 (自 令和6年1月1日  
 至 令和6年12月31日)  
 (単位：千円)

**貸借対照表の要旨**  
 (令和6年12月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特定資産	2,097,540	流動負債	975
固定資産	2,097,540	負債合計	<b>975</b>
その他資産	16,888	社員資本	2,113,453
流動資産	16,786	特定資本金	50
繰延資産	101	優先資本金	2,133,300
資産合計	<b>2,114,428</b>	剰余金	△19,896
		当期未処理損失	19,896
		純資産合計	<b>2,113,453</b>
		負債・純資産合計	<b>2,114,428</b>

科 目	金 額
営業収益	—
営業費用	5,625
営業損失	5,625
営業外収益	2
営業外費用	29
経常損失	5,652
税引前当期純損失	5,652
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	6,602

第4期決算公告

令和7年3月13日

東京都港区浜松町一丁目20番10号  
ライオネス浜松町506号室  
E S R本星崎特定目的会社  
取締役 藍原 博也

貸借対照表の要旨  
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 特定資産, 固定資産, 流動資産, 繰延資産, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 社員資本, 特定資本, 優先資本, 剰余金, 当期未処理損失, 純資産合計, 負債・純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日  
至 令和6年12月31日)  
(単位:千円)

Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 営業収益, 営業費用, 営業損失, 営業外収益, 営業外費用, 経常損失, 税引前当期純損失, 法人税, 事業税, 当期純損失.

第30期決算公告

令和7年5月22日

東京都中央区八丁堀三丁目27番10号  
株式会社アクセスゲームズ  
代表取締役社長 吉田 茂

貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 負債合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 剰余金, 利益剰余金, 利益準備金, その他利益剰余金, 当期純利益, 負債・純資産合計.

第3期決算公告

令和7年3月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号  
ライオネス浜松町506号室  
アイラ特定目的会社  
取締役 藍原 博也

貸借対照表の要旨  
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動負債, 固定負債, 負債合計, 社員資本, 特定資本, 優先資本, 剰余金, 当期未処理損失, 純資産合計, 負債・純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日  
至 令和6年12月31日)  
(単位:千円)

Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 営業収益, 営業費用, 営業損失, 営業外収益, 営業外費用, 経常損失, 税引前当期純損失, 法人税, 事業税, 当期純損失.

第30期決算公告

令和7年5月22日  
東京都品川区南大井六丁目22番7号  
株式会社ドリームス

代表取締役社長 有吉 秀文  
貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 負債合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 剰余金, 利益剰余金, 利益準備金, その他利益剰余金, 当期純利益, 負債・純資産合計.

第2期決算公告

令和7年3月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号  
ライオネス浜松町506号室  
アラン特定目的会社  
取締役 藍原 博也

貸借対照表の要旨  
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 特定資産, 固定資産, その他資産, 流動資産, 繰延資産, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 社員資本, 特定資本, 優先資本, 剰余金, 当期未処理損失, 純資産合計, 負債・純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日  
至 令和6年12月31日)  
(単位:千円)

Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 営業収益, 営業費用, 営業損失, 営業外収益, 営業外費用, 経常損失, 税引前当期純損失, 法人税, 事業税, 当期純損失.

第21期決算公告

令和7年5月22日

東京都千代田区神田松永町20番地  
加賀スポーツ株式会社  
代表取締役社長 浦澤 貴洋

貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 負債合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 剰余金, 利益剰余金, 利益準備金, その他利益剰余金, 当期純利益, 負債・純資産合計.

第3期決算公告

令和7年3月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号  
ライオネス浜松町506号室  
E S R 36特定目的会社  
取締役 藍原 博也

貸借対照表の要旨  
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 特定資産, 固定資産, その他資産, 流動資産, 繰延資産, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 社員資本, 特定資本, 優先資本, 剰余金, 当期未処理損失, 純資産合計, 負債・純資産合計.

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日  
至 令和6年12月31日)  
(単位:千円)

Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 営業収益, 営業費用, 営業損失, 営業外収益, 営業外費用, 経常損失, 税引前当期純損失, 法人税, 事業税, 当期純損失.

第4期決算公告

令和7年5月22日

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地  
加賀エアロシステム株式会社  
代表取締役社長 杉本 正司

貸借対照表の要旨  
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 負債合計, 流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 剰余金, 利益剰余金, 利益準備金, その他利益剰余金, 当期純利益, 負債・純資産合計.

### 第74期決算公告

2025年5月21日

大阪市中央区備後町2丁目4番9号

株式会社アルボース

代表取締役 出雲 誠

#### 貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
<b>資産の部</b>	
流動資産	7,937,968
固定資産	642,327
<b>資産合計</b>	<b>8,580,296</b>
<b>負債及び純資産の部</b>	
流動負債 (うち賞与引当金)	1,845,857 (114,000)
固定負債 (うち退職給付引当金)	52,540 (33,040)
<b>負債合計</b>	<b>1,898,397</b>
株主資本	6,668,153
資本剰余金	213,578
資本準備金	113,502
利益剰余金	113,502
利益準備金	6,341,073
利益剰余金 その他利益剰余金	37,100 6,303,973
(うち当期純利益)	(404,831)
評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金	13,745 13,745
<b>純資産合計</b>	<b>6,681,898</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>8,580,296</b>

### 第5期決算公告

令和7年3月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号

ライオネス浜松町506号室

川西3特定目的会社

取締役 藍原 博也

#### 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特定資産	5,639,766	流動負債	1,322
固定資産	5,639,766	<b>負債合計</b>	<b>1,322</b>
その他資産	16,456	社員資本	5,654,900
流動資産	16,187	特定資本	50
繰延資産	269	優先資本	5,686,950
		剰余金	△32,099
		当期未処理損失	32,099
<b>資産合計</b>	<b>5,656,223</b>	<b>純資産合計</b>	<b>5,654,900</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,656,223</b>

#### 損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日  
至 令和6年12月31日)  
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	—
営業費用	8,099
営業損	8,099
営業外収益	5
営業外費用	3,974
営業経常損	12,068
税引前当期純損失	12,068
法人税、住民税及び 事業税	1,210
当期純損失	13,278

### 第3期決算公告

令和7年3月27日

東京都港区浜松町一丁目20番10号

ライオネス浜松町506号室

ルイス特定目的会社

取締役 藍原 博也

#### 貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特定資産	8,300,591	流動負債	8,408
固定資産	8,300,591	<b>負債合計</b>	<b>8,408</b>
その他資産	195,661	社員資本	8,487,845
流動資産	191,501	特定資本	5,000
繰延資産	4,160	優先資本	8,679,350
		剰余金	△196,504
		当期未処理損失	196,504
<b>資産合計</b>	<b>8,496,253</b>	<b>純資産合計</b>	<b>8,487,845</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>8,496,253</b>

#### 損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日  
至 令和6年12月31日)  
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	—
営業費用	76,694
営業損	76,694
営業外収益	82
営業外費用	8,022
営業経常損	84,634
税引前当期純損失	84,634
法人税、住民税及び 事業税	1,210
当期純損失	85,844

### 第12期決算公告

令和7年5月22日

東京都千代田区神田錦町二丁目5番16号

株式会社笑たこ

代表取締役 田中 章生

#### 貸借対照表の要旨 (令和6年10月31日現在)

科 目	金 額(千円)
<b>資産の部</b>	
流動資産	85,914
固定資産	65,093
繰延資産	1,152
<b>資産合計</b>	<b>152,160</b>
<b>負債純資産及び部</b>	
流動負債	58,303
固定負債	23,600
株主資本	70,257
資本剰余金	5,000
資本準備金	65,257
利益剰余金	65,257
その他利益剰余金	65,257
(うち当期純利益)	(12,106)
<b>負債・純資産合計</b>	<b>152,160</b>

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにした。この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。また、甲は本合併の効力発生を条件として、商号を株式会社SMILE WHO'Sと変更いたします。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。  
 (乙) 計算書類の公告義務はありません。  
 令和7年5月22日  
 東京都千代田区神田錦町二丁目五番一六号 (甲) 株式会社笑たこ  
 代表取締役 田中 章生  
 東京都千代田区神田錦町二丁目五番一六号 (乙) 株式会社WHO'S TEA JAPAN  
 取締役 田中 章生  
 東京都千代田区神田錦町二丁目五番一六号 (丙) 株式会社SMILE WHO'S  
 代表社員 株式会社ホスピタリティ  
 ティオベレシジョンズ  
 職務執行者 田中 章生

### 第11期決算公告

令和7年5月22日

香川県木田郡三木町大字井戸1577番地1

建口ポテック株式会社

代表取締役 眞部 達也

#### 貸借対照表の要旨 (令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	216,434	流動負債	33,535
固定資産	33,184	固定負債	102,100
有形固定資産	27,221	<b>負債合計</b>	<b>135,635</b>
無形固定資産	600	株主資本	113,983
投資その他の資産	5,363	資本剰余金	50,000
		資本準備金	405,050
		その他資本剰余金	222,525
		利益剰余金	182,525
		その他利益剰余金	△341,067
		△341,067	△341,067
		(うち当期純損失)	(76,424)
<b>資産合計</b>	<b>249,618</b>	<b>純資産合計</b>	<b>113,983</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>249,618</b>

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を九千三十七万五千円減少し五千円とするにいたしました。効力発生日は令和7年六月三十日です。この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月22日  
 香川県木田郡三木町大字井戸一五七七番地一  
 代表取締役 眞部 達也

### 決算公告

会社法第440条に基づき、いわゆる「決算公告」には、信頼性も高く、低廉な掲載料金を採用している「官報」をご利用ください。

掲載のお申込みは、全国の官報サービスセンター等で受け付けています。

(官報サービスセンター一覧)



独立行政法人 国立印刷局

**第28期決算公告** 令和7年5月22日  
 愛知県大府市追分町一丁目204番地  
**株式会社オーツーフアニチャー**  
 (旧商号：有限会社オーツーフアニチャー)  
 代表取締役 大坪 康德  
**貸借対照表の要旨**(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	336,115
固定資産	100,349
合 計	436,464
負債及び純資産の部	
流動負債	95,386
固定負債	206,536
資本剰余金	134,542
利益剰余金	10,000
繰越利益剰余金	124,542
その他利益剰余金	124,542
(うち当期純利益)	(4,797)
合 計	436,464

**合併公告**  
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。  
 効力発生日は令和7年六月三十日であり、甲及び乙の株主総会は令和7年四月二十三日に開催いたしました。  
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
 (甲) 左記のとおりです。  
 (乙) 清算株式会社です。  
 令和7年五月二十二日  
 愛知県大府市追分町一丁目二〇四番地  
 (甲) 株式会社オーツーフアニチャー  
 代表取締役 大坪 康德  
 一 愛知県大府市梶田町二丁目八八番地の  
 (乙) 株式会社コンティニュー  
 代表清算人 大坪 康德

**第80期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 神奈川県藤沢市藤沢462番地MEFULL藤沢7階  
**株式会社さんこうどう**  
 代表取締役 石川 純平  
**貸借対照表の要旨**  
 (令和6年6月30日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	37,633	流動負債	26,307
固定資産	170,345	固定負債	188,998
合 計		資本剰余金	7,326
		利益剰余金	20,100
		繰越利益剰余金	118
		その他利益剰余金	118
		(うち当期純損失)	△ 27,544
			1,600
			△ 29,144
			(23,297)
資産合計	207,979	負債・純資産合計	207,979

**合併公告**  
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。  
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
 (甲) 左記のとおりです。  
 (乙) 計算書類の公告義務はありません。  
 令和7年五月二十二日  
 神奈川県藤沢市藤沢四六二番地MEFULL藤沢七階  
 (甲) 株式会社さんこうどう  
 代表取締役 石川 純平  
 一 山形県東置賜郡高島町大字一本柳二五  
 一九番地一  
 (乙) 有限会社寄清堂印刷  
 取締役 石川 純平

**第6期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 大阪府北区南森町一丁目1番25号  
 MF南森町5ビル2階  
**ひまわり経営サポート株式会社**  
 代表取締役 前井 充司  
**貸借対照表の要旨**(令和6年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	195,884
固定資産	321,989
合 計	517,873
負債及び純資産の部	
流動負債	12,483
固定負債	276,500
資本剰余金	228,891
利益剰余金	1,000
繰越利益剰余金	227,891
その他利益剰余金	227,891
(うち当期純利益)	(2,222)
合 計	517,873

**吸収分割公告**  
 左記会社は吸収分割して甲は乙の補助金コンサルティングの事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。  
 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
 (甲) 確定した事業年度はありません。  
 (乙) 左記のとおりです。  
 令和7年五月二十二日  
 大阪府北区南森町一丁目一番二五号MF南森町5ビル2階  
 (甲) Himawari Support株式会社  
 代表取締役 松本 直樹  
 大阪府北区南森町一丁目一番二五号MF南森町5ビル2階  
 (乙) ひまわり経営サポート株式会社  
 代表取締役 前井 充司

**第3期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 東京都中央区日本橋二丁目1番地17号丹生ビル2階  
**株式会社Josanshe's**  
 代表取締役 渡邊 愛子  
**貸借対照表の要旨**  
 (令和6年9月30日現在) (単位：千円)

資 産 の 部			負 債 及 び 純 資 産 の 部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
流動資産	34,118		流動負債	13,032	
固定資産	1,527		固定負債	12,126	
繰 延 資 産	4,714		資本剰余金	15,202	
合 計			利益剰余金	25,106	
			繰越利益剰余金	17,506	
			その他利益剰余金	17,506	
			(うち当期純損失)	△ 27,411	
				△ 27,411	
				(18,509)	
資産合計	40,360		負債・純資産合計	40,360	

**資本金及び準備金の額の減少公告**  
 当社は、資本金の額を金九万九千八百七十九円、資本準備金の額を二千七百三十一万二千二百四十一円減少することにいたしました。  
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
 令和7年五月二十二日  
 東京都中央区日本橋二丁目一番地一七号丹生ビル2階  
 株式会社Josanshe's  
 代表取締役 渡邊 愛子

### 第23期決算公告

令和7年5月22日  
東京都千代田区神田松永町20番地  
加賀マイクロソリューション株式会社  
代表取締役社長 江口 聡  
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産の産部	
流動資産	6,217,278
固定資産	1,991,348
資産合計	8,208,627
負債純資産及び部	
流動負債	4,655,375
固定負債	783,665
株主資本	2,770,985
資本剰余金	300,050
利益剰余金	2,470,935
利益準備金	78,898
その他利益剰余金	2,392,037
(うち当期純利益)	(822,341)
評価・換算差額等	△1,399
負債・純資産合計	8,208,627

### 第3期決算公告

令和7年3月27日  
東京都港区浜松町一丁目20番10号  
ライオネス浜松町506号室  
川西4特定目的会社  
取締役 藍原 博也  
損益計算書の要旨  
(自 令和6年1月1日  
至 令和6年12月31日)  
(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特定資産	1,223,715	流動負債	28,286
固定資産	1,223,715	負債合計	28,286
その他資産	148	社員資本	1,195,577
流動資産	76	特定資本	50
繰延資産	72	優先資本	1,207,550
		剰余金	△12,022
		当期未処理損失	12,022
		純資産合計	1,195,577
資産合計	1,223,863	負債・純資産合計	1,223,863

### 第42期決算公告

令和7年5月22日  
川崎市川崎区京町二丁目22番4号  
株式会社ホームメンテ神奈川  
代表取締役 徳増 栄治  
貸借対照表の要旨  
(令和6年6月30日現在) (単位：千円)

科 目	金 額
資産の産部	
流動資産	144,895
固定資産	488,359
資産合計	633,255
負債純資産及び部	
流動負債	7,555
固定負債	430,411
株主資本	195,288
資本剰余金	10,000
利益剰余金	185,288
その他利益剰余金	185,288
(うち当期純利益)	(7,358)
負債・純資産合計	633,255

### 第37期決算公告

令和7年5月22日  
川崎市川崎区京町二丁目22番4号  
徳栄地所株式会社  
代表取締役 徳増 栄治  
貸借対照表の要旨  
(令和6年9月30日現在) (単位：千円)

科 目	金 額
資産の産部	
流動資産	316,658
固定資産	1,230,541
資産合計	1,547,200
負債純資産及び部	
流動負債	134,668
固定負債	876,952
株主資本	535,578
資本剰余金	35,000
利益剰余金	500,578
その他利益剰余金	500,578
(うち当期純利益)	(4,231)
負債・純資産合計	1,547,200

#### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
令和七年五月二十二日  
川崎市川崎区京町二丁目二番四号  
(甲) 徳栄地所株式会社  
代表取締役 徳増 栄治  
川崎市川崎区京町二丁目二番四号  
(乙) 株式会社ホームメンテ神奈川  
代表取締役 徳増 栄治

### 第5期決算公告

令和7年5月22日  
東京都世田谷区北沢二丁目13番4号  
第2伊奈ビル1F  
株式会社いろり東京  
代表取締役 千代 拓也  
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資産の産部	
流動資産	58,360
固定資産	55,570
資産合計	113,930
負債純資産及び部	
流動負債	46,320
固定負債	23,165
株主資本	44,445
資本剰余金	1,000
利益剰余金	43,445
その他利益剰余金	43,445
(うち当期純損失)	(872)
負債・純資産合計	113,930

### 第5期決算公告

令和7年5月22日  
千葉県柏市旭町一丁目10番5号  
サンシャインヒルズ1F  
株式会社いろり千葉  
代表取締役 千代 拓也  
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資産の産部	
流動資産	128,051
固定資産	122,836
資産合計	250,887
負債純資産及び部	
流動負債	80,187
固定負債	22,890
株主資本	147,810
資本剰余金	1,000
利益剰余金	146,810
その他利益剰余金	146,810
(うち当期純利益)	(40,762)
負債・純資産合計	250,887

#### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
令和七年五月二十二日  
千葉県柏市旭町一丁目一〇番五号サンシャインヒルズ1F  
(甲) 株式会社いろり千葉  
代表取締役 千代 拓也  
東京都世田谷区北沢二丁目一三番四号  
第二伊奈ビル1F  
(乙) 株式会社いろり東京  
代表取締役 千代 拓也

### 第59期決算公告

令和7年5月22日  
北海道釧路郡釧路町桂木二丁目4番地3  
株式会社マルタミ  
代表取締役 田中 裕輔  
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金 額(百万円)
資産の産部	
流動資産	137
固定資産	30
資産合計	168
負債純資産及び部	
流動負債	39
固定負債	129
株主資本	10
資本剰余金	119
利益準備金	2
その他利益剰余金	116
(うち当期純利益)	(0)
負債・純資産合計	168

### 第18期決算公告

令和7年5月22日  
大阪府中央区西心斎橋一丁目5番25号  
ジネスビル1階  
株式会社FASCINATE  
代表取締役 徳永 剛  
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(百万円)
資産の産部	
流動資産	384
固定資産	93
資産合計	477
負債純資産及び部	
流動負債	83
固定負債	210
株主資本	183
資本剰余金	7
利益剰余金	176
その他利益剰余金	176
(うち当期純利益)	(55)
負債・純資産合計	477

#### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。  
効力発生日は令和七年六月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月十三日に予定しております。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
令和七年五月二十二日  
大阪府中央区西心斎橋一丁目五番二五号ジネスビル1階  
(甲) 株式会社FASCINATE  
代表取締役 徳永 剛  
北海道釧路郡釧路町桂木二丁目四番地三  
(乙) 株式会社マルタミ  
代表取締役 田中 裕輔

**第11期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 富山市二口町四丁目2番地2  
 ベルパティオC棟  
**株式会社CHEERS**  
 代表取締役 池田 英治  
**貸借対照表の要旨**  
 (令和6年8月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の 産部	流動資産	211
	固定資産	—
	合計	211
負債純 資産の 及び部	流動負債	208
	固定負債	3,006
	株主資本	△3,002
	資本剰余金	2,000
	利益剰余金	△5,002
	その他利益剰余金	△5,002
	(うち当期純損失)	(271)
	合計	211

**第8期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 富山市二口町四丁目2番地2  
 ベルパティオC棟  
**株式会社みらいデザインパートナーズ**  
 代表取締役 池田 英治  
**貸借対照表の要旨**(令和6年11月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産の 産部	流動資産	30,738
	固定資産	17,336
	合計	48,075
負債純 資産の 及び部	流動負債	12,434
	固定負債	22,968
	株主資本	12,671
	資本剰余金	1,500
	利益剰余金	11,171
	その他利益剰余金	11,171
	(うち当期純利益)	(3,865)
	合計	48,075

**合併公告**  
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
 令和七年五月二十二日  
 富山市二口町四丁目二番地二ベルパティオC棟  
 (甲)株式会社みらいデザインパートナーズ  
 代表取締役 池田 英治  
 富山市二口町四丁目二番地二ベルパティオC棟  
 (乙)株式会社CHEERS  
 代表取締役 池田 英治

**第18期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 大阪府東大阪市玉串元町一丁目11番5号  
**株式会社ウィルホーム**  
 代表取締役 辰巳 万里  
**貸借対照表の要旨**  
 (令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の 産部	流動資産	4,987
	固定資産	113,329
	合計	118,316
負債純 資産の 及び部	流動負債	336
	固定負債	92,589
	株主資本	25,390
	資本剰余金	3,000
	利益剰余金	22,390
	その他利益剰余金	22,390
	(うち当期純損失)	(677)
	合計	118,316

**第47期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 大阪府東大阪市玉串元町一丁目11番5号  
**株式会社タツイチ**  
 代表取締役 辰巳 市郎  
**貸借対照表の要旨**  
 (令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の 産部	流動資産	411,194
	固定資産	1,090,730
	合計	1,501,924
負債純 資産の 及び部	流動負債	51,618
	固定負債	1,263,323
	株主資本	186,982
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	176,982
	その他利益剰余金	176,982
	(うち当期純利益)	(13,729)
	合計	1,501,924

**合併公告**  
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。効力発生日は令和七年七月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
 令和七年五月二十二日  
 大阪府東大阪市玉串元町一丁目一五番五号  
 (甲)株式会社タツイチ  
 代表取締役 辰巳 市郎  
 大阪府東大阪市玉串元町一丁目一五番五号  
 (乙)株式会社ウィルホーム  
 代表取締役 辰巳 万里

**第5期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 大阪市中央区平野町一丁目7番1号  
**株式会社社の絆計画**  
**貸借対照表の要旨**  
 (令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の 産部	流動資産	5,144
	固定資産	6,948
	繰延資産	1,775
	合計	13,868
負債純 資産の 及び部	流動負債	39,961
	固定負債	1,200
	株主資本	△27,293
	資本剰余金	3,000
	利益剰余金	△30,293
	その他利益剰余金	△30,293
	(うち当期純損失)	(12,418)
	合計	13,868

**第8期決算公告** 令和7年5月22日  
 大阪市中央区平野町一丁目7番1号  
 堺筋高橋ビル6F  
**アクセス・スタートアップ株式会社**  
**貸借対照表の要旨**(令和6年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の 産部	流動資産	313,581
	固定資産	205,986
	繰延資産	3,185
	合計	522,753
負債純 資産の 及び部	流動負債	38,282
	固定負債	424,980
	株主資本	59,491
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	39,491
	特別償却準備金	24,171
	圧縮積立金	214
その他利益剰余金	15,105	
(うち当期純損失)	(11,121)	
	合計	522,753

**合併公告**  
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
 令和七年五月二十二日  
 大阪市中央区平野町一丁目七番一五号  
 堺筋高橋ビル6F  
 (甲)アクセス・スタートアップ株式会社  
 代表取締役 石田 友洋  
 大阪市中央区平野町一丁目七番一五号  
 (乙)株式会社社の絆計画  
 代表取締役 石田 友洋

**第31期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 大阪市大正区泉尾六丁目4番6号  
**株式会社野田商会**  
 代表取締役 水野 正士  
**貸借対照表の要旨**(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産の 産部	流動資産	81,649
	固定資産	35,345
	合計	116,995
負債純 資産の 及び部	流動負債	10,673
	固定負債	77,970
	株主資本	28,351
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	18,351
	その他利益剰余金	18,351
	(うち当期純利益)	(△4,710)
	合計	116,995

**第46期決算公告**  
 令和7年5月22日  
 愛知県大府市横根町箕手41番地の163  
**株式会社東海塗装工業所**  
 代表取締役 水野 正士  
**貸借対照表の要旨**(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産の 産部	流動資産	862,928
	固定資産	1,214,398
	合計	2,077,327
負債純 資産の 及び部	流動負債	311,552
	固定負債	1,558,195
	株主資本	207,579
	資本剰余金	98,000
	利益剰余金	109,579
	特別準備金	1,450
	その他利益剰余金	108,129
(うち当期純利益)	(9,503)	
	合計	2,077,327

**合併公告**  
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月三十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
 令和七年五月二十二日  
 愛知県大府市横根町箕手四番地の一六三  
 (甲)株式会社東海塗装工業所  
 代表取締役 水野 正士  
 大阪市大正区泉尾六丁目四番六号  
 (乙)株式会社野田商会  
 代表取締役 水野 正士

**第34期決算公告** 令和7年5月22日  
熊本市中央区大江一丁目25番50号  
**観光タクシー株式会社**  
代表取締役 野上 正嗣

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	11,599
	固定資産	29,630
	合計	41,229
負債及び純資産の部	流動負債	170,818
	固定負債	△129,589
	株主資本	50,000
	資本剰余金	△179,589
	利益剰余金	△179,589
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	(3,120)
合計	41,229	

**第74期決算公告** 令和7年5月22日  
福岡市東区箱崎ふ頭五丁目9番36号  
**福岡交通株式会社**  
代表取締役 野上 正嗣  
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	683,676
	固定資産	592,518
	合計	1,276,195
負債及び純資産の部	流動負債	290,395
	固定負債	681,492
	株主資本	304,307
	資本剰余金	11,469
	利益剰余金	49
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	49
合計	1,276,195	

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
令和七年五月二十二日  
福岡市東区箱崎ふ頭五丁目九番三六号  
(甲) 福岡交通株式会社  
代表取締役 野上 正嗣  
熊本市中央区大江一丁目二五番五〇号  
(乙) 観光タクシー株式会社  
代表取締役 野上 正嗣

**第18期決算公告**  
令和7年5月22日  
東京都中野区沼袋一丁目19番9号  
**株式会社イーグルケミカル**  
代表取締役 佐藤 健一  
貸借対照表の要旨  
(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の産部	流動資産	12,963
	固定資産	100
	合計	13,063
負債及び純資産の部	流動負債	2,544
	固定負債	8,300
	株主資本	2,219
	資本剰余金	4,500
	利益剰余金	△2,280
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	△2,280
合計	13,063	

**第19期決算公告**  
令和7年5月22日  
東京都大田区東糞谷一丁目21番4号  
MSビル1F  
**株式会社イーグルスペース**  
(旧商号 株式会社プロスペース)  
代表取締役 佐藤 健一  
貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の産部	流動資産	53,285
	固定資産	7,170
	合計	60,455
負債及び純資産の部	流動負債	14,007
	固定負債	69,716
	株主資本	△23,267
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△33,267
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	△33,267
合計	60,455	

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
令和七年五月二十二日  
東京都大田区東糞谷一丁目二一番四号  
MSビル1F  
(甲) 株式会社イーグルスペース  
代表取締役 佐藤 健一  
東京都中野区沼袋一丁目一九番九号  
(乙) 株式会社イーグルケミカル  
代表取締役 佐藤 健一

**第8期決算公告** 令和7年5月22日  
東京都足立区西綾瀬二丁目4番1号  
**株式会社T Sビルディ**  
代表取締役 田中 信治  
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(円)
資産の産部	流動資産	18,767
	固定資産	73,397,014
	資産合計	73,415,781
負債及び純資産の部	流動負債	22,124,627
	固定負債	54,212,774
	株主資本	△2,921,620
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	△2,971,620
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	△2,971,620
負債・純資産合計	73,415,781	

**第63期決算公告** 令和7年5月22日  
東京都足立区西綾瀬二丁目4番1号  
**田中商事株式会社**  
代表取締役 田中 信治  
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科	目	金額(円)
資産の産部	流動資産	110,893,545
	固定資産	180,517,335
	資産合計	291,445,697
負債及び純資産の部	流動負債	88,087,037
	固定負債	39,656,009
	株主資本	163,702,651
	資本剰余金	48,000,000
	利益剰余金	129,109,651
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	12,000,000
自己株式	117,109,651	
負債・純資産合計	291,445,697	

**合併公告**  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。  
令和七年五月二十二日  
東京都足立区西綾瀬二丁目四番一號  
(甲) 田中商事株式会社  
代表取締役 田中 信治  
東京都足立区西綾瀬二丁目四番一號  
(乙) 株式会社T Sビルディ  
代表取締役 田中 信治

**第5期決算公告**

令和7年5月22日  
東京都墨田区横網一丁目10番5号  
KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2階  
**RH株式会社**  
代表取締役 周 泰鳳  
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額	科	目	金額
流動資産	5,035,316	流動負債	4,523,444		
固定資産	6,345,240	固定負債	4,071,774		
		負債合計	8,595,219		
		株主資本	2,785,336		
		資本剰余金	972,539		
		資本準備金	3,032,439		
		資本剰余金	1,502,439		
		その他資本剰余金	1,530,000		
		利益剰余金	△1,219,641		
		その他利益剰余金	△1,219,641		
		純資産合計	2,785,336		
資産合計	11,380,556	負債・純資産合計	11,380,556		

**損益計算書の要旨**  
(自 令和6年1月1日  
至 令和6年9月30日)  
(単位:千円)

科	目	金額
販売費及び一般管理費	32,354	
営業損失	32,354	
営業外収益	73,603	
営業外費用	201,614	
経常損失	160,365	
税引前当期純損失	160,365	
法人税、住民税及び事業税	23,717	
当期純損失	184,083	

**資本金の額の減少公告**  
当社は、資本金の額を八億七二五三万九〇二八円減少し、一億円とすることにいたしました。  
効力発生日は令和七年七月一日であり、株主総会の決議は令和七年五月二日に終了しております。  
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表及び損益計算書の要旨は左記のとおりです。  
令和七年五月二十二日  
東京都墨田区横網一丁目一〇番五号  
KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2階  
RH株式会社  
代表取締役 周 泰鳳

第53期決算公告 令和7年5月22日  
 福井市舞屋町第6号3番地1  
**株式会社技研設計**  
 代表取締役 東 正美  
 貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	117,188
固定資産	43,925
合 計	161,114
負債純資産及び部	
流動負債	107,207
(賞与引当金)	(1,890)
(業務補償引当金)	(3,411)
固定負債	16,876
株主資本	37,030
資本剰余金	10,000
利益剰余金	27,030
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	24,530
(うち当期純利益)	(39,231)
合 計	161,114

合併公告  
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにした。  
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
 なお、両社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。  
 令和7年5月22日  
 横浜市西区久保町五番二〇号  
 (甲) 株式会社技研コンサルタント  
 代表取締役 真田 浩幸  
 福井市舞屋町第六号三番地一  
 (乙) 株式会社技研設計  
 代表取締役 東 正美

第34期決算公告 令和7年5月22日  
 東京都千代田区神田松永町20番地  
**加賀デパイス株式会社**  
 代表取締役社長 鈴木 克敏  
 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	
流動資産	4,825,403
固定資産	679,418
合 計	5,504,821
負債純資産及び部	
流動負債	1,500,103
(賞与引当金)	52,203
(業務補償引当金)	3,954,178
固定負債	395,200
株主資本	1,458,278
資本剰余金	2,100,699
利益剰余金	34,625
利益準備金	2,066,074
その他利益剰余金	(351,463)
(うち当期純利益)	△1,663
評価・換算差額等	
合 計	5,504,821

第52期決算公告

令和7年5月22日

横浜市西区久保町5番20号  
**株式会社技研コンサルタント**  
 代表取締役 真田 浩幸

貸借対照表の要旨  
 (令和6年6月30日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	291,136	流動負債	249,611
固定資産	29,127	(賞与引当金)	(2,080)
		(工事損失引当金)	(7,159)
		(業務補償引当金)	(4,752)
		固定負債	1,651
		株主資本	69,000
		資本剰余金	10,000
		利益剰余金	59,000
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	56,500
		(うち当期純利益)	(26,616)
資産合計	320,263	負債・純資産合計	320,263

合併公告  
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにした。  
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
 なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。  
 令和7年5月22日  
 富山市奥田新町一丁目二番二二〇号  
 (甲) N i X J A P A N 株式会社  
 代表取締役 市森 友明  
 富山市奥田新町一丁目二番二二〇号  
 (乙) N i X J A P A N 株式会社  
 代表取締役 市森 友明

第74期決算公告

令和7年5月22日

島根県出雲市長浜町1372番8

**福間商事株式会社**

代表取締役 福間 正純

貸借対照表の要旨  
 (令和6年6月30日現在) (単位：千円)

科 目	金 額
資産部	
流動資産	2,700,456
固定資産	2,794,849
合 計	5,495,305
負債及び純資産の部	
流動負債	1,880,544
法人税等引当金	78,932
固定負債	1,350,447
土地圧縮引当金	38,194
建物圧縮引当金	101
株主資本	2,264,313
資本剰余金	30,000
資本準備金	2,735
利益剰余金	2,735
利益準備金	2,231,663
利益準備金	7,500
その他利益剰余金	2,224,163
(うち当期純利益)	(189,146)
自己株式	△85
合 計	5,495,305

合併公告  
 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにした。  
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
 なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。  
 令和7年5月22日  
 島根県出雲市長浜町一三七二番八  
 (甲) 福間商事株式会社  
 代表取締役 福間 正純  
 島根県松江市東出雲町出雲郷八四番地六  
 (乙) 株式会社松江住設  
 代表取締役 福間 啓介

第12期決算公告

令和7年5月22日

島根県松江市東出雲町出雲郷84番地6

**株式会社松江住設**

代表取締役 福間 啓介

貸借対照表の要旨  
 (令和6年6月30日現在) (単位：千円)

科 目	金 額
資産部	
流動資産	186,244
固定資産	3,531
合 計	189,775
負債純資産及び部	
流動負債	78,783
法人税等引当金	40
株主資本	110,992
資本剰余金	9,000
利益剰余金	101,992
その他利益剰余金	101,992
(うち当期純利益)	(7,814)
合 計	189,775

第46期決算公告

令和7年5月22日

富山市奥田新町1番23号

**N i X J A P A N 株式会社**

代表取締役 市森 友明

貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位：千円)

科 目	金 額
資産部	
流動資産	2,142,468
固定資産	2,696,090
資産合計	4,838,559
負債及び純資産の部	
流動負債	2,089,497
(役員賞与引当金)	(45,400)
(賞与引当金)	(34,437)
(業務補償引当金)	(9,334)
(業務損失引当金)	(4,476)
固定負債	1,103,650
(退職給与引当金)	(65,166)
負債合計	3,193,147
株主資本	1,641,305
資本剰余金	80,000
利益剰余金	1,561,305
利益準備金	7,263
その他利益剰余金	1,554,041
(うち当期純利益)	(462,217)
評価・換算差額等	4,105
その他有価証券評価差額金	4,105
純資産合計	1,645,411
負債・純資産合計	4,838,559